

婦人労働資料 No. 69

婦人労働の実情

1958年

K. Adachi

労働省婦人少年局

は し が き

「婦人労働の実情」は一九五二年からひきつづき刊行しておりますが、これはその一九五六年分をとりまとめたものです。

最近の働く婦人の現状をおつたえするため、総理府統計局労働力調査、同就業構造基本調査、労働省毎月勤労統計調査、同労働異動調査、同個人別賃金調査、同労働組合基本調査、文部省学校基本調査、その他の労働統計の中から、婦人に関するものをひろい、これに簡単な説明を試みました。より詳しい実情をごらんになりたい方のためには、別刊婦人労働統計資料、女子保護の概況、労働組合の中の婦人―いずれも一九五六年分―などの資料が御参考になると存じます。

一九五七年九月

労働省婦人少年局



目次

一九五六年婦人労働の実情

一、婦人の就業

労働力人口

就業者

雇用者

労働市場状況

失業者

二、婦人の賃金と労働時間、日数

賃金

労働時間、日数

三、婦人の労働保護状況

労働基準法における婦人の保護

労働基準法中女子に関する条文の違反

一

一

二

一三

三三

三〇

三三

三三

四〇

四〇

四〇

三〇

母性保護規定の実施状況

婦人と労働衛生

婦人と労働災害

四、労働組合の中の婦人

組合加入状況

組合活動状況

五

六

七

八

九

十

一九五六年婦人労働の实情

一、婦人の就業

婦人が家事ばかりでなく、職業にも従事することに対して、なお、種々の批判があるにもかかわらず、近年、婦人の労働力人口（註）は年々ふえており、婦人の労働がわが国の産業発展の上に大きな寄与をしていることは動かせない事実となっています。

一九五六年についてみると、十四才以上の女子人口三、一三八万人の中五四・五％は労働力人口で過半数が生産に寄与しており、その状態の方が家事に専念するよりむしろ普通のこととなつてきています。

又、労働力人口中の婦人のしめる割合は四一％、雇用労働者中二九％が婦人ですから、生産活動の中で婦人も相当大きな役割を果していることが明らかです。

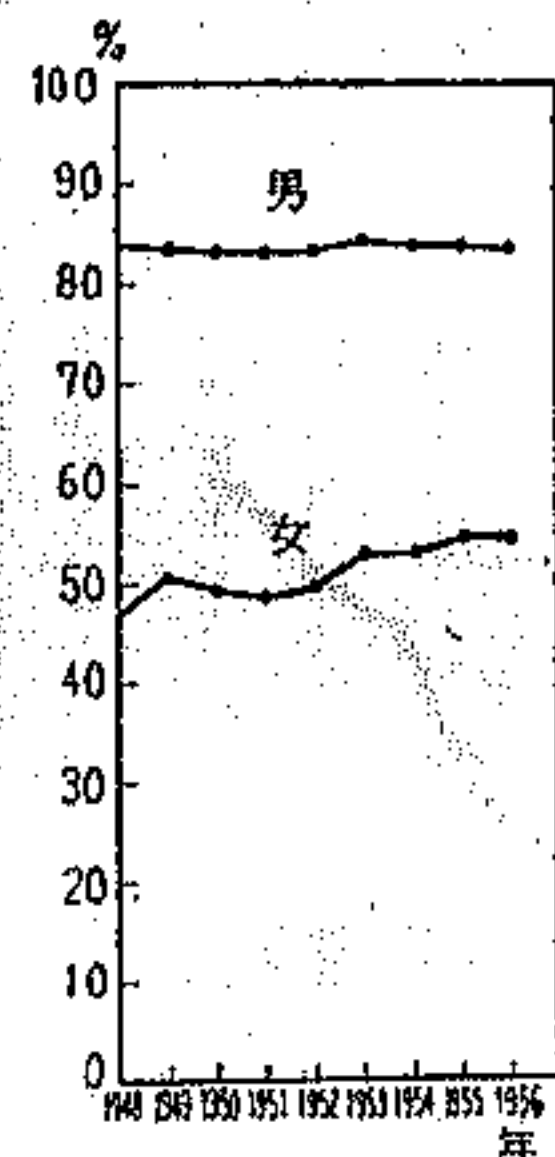
（註）労働力人口とは就業者と失業者の計をいう。

労働力人口

女子労働力人口の増加は例年とくらべてふりませんでした。

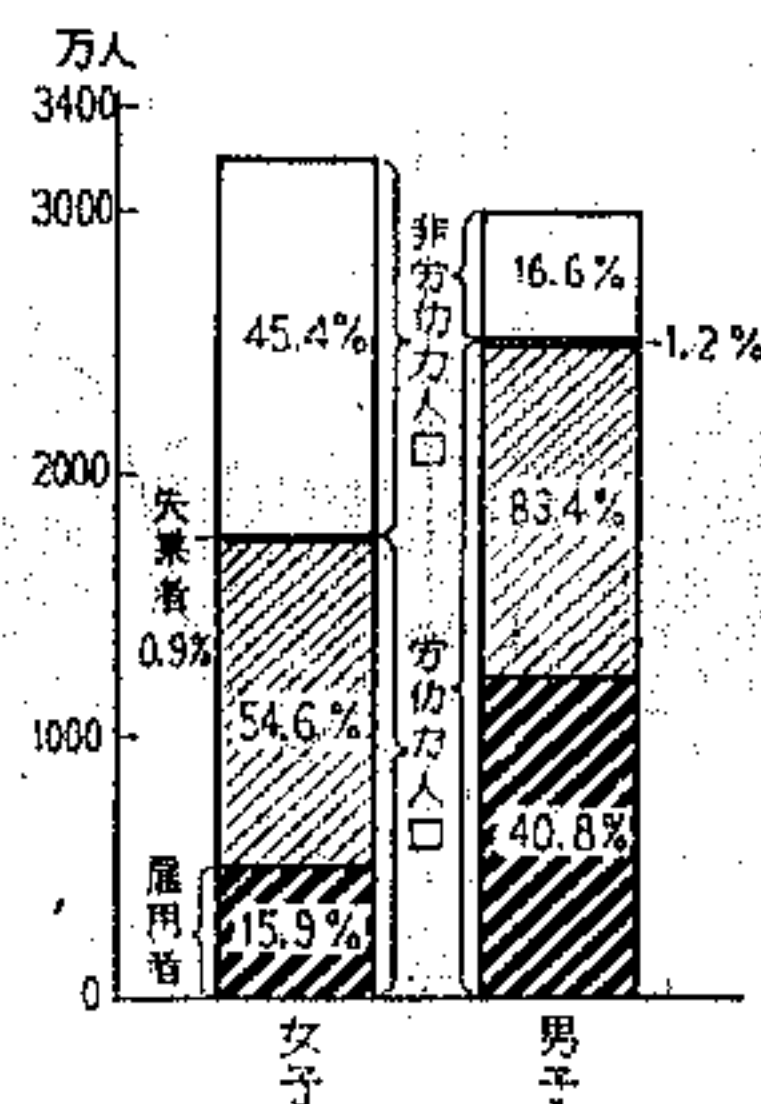
近年の女子の労働力人口のめざましい増加の一因はたしかに、十四才以上の女子人口のいちじるしい増加にあります。戦後、男子のばあいは、人口の増加と労働力人口の増加がほぼみあつてゐるのに対し、女子のばあいは、労働力人口の増加率は、十四才以上人口の増加率をはるかに上まわつてゐます。（図3）そのため、生産年令人口（十四才以上の人口のこと）中労働力人口のしめる割合が男子は年々八〇％を多少出たところでは安定しているのに、女子は、多少の変動はありながら、大体において、かなり、上むきの傾向を示しています。（表1・図2）

図2 年次別男女別の労働力人口比率 (1948~56年)



総理府統計局—労働力調査

図1 労働力、非労働力人口の割合 (1956年)



総理府統計局—労働力調査

表1 14才以上人口、労働力人口、非労働力人口 (1948~56年)

年	別	14才以上人口	労働力人口	非労働力人口	労働力1)人口比率	労働力人口男女別構成率
女						
		万人	万人	万人	%	%
1948年	平均	2,847	1,350	1,498	47.4	38.7
1949年	"	2,871	1,461	1,411	50.9	40.1
1950年	"	2,888	1,423	1,464	49.3	39.4
1951年	"	2,965	1,448	1,518	48.8	39.6
1952年	"	3,017	1,504	1,513	49.9	39.8
1953年	"	3,035	1,612	1,423	53.1	40.3
1954年	"	3,099	1,650	1,446	53.2	40.5
1955年	"	3,168	1,739	1,424	54.9	41.2
1956年	"	3,238	1,765	1,469	54.5	41.1
男						
		万人	万人	万人	%	%
1948年	平均	2,542	2,134	408	83.9	61.3
1949年	"	2,614	2,184	430	83.6	59.9
1950年	"	2,637	2,193	444	83.2	60.6
1951年	"	2,661	2,213	448	83.2	60.5
1952年	"	2,727	2,272	455	83.3	60.2
1953年	"	2,831	2,393	438	84.5	59.7
1954年	"	2,893	2,423	468	83.4	59.6
1955年	"	3,961	2,479	476	83.8	58.8
1956年	"	3,028	2,526	497	83.4	58.9

註 1) 14才以上人口中にしめる労働力人口の割合である。

2) 1956年1月から満14才以上人口は国勢調査及び人口動態統計によつて推計した数字を用いその他の結果はこれを基礎として算定することに改められている。1953年以降の数字についてもさかのぼつて修正した数字を用いた。

総理府統計局—労働力調査

就業者

女子労働力人口のうち、なんらかの仕事についている女子の就業者は、一、七三七万人で、前年より二六万の増加となりました。

のいない人、又は就業できない人々をいう。

これらの現象には、いろいろの原因があげられるでしょうが、これまでやむなく働いていた婦人達が、五六年の経済の好条件の反響を受けて、働かなくてもよくなったということもその一つといえましょう。

(註) 非労働力人口とは労働力人口以外の人、例えばまだ学校に通っている人、家庭にいる人、老人、病人等で、現在就業意

志のない人、又は就業できない人々をいう。

のと考えられましょう。(表2・図5・6)

これらの現象には、いろいろの原因があげられるでしょうが、これまでやむなく働いていた婦人達が、五六年の経済の好条件の反響を受けて、働かなくてもよくなったということもその一つといえましょう。

(註) 非労働力人口とは労働力人口以外の人、例えばまだ学校に通っている人、家庭にいる人、老人、病人等で、現在就業意

志のない人、又は就業できない人々をいう。

のと考えられましょう。(表2・図5・6)

これらの現象には、いろいろの原因があげられるでしょうが、これまでやむなく働いていた婦人達が、五六年の経済の好条件の反響を受けて、働かなくてもよくなったということもその一つといえましょう。

(註) 非労働力人口とは労働力人口以外の人、例えばまだ学校に通っている人、家庭にいる人、老人、病人等で、現在就業意

志のない人、又は就業できない人々をいう。

のと考えられましょう。(表2・図5・6)

これらの現象には、いろいろの原因があげられるでしょうが、これまでやむなく働いていた婦人達が、五六年の経済の好条件の反響を受けて、働かなくてもよくなったということもその一つといえましょう。

(註) 非労働力人口とは労働力人口以外の人、例えばまだ学校に通っている人、家庭にいる人、老人、病人等で、現在就業意

志のない人、又は就業できない人々をいう。

のと考えられましょう。(表2・図5・6)

これらの現象には、いろいろの原因があげられるでしょうが、これまでやむなく働いていた婦人達が、五六年の経済の好条件の反響を受けて、働かなくてもよくなったということもその一つといえましょう。

(註) 非労働力人口とは労働力人口以外の人、例えばまだ学校に通っている人、家庭にいる人、老人、病人等で、現在就業意

志のない人、又は就業できない人々をいう。

のと考えられましょう。(表2・図5・6)

これらの現象には、いろいろの原因があげられるでしょうが、これまでやむなく働いていた婦人達が、五六年の経済の好条件の反響を受けて、働かなくてもよくなったということもその一つといえましょう。

図5 女子の配偶関係別就業率（一九五二—一九五六年）

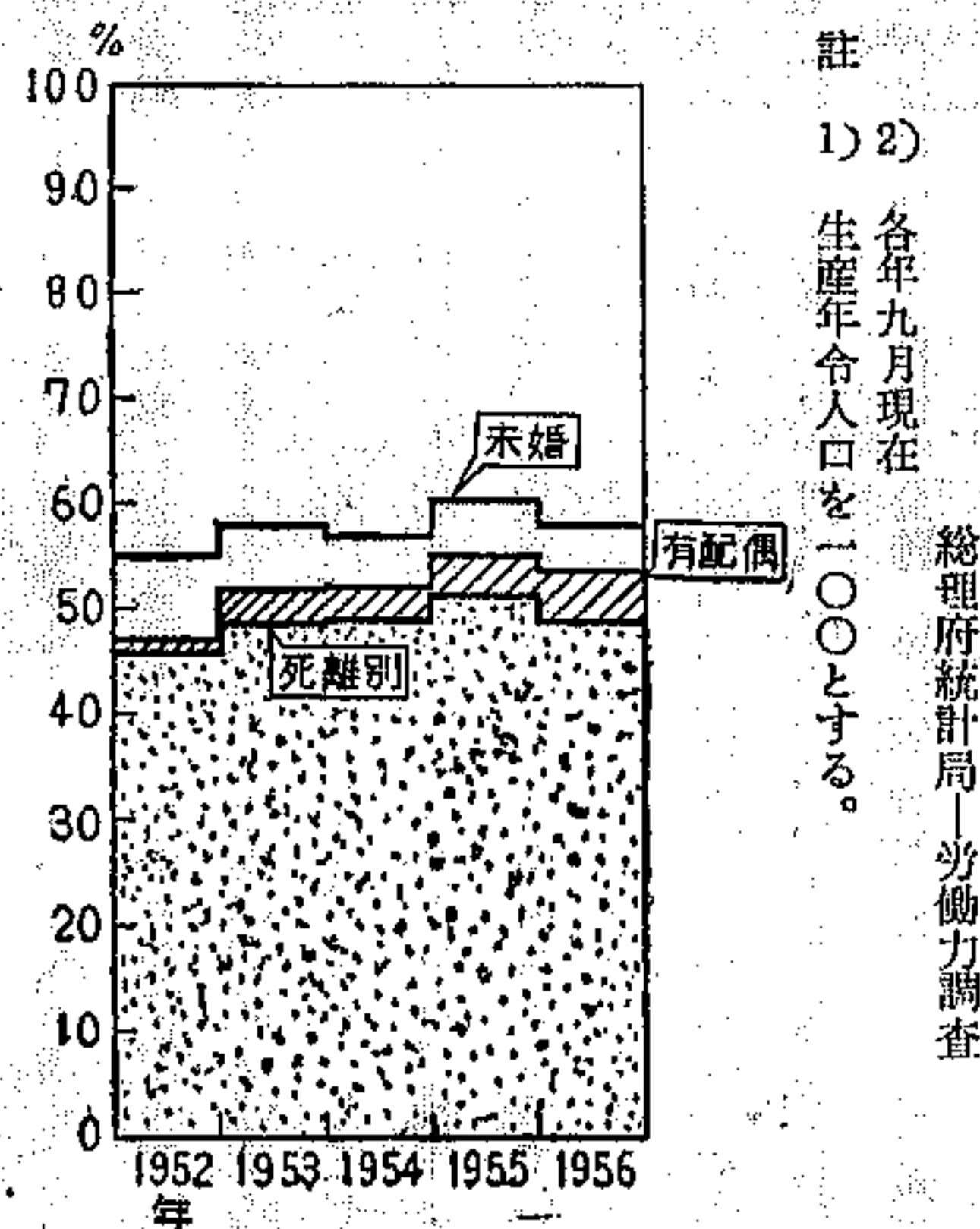


図6 男女別非労働力人口の内訳（1956年）

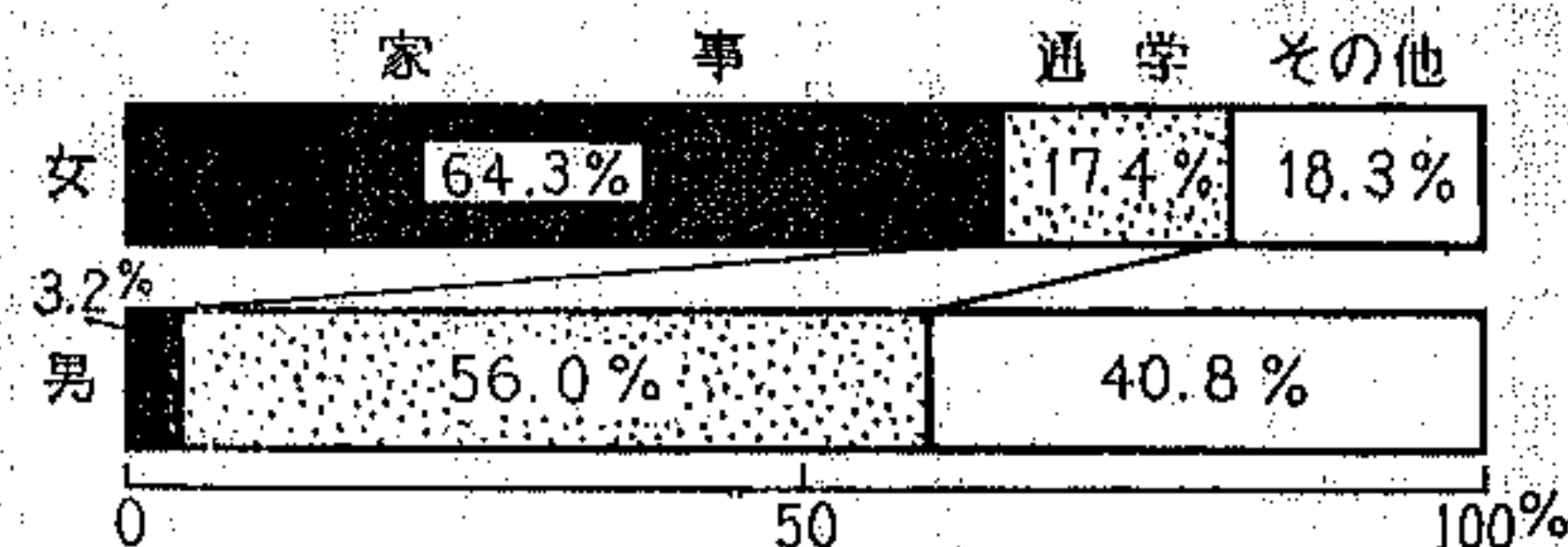


表2 主な活動別非労働力人口（1952—56年）

	女				男			
	総数	家事	通学	その他及び不詳	総数	家事	通学	その他及び不詳
1952年9月	万人 1,519	万人 1,022	万人 236	万人 261	万人 468	万人 10	万人 273	万人 186
1953年9月	万人 1,422	万人 941	万人 222	万人 260	万人 435	万人 16	万人 242	万人 177
1954年9月	万人 1,440	万人 944	万人 247	万人 249	万人 439	万人 18	万人 257	万人 164
1955年9月	万人 1,369	万人 884	万人 236	万人 250	万人 461	万人 16	万人 259	万人 186
1956年9月	万人 1,463	万人 936	万人 267	万人 261	万人 508	万人 13	万人 304	万人 191

総理府統計局—労働力調査

図3 14才以上人口、労働力人口の推移（1948—56年）

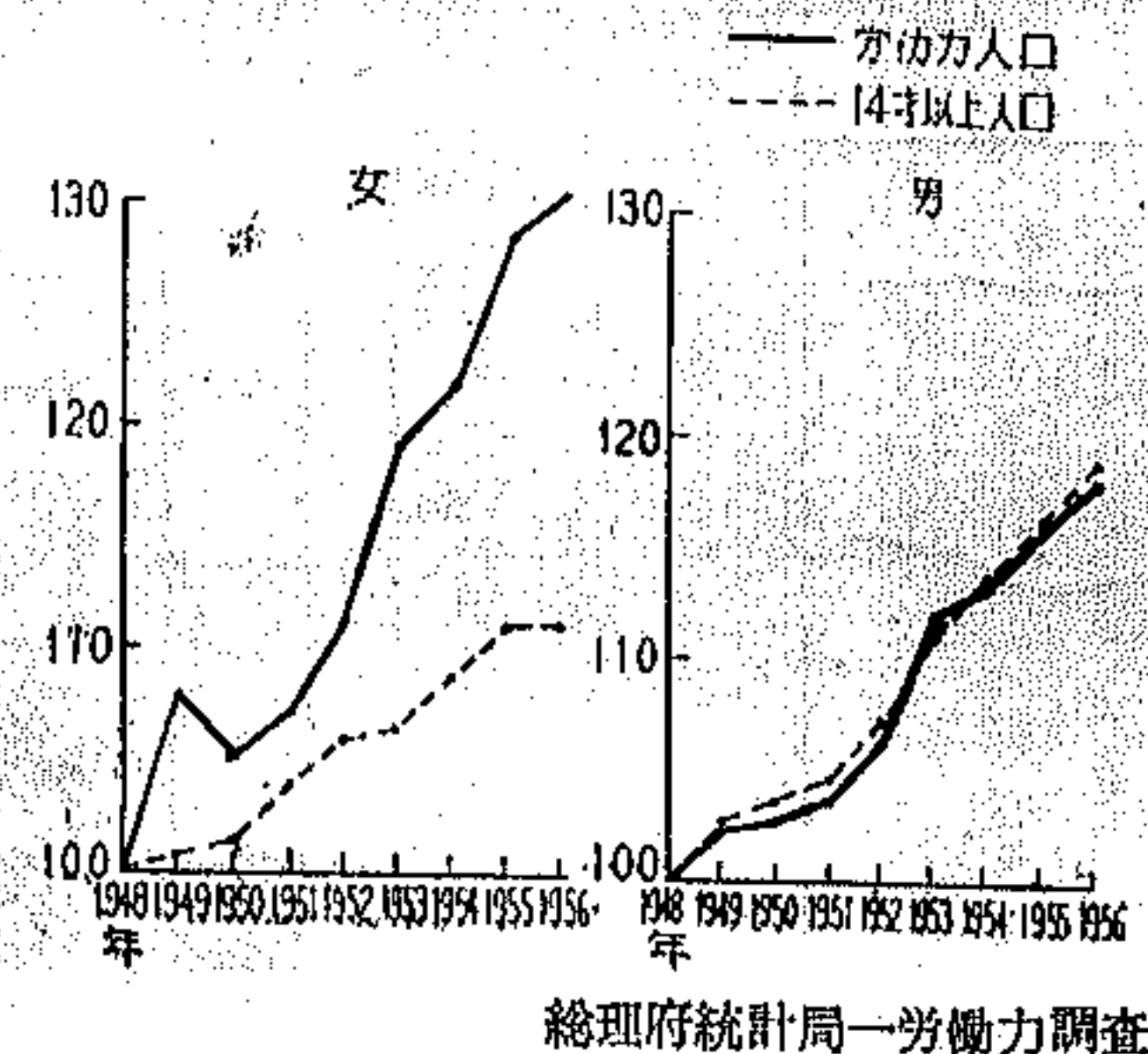


図4 男女別年令階級別労働力人口比率の推移（1950—56年）

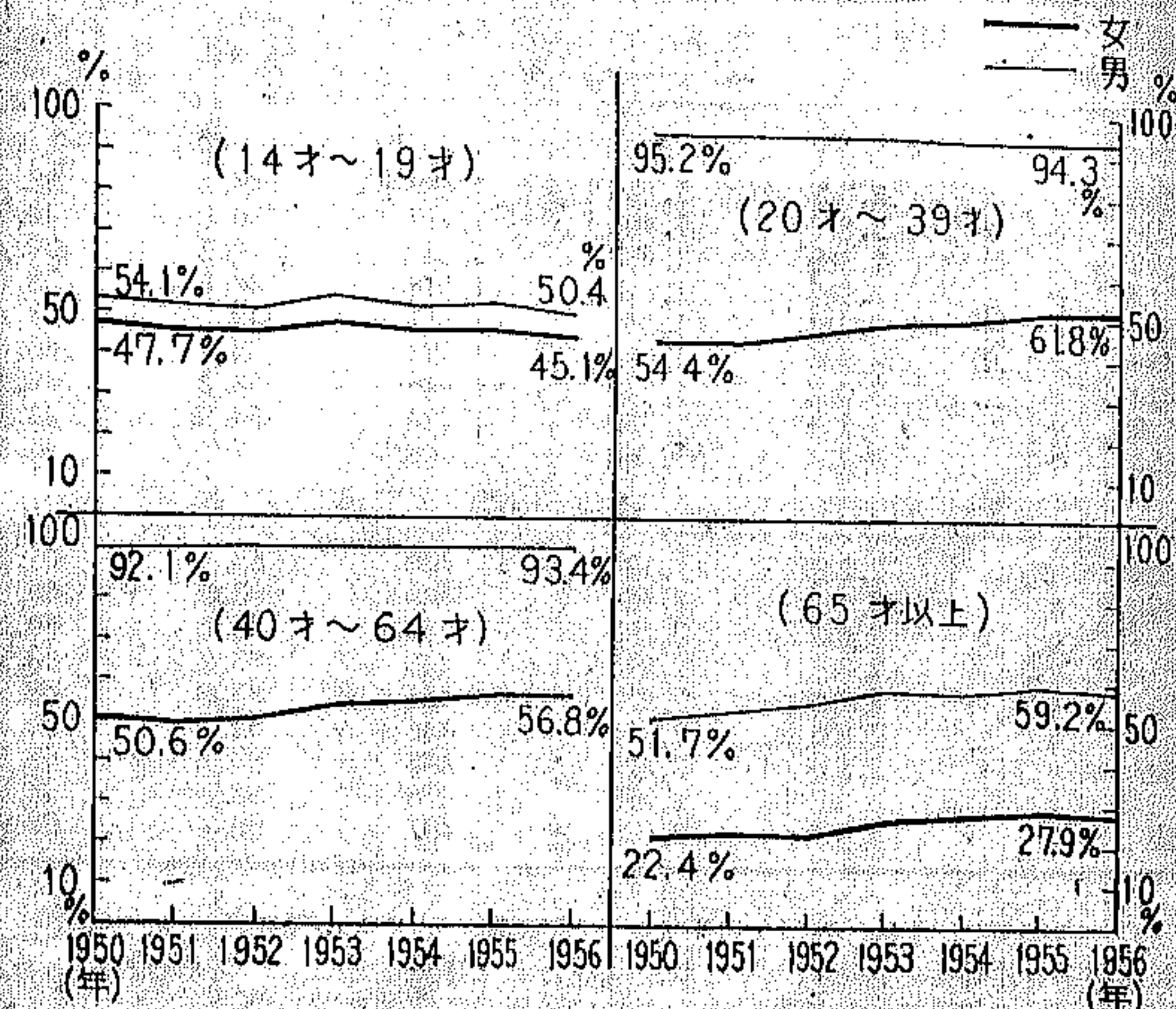
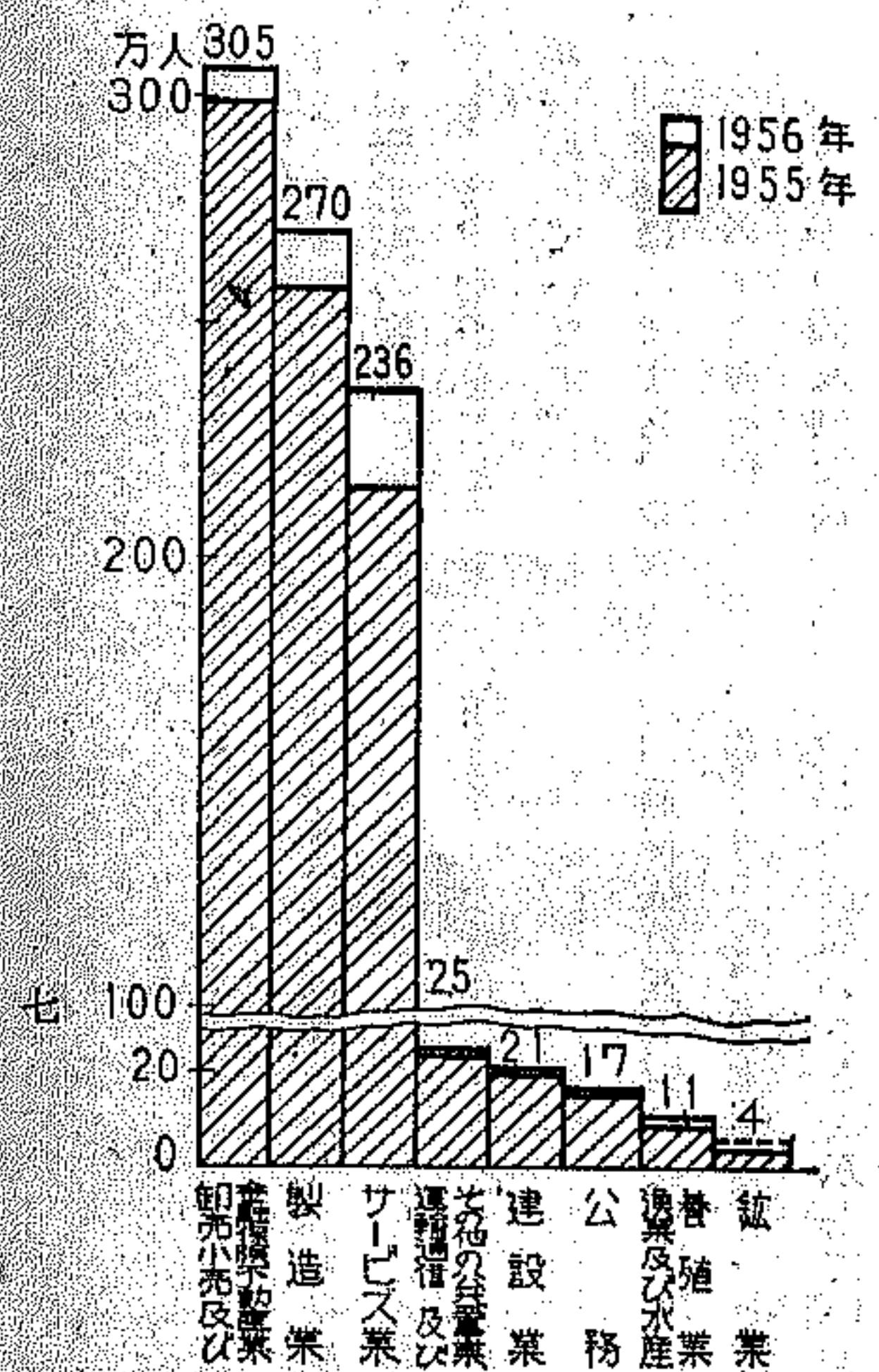


表3 産業別就業者(1955年, 1956年)

		非 農 林 業											
		金産業	農林業	計	漁業及 水産 養殖業	鉱業	建設 業	製造業	卸売小 売業及 金融 保険 不動産	運輸通 信お よそ の公 事	サービ ス業	公務	分類不 能の 産 業
女	1955年	万人 1,711	万人 871	万人 840	万人 9	万人 6	万人 20	万人 255	万人 295	万人 24	万人 214	万人 16	万人 2
	1956年	万人 1,737	万人 846	万人 890	万人 11	万人 4	万人 21	万人 270	万人 305	万人 25	万人 236	万人 17	万人 1
男	1955年	万人 2,439	万人 854	万人 1,584	万人 45	万人 46	万人 153	万人 463	万人 380	万人 172	万人 217	万人 101	万人 2
	1956年	万人 2,491	万人 835	万人 1,656	万人 48	万人 42	万人 161	万人 496	万人 398	万人 182	万人 228	万人 100	万人 1

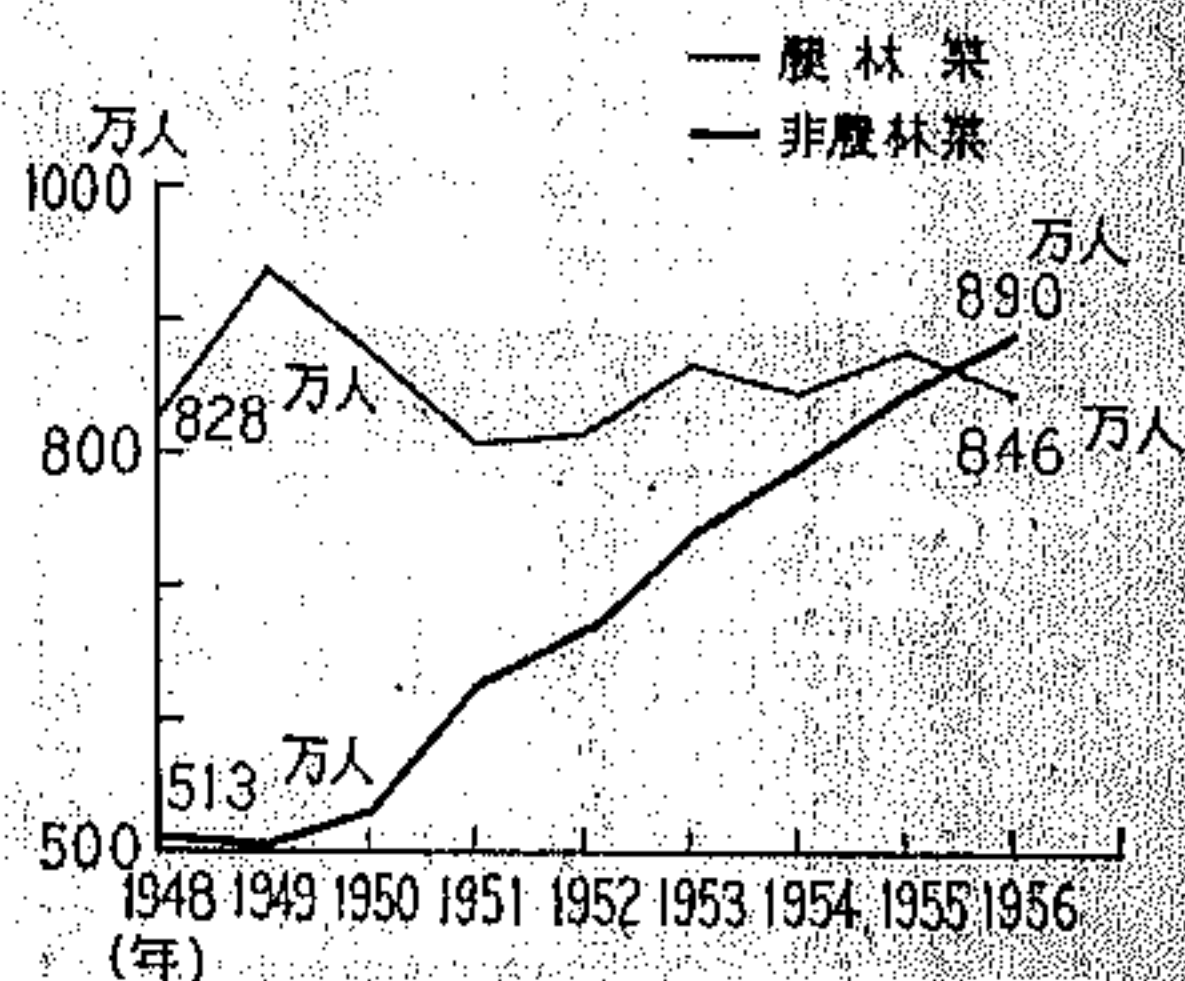
総理府統計局一労働力調査

図8 産業別女子就業者(1956年平均)



総理府統計局一労働力調査

図7 農林非農林別女子就業者の推移(1948~56年)



総理府統計局一労働力調査

この女子就業者数は、わが国の総就業人口の四一、一％にあたり、産業の五分の二が婦人によつて担われていることを示すものです。

一産業別にみた女子就業者

はじめて女子の非農林就業者数が農林就業者数を上廻りました。

一九五六年における女子就業者の状況をまず農林業、非農林業別にみると、農林業では前年より二五万人の減少をみせて八四六万人、非農林業では五〇万人増加して八九〇万人に達し、一九五六年に至り、はじめてこれまでの女子労働力人口の比重を逆転させて、非農林業に働く婦人の数は農林業に従事する婦人の数を上廻りました。(表3) この非農林業に就業する婦人の数の増加は、戦後経済の復興とともにめざましく、その推移をみると、一九四八年の五二一万人から八年間に、三七七万人、比率にして七四％の増加をしめし、一方農林業においては、年によつて波はありましたが、一九四八年の八二八万人から、全体としてそれほどめだつた増勢をみせず、一九五六年にはむしろ前年より減少して、結局僅かに二％強の増加となつてにすぎません。そのため農林、非農林の比率は一九四八年に三対二であつたのが、一九五六年には前述のとおり一対一強となりました。(図7)

非農林業のうちでも一九四八年以来、八年間に増加率、増加数ともにいちじるしく多いのはサービス業(増加率三七二％、増加数一八六万)、ついで卸売小売及び金融保険不動産業(二四二％、一七九万)、製造業(五〇％、九〇万)で、逆に減少したのは公務(二五万減)、鉱業(七万減)でした。

次に非農林業における一九五六年の女子就業者数を産業別にみると、最高は卸売小売及び金融不動産業(三〇五万人)、ついで製造業(二七〇万人)、サービス業(二三六万人)でこの三つの産業に働く婦人の数は、非農林女子就業者の九一％余を示しており、一般の経済情勢が好転したことによつて、サービス部門の増大、或はサービス需要の増大による関係産業の女子就業者の増加という最近の傾向が一九五六年も継続されたことがうかがわれます。(表3・図8)

― 従業上の地位別にみた女子就業者 ―

前年とくらべて、雇用者数が著しく増加したのに対して、家族従業者数が減少しました。
わが国の女子就業者についてみられる一つの特色は、近代的な労働関係にある雇用労働者（職場にやとわれて給料や賃金などを受けているもの）が比較的少く、事業の経営主の家族が賃金をもらわずに、家業に従事するという形―家族従業者が多いのですが、特に零細経営の多い農業では、女子を主とする家族従業者の労働力に負うところが大きく、農林業の女子就業者のうち家族従業者は八七%をしめています。

一九五六年における女子就業者の内訳に従業上の地位別にみますと、家族従業者が過半数の五六%、雇用者三〇%、業主一五%となつてゐるのに対して、男子の場合は、就業者の半数が雇用者、業主三三%、家族従業者一七%となつており、これは例年みられる傾向で、男子に対して女子の個人的な経済上の地位が可成低いことを示しています。が、本年は、さきにも述べた通り、農林業の女子就業者数の減少も影響して、家族従業者が二八万人減少し、これに対して雇用者が四八万人の増加を示しました。（図9の1）

このことは、ここ三、四年來の特筆すべき動きの一つで、家族従業者の増加数が、年々少くはなつてきていたが、前年より減少したのは一九五一年以來の現象でした。

雇用者の増加を農林業、非農林業別にみますと、農林業は三万人、非農林業が四四万人と、ほとんどが非農林業での増加であつたことは注目に価します。

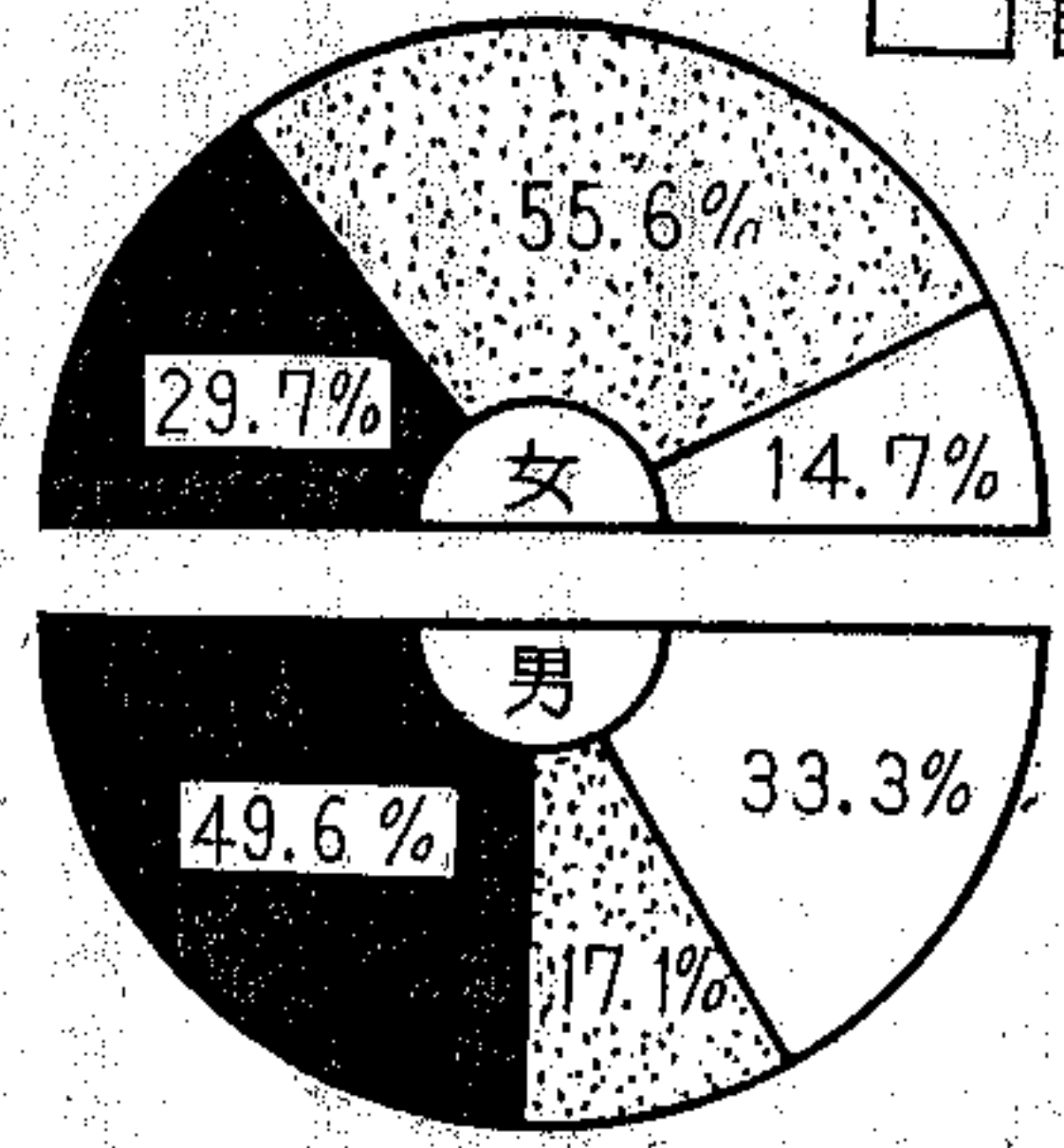
この女子の家族従業者の減少と、非農林業雇用者の増は、そのかぎりにおいて、わが国の女子就業者構成にみられる雇用労働者が比較的少くて、家族従業者が多いという非近代性の近代化、あるいは前進をしめすものといえましよう。

又、女子の自営業主は、雇用者のいない単独業主がほとんどといわれていますが、八万人程度の増加であり、非農

図9 男女別従業上の地位別就業者
(1956年)

1. 総数

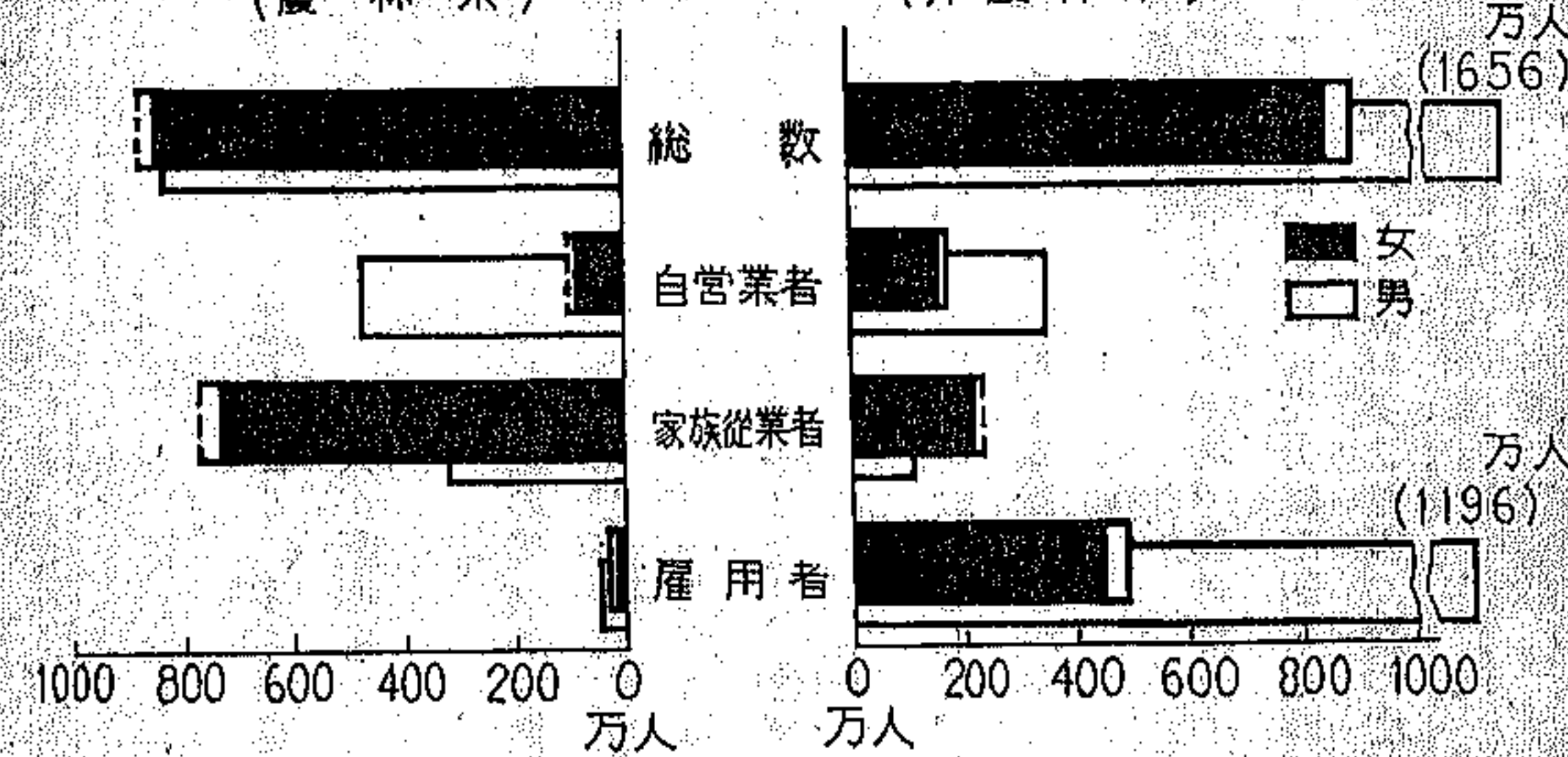
■ 雇用者
▨ 家族従業者
□ 自営業者



2 農、非農別

(農林業)

(非農林業)



(註) 女子のうち一は対前年増加分。……線は対前年減少分をしめす。

総理府統計局一労働力調査

林業における九万人の増加に対して、農林業は一万人の減少をみせました。(図9の2)

―女子の就業者と季節的変動―

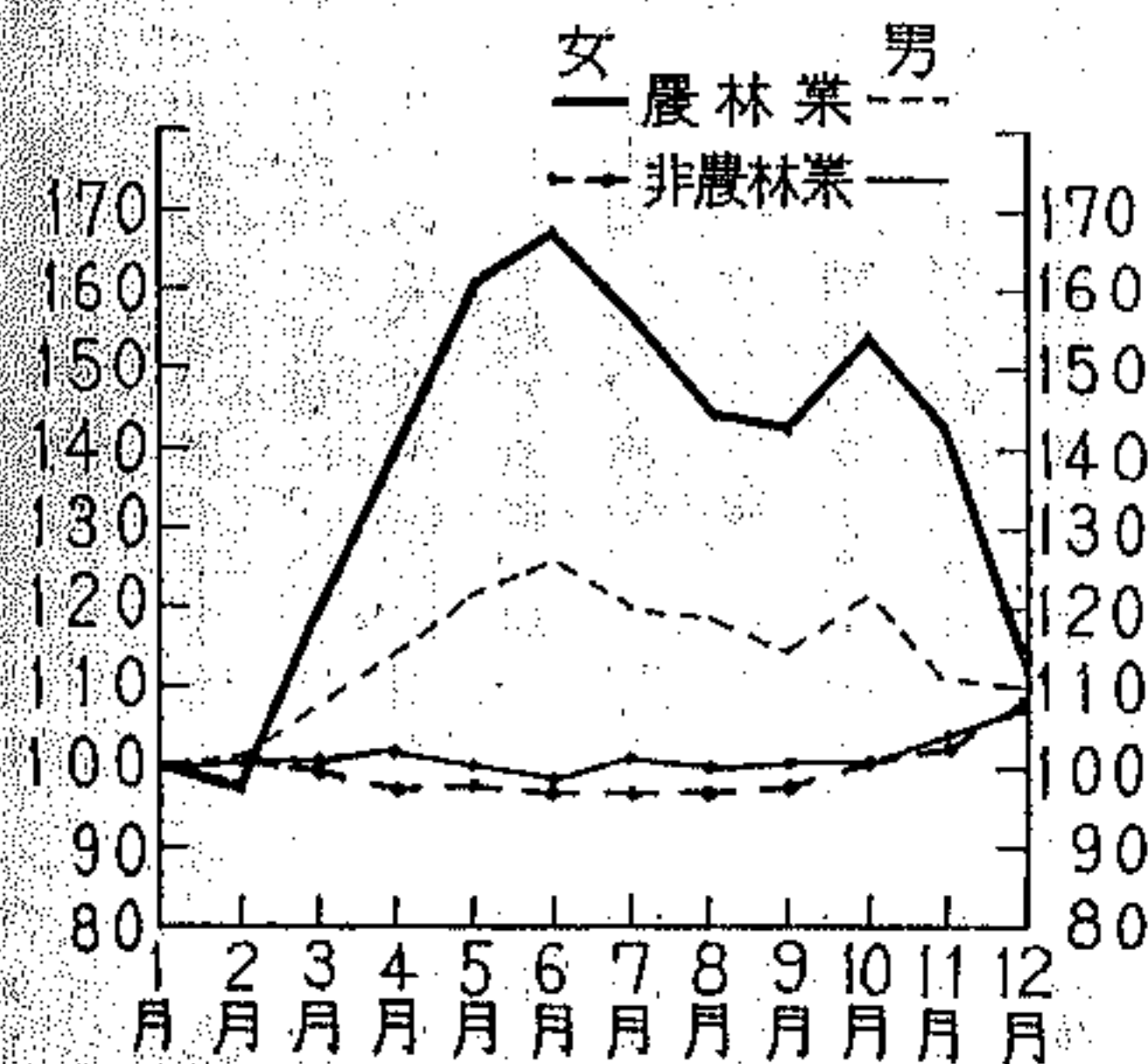
女子の就業者数は季節によって可成り大きく変動しています。

とかく婦人の仕事は、家事労働であるように思われてきましたが、実際には、前述したように多くの婦人達が生産活動に参加しています。しかも一九五六年九月現在、女子就業者の五四％に当る九五三万人が配偶者をもっていないが働いているのが実情です。

これらの女子の就業者は、男子よりも季節によって大きく変動しています。それはわが国の農業が零細な規模で動力よりも人の労働力に依存しているために、女子の農林業就業者は前述したように、ほとんどが家族従業者であり農繁期に大きく変動するので、その影響をうけて、女子の就業者全体も大きく動くからです。一九五六年についても、女子就業者、特に農林業就業者数は、農閑期の一・二月と、八・九月が大小二つの谷となり、農繁期の六月及び十月が二つの高い山となつた増減ぶりをみせ、最高の六月は一・〇四〇万人、最低の三月は六〇六万人と、その間に甚しい開きがあります。非農林業には農林業ほど大きな波はみられませんが、一・二月を最高として、農林業とはむしろ逆の増減を示しています。これは農繁期には農耕に、農閑期には非農林業に移動する就業者があるためと考えられます。(図10)

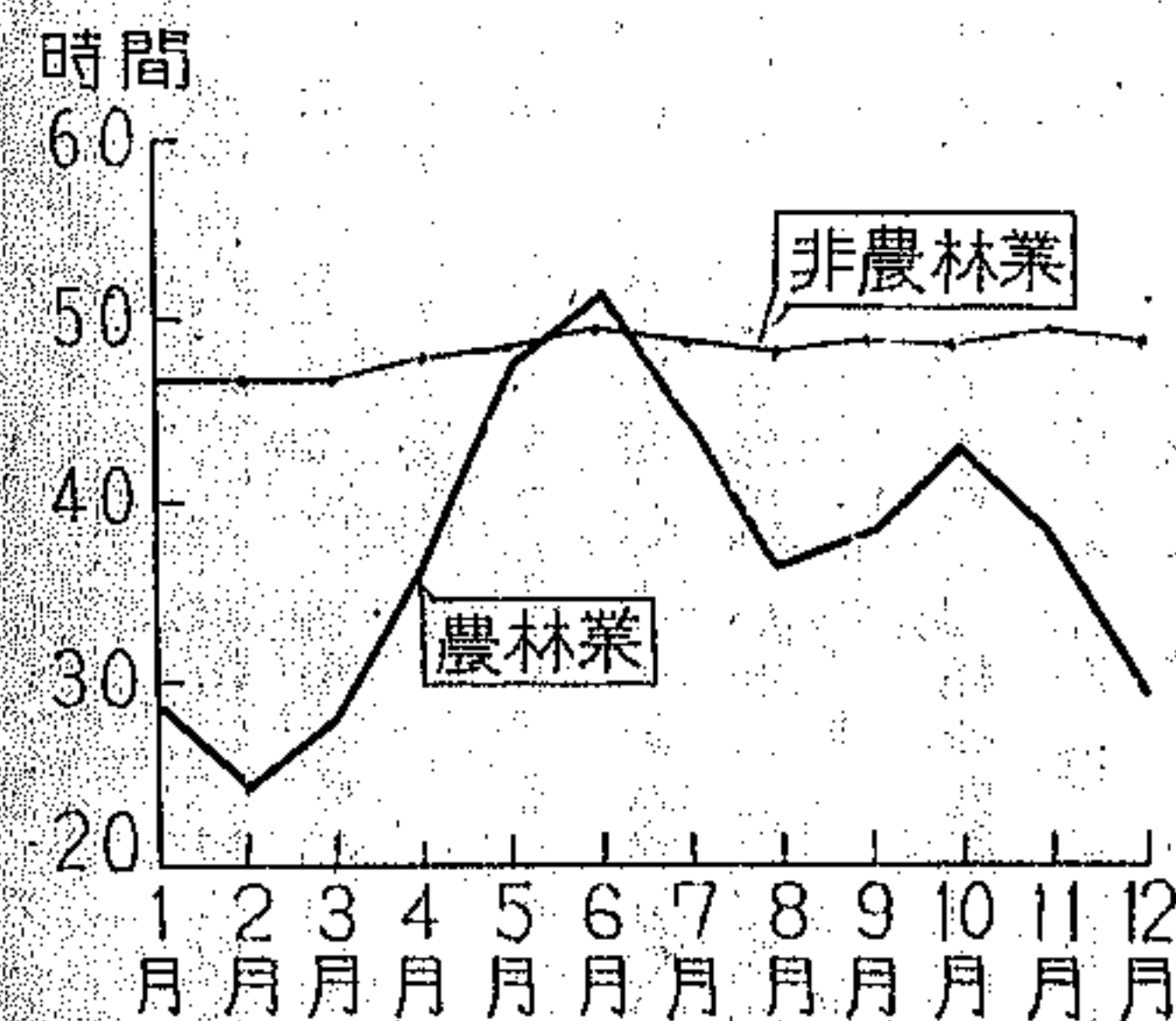
仕事の繁閑に応じて働く農林業では、就業時間にも大きな波があります。一九五六年平均、農林業女子の週間合計就業時間は三七・三時間(男子は四五時間)ですが、最高の六月は五一・三時間、最低の二月は二四・七時間と倍の開きがあります。非農林業の女子は四八・四時間(男子は五三・二時間)で平均して農林業より長くなっていますが、農林業のような季節の波はあまりみられません。(図11・12)

図10 就業者の季節的変動
(1956年) 1月=100



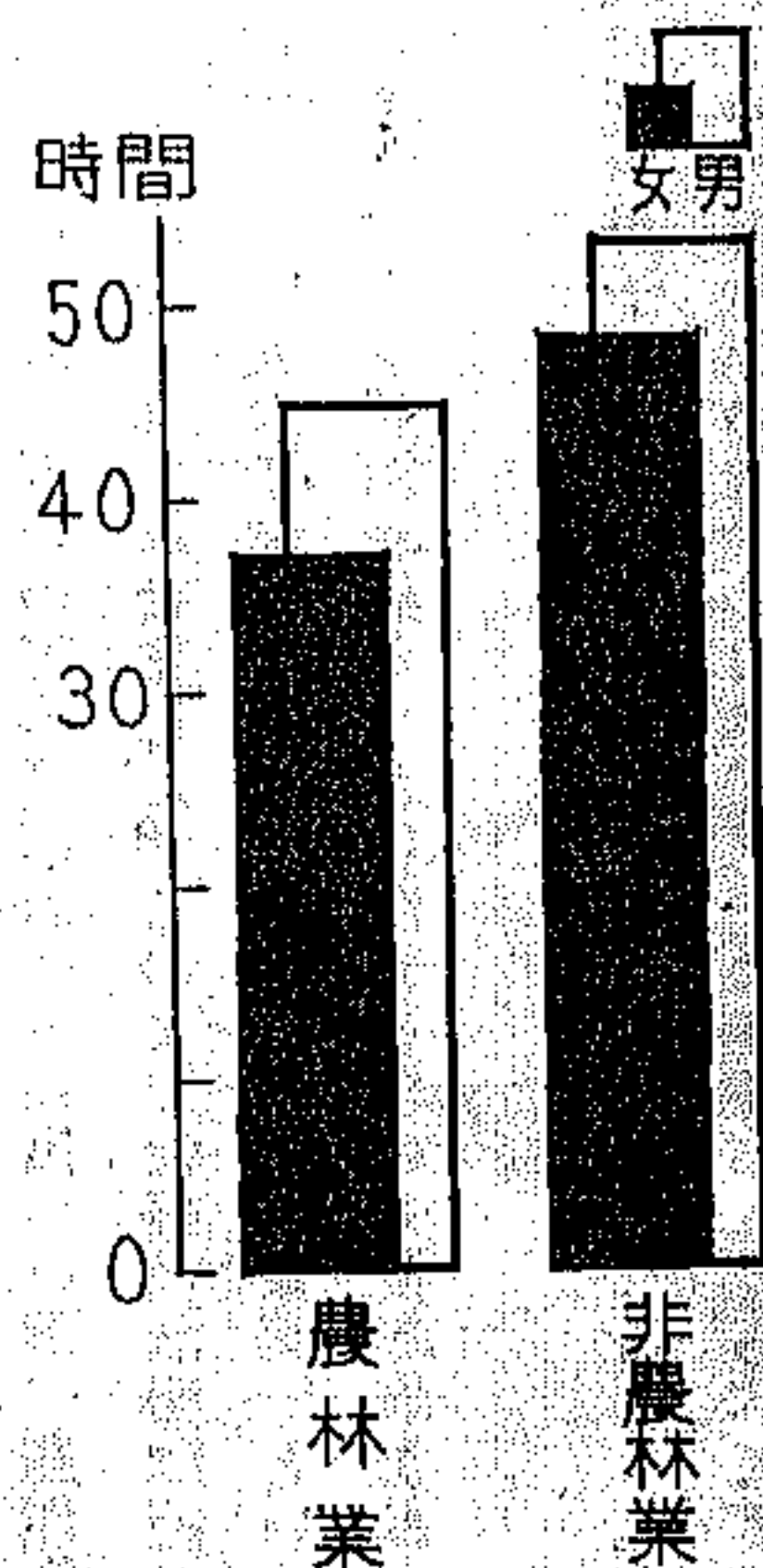
総理府統計局—労働力調査

図12 女子就業者の月別
週間合計就業時間
(1956年)



総理府統計局—労働力調査

図11 週間合計就業時間
の年平均
(1956年)



総理府統計局—労働力調査

表4 雇用者数の推移(1948—56年)

年 別	計	女 子	男 子	年別雇用者数 総数中女子の割合	増 加 率	
					女 子	男 子
年	万人	万人	万人	%		
1948	1,274	329	945	25.8	100	100
1949	1,242	309	933	24.9	94	99
1950	1,260	317	948	25.2	96	100
1951	1,370	372	998	27.2	113	106
1952	1,421	390	1,031	27.4	119	109
1953	1,480	406	1,093	27.1	123	116
1954	1,518	427	1,120	27.6	130	118
1955	1,597	467	1,150	28.9	142	122
1956	1,751	515	1,236	29.4	157	131

雇 用 者

女子雇用者数は、前年にひきつづきいじめるしい増加をみせ、はじめて五〇〇万台を突破しました。

戦後、女子雇用者は、男子雇用者と同様、一九四九年を除いて増加の一途を辿り、一九五六年には、俗に投資景気といわれた好条件を背景に、はじめて五〇〇万台を突破して五一五万人となりました。これは雇用者総数の二九・四％に相当しますので、我が国の雇用者一〇人のうち三人は女子ということになります。(表4)

五五年とくらべて異なる点は、男子雇用の大巾な増加の割には女子はのびなかつたということです。五五年の対前年増加数が、女子四〇万、男子三〇万で、女子が優勢であつたのに対して、五六年は女子四八万、男子八六万で、男子の増加数が女子のそれを上廻りました。(対前年増加率は女子一〇・三％、男子七・五％で、いぜんとして男子をしのいでいます。前年の女子九・四％、男子二・七とくらべると、その差は接近してきています。)

次にこの女子雇用者数の戦後推移を、一九四八年を一〇〇としてみますと、一九四九年には、経済九原則にもとづく企業整備による雇用の減退によつて九四と減少していますが、その後一九五〇年から五一年にかけて朝鮮動乱が起り、景気が回復すると、再び女子雇用者数は増加の傾向を示して、一九五一年には一一三となり、ひきつづき我が国経済の復興が進むにつれて年々増加し、ことに五五年の下半期における輸出の好調、農作物等の国内消費の伸び、これにともなう生産の拡大等を反映して大巾な増加をみせました。このような経済状況はそのまま五六年にはいつてからも継続し、その規模はますます拡大されて五六年末頃には、いわゆる「神武景気」という新造語が各方面でさかんに使われるほどの好況を示しましたので、女子雇用者数も、さらに五五年の対前年増加数を上廻つて、指数は一五七となりました。(図13)

しかしこの女子雇用者数の増減状況を男子とくらべてみますと、図13にみられるように大きな経済状況の動きに伴う四九年の減少、及び五一年、五五年、五六年の増加の中が、男子の増減中にくらべて可成大きいことが注目され、

表5 産業別女子雇用者数の推移(1954—56年)

産 業 別	1954年	1955年	1956年	総数中女子の割合
	平均	平均	平均	
全 産 業	427	467	515	29.4
農 林 業	17	19	22	35.5
非 農 林 業	410	448	493	29.2
漁 業 及 畜 産	2	2	2	9.1
水 産 養 殖 業	6	5	4	9.1
鉱 産 業	17	19	20	15.2
建 設 業	159	165	185	31.7
製 造 業	(74)	(84)	86	64.7
紡 織 業	(85)	(82)	99	35.3
その他の製造業	86	101	108	35.2
卸 売 小 売 並 び に 金 融 保 険 不 動 産 業 及 通 信 公 益 事 業	23	23	26	13.1
サ ー ビ ス 業	97	118	134	46.9
公 務	19	16	17	14.5
分類不能の産業	0	0	0	—

註1) () 内の数字は修正前のもの
総理府統計局—労働力調査

総理府統計局—労働力調査

図13 (1948—56年)

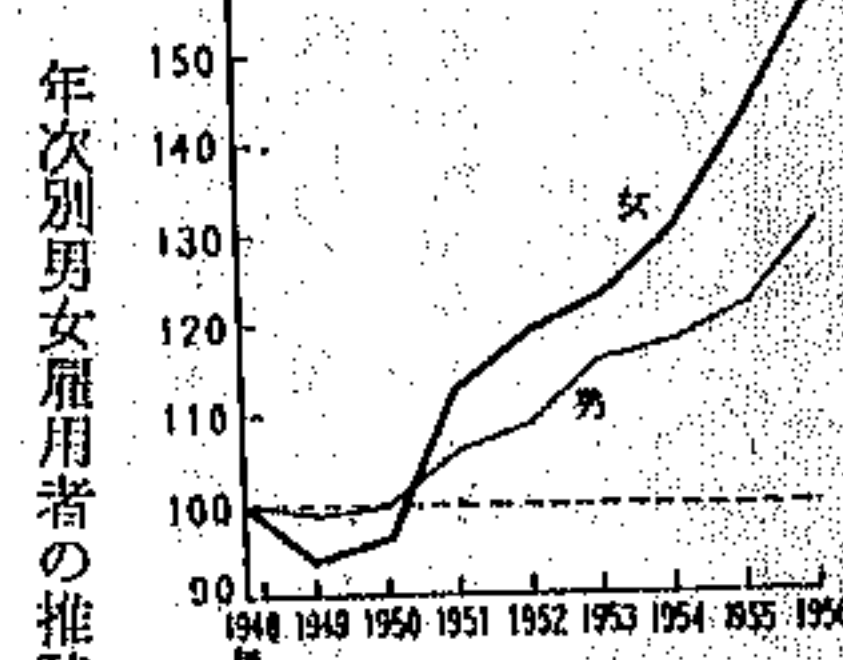
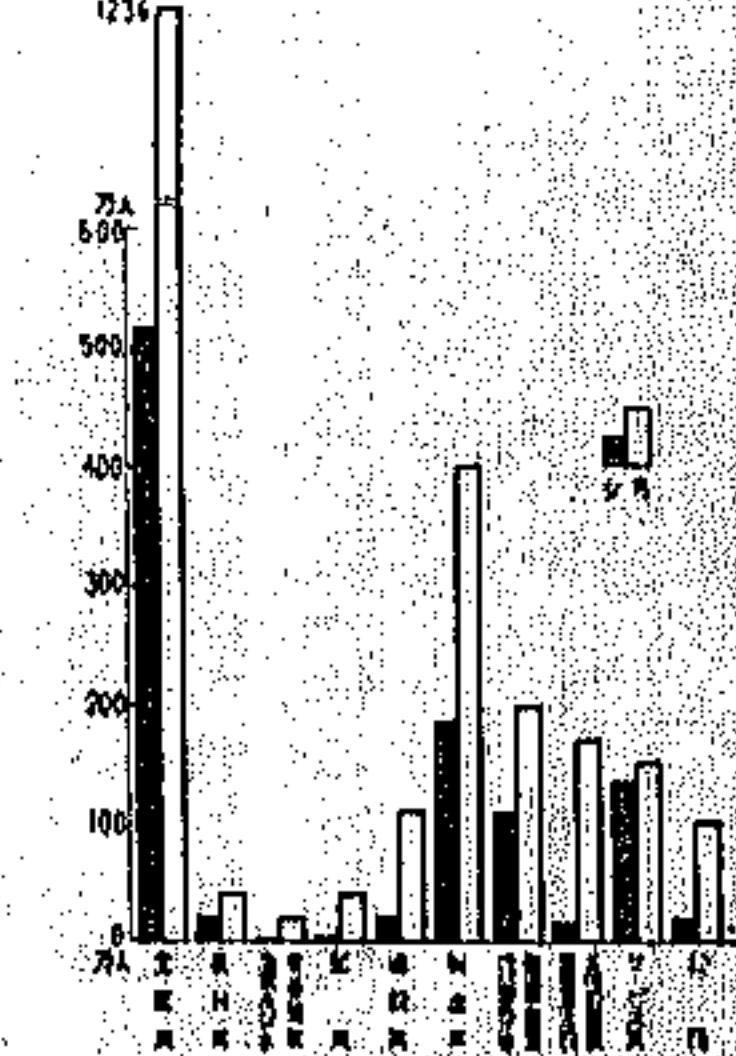


図14 産業別男女雇用者数の推移(一九五六年)



総理府統計局—労働力調査

このことは、すぐに外界の情勢に左右される女子雇用者の不安定な性格を示すものといえましょう。

―産業別の雇用者―

対前年増加数において、前年、第一、二位をしめていたサービス業、卸売小売及金融保険不動産業をしのいで、製造業が第一位となりました。

女子雇用者の職場は現在、あらゆる産業分野にひろがり、婦人の姿をみかけないところは稀といつてもよい程です。

一九五六年にも、鉱業をのぞく他のすべての産業において女子雇用者数は増加していますが、とくに女子雇用者が多く、かつ雇用者総数中にしめる割合の高い産業は、製造業（一八五万人、雇用者総数に対する女子の割合は三二％）、サービス業（一三四万人、四七％）、卸小売及び金融保険不動産業（二〇八万人、三五％）で、製造業の中でも輸出産業として重要な地位をしめる紡織業などは約六五％が女子労働力に負っています。（表5・図14）

又、女子雇用者が前年に比べて増加した数四八万人の九〇％は、この三産業に吸収されており、製造業二〇万、サービス業一六万、卸小売及び金融保険不動産業七万人でした。一九五六年において、とくに注目されることは、戦後一九五五年までは、一貫してサービス業、卸小売及び金融保険不動産業等の第三次産業（註）中心の就業者の増加が目立っていたのに対して、一九五六年にはいり、はじめて第二次産業（註）、中でも製造業の増加がいちじるしくなつたことで、女子雇用者の場合にも、この傾向が反映されて、五五年においてはその前の年に比べて増加数が第一、二位をしめていたサービス業、卸小売及び金融保険不動産業をしのいで、五六年には製造業が第一位の増加数を示したことです。

註 第一次産業―農林業、漁業及び水産養殖業

第二次産業―鉱業、建設業、製造業

第三次産業―卸小売及び金融保険不動産業、運輸通信及びその他の公益事業、サービス業、公務

次に製造業における女子雇用者増加の状況をみますと、（註）一九五六年の女子常用雇用者の増加は、率において男子のそれをやや上廻り、同年末は前年末にくらべて、女子は七・五％増、男子は六・一％増となっています。

さらに中分類産業別にみますと、二〇産業中一五産業で女子の方が高い増加率を示していますが、それらのうち、女子の増加率が男子の増加率の約二倍以上を示したものは、紡織、衣服、木材、紙、化学、ガラス、金属、輸送用機器、および精密機械等で、相当広範囲にわたっており、従来女子の職場とされていた軽工業だけでなく、それ以外の諸産業でも女子労働者の採用が増加していることが注目されます。

註 毎月勤労統計調査による

―職員、労働者、日雇別にみた雇用者―

女子雇用者のうち、常用労働者、見習徒弟層の割合が、前年にひきつづき大きくまりました。

女子労働者について、いわゆる職員、労働者、日雇別に分布状況をみますと、一九五六年、職員といわれる層（経営、事務、技術者が一六五万（三二％）、常用労働者、見習徒弟が二九六万（五八％）、日雇労働者が五四万（一一％）で、五四年来、職員の増加はふるわず、従つて、この比率は年々減少していますが、前年はその分だけ常用労働者、日雇に等分に増加しており、五六年は、職員とともに、日雇の割合もわずかですが、減少しましたので両者の減少分だけ常用労働者、徒弟層の割合が増加しています。

これに対して男子の場合も、五四年来日雇の比率は変つていませんが、職員の比率が年々一一・二％減少し、その代り常用労働者、見習徒弟の割合がそれだけ伸びていることは、女子と同じ傾向です。（表6・7・図15）

―事業場規模別にみた雇用者―

従来にくらべて女子雇用者の新規入職者の割合が大規模事業場に増加しました。

表 6 男女別職・労・日別雇用者 (割合)
(1954—56年)

		総 数	経営事務 技術者	常用労働 者見習 者	日・雇 労務者
1954年	女	100.0	35.9	53.8	10.3
	男	100.0	36.1	56.4	7.5
1955年	女	100.0	32.9	55.4	11.7
	男	100.0	34.8	57.6	7.6
1956年	女	100.0	32.0	57.5	10.5
	男	100.0	32.9	59.6	7.5

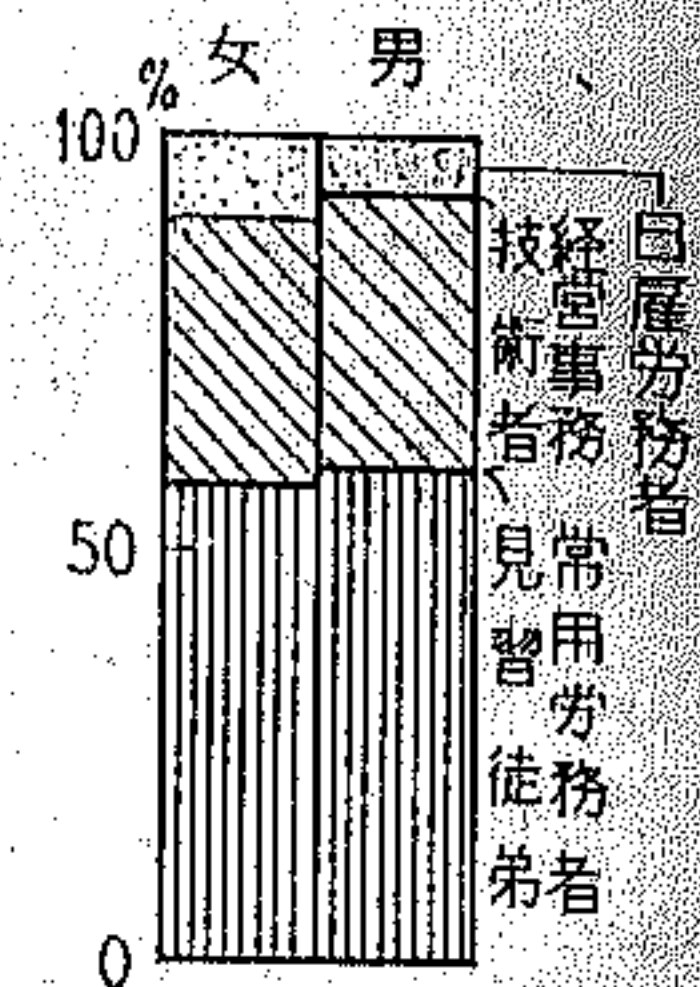
総理府統計局—労働力調査

表 7 職・労・日別雇用者数
(1956年)

性別	総 数	経営事務 技 術 者	常用労働 者見習 者	日雇労働者
女	万人 515	万人 165	万人 296	万人 54
男	1,236	407	736	92

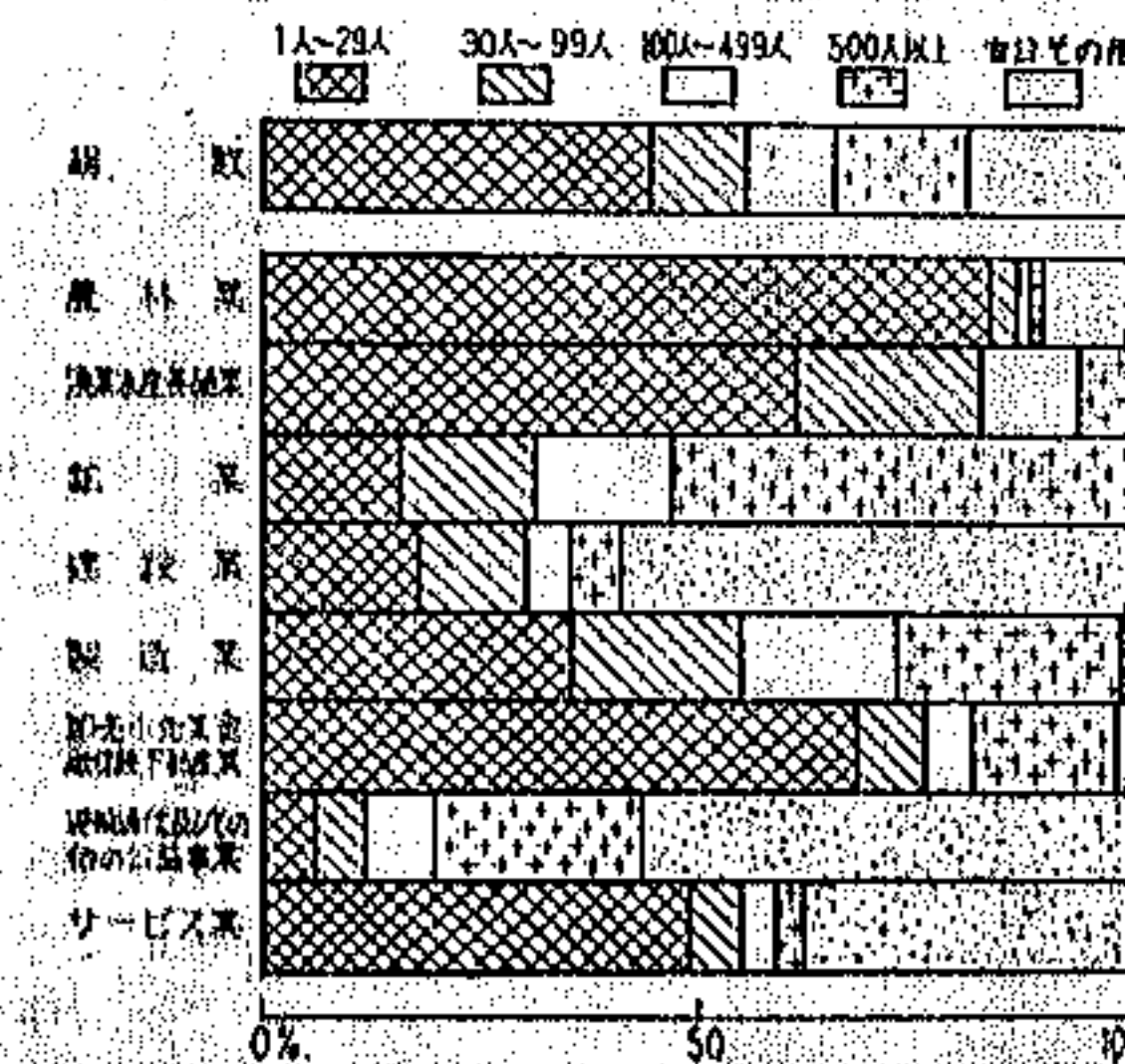
総理府統計局—労働力調査

図15 職・労・日別雇用者数
(割合) (1956年)



総理府統計局—労働力調査

図16 産業別企業規模別女子の
雇用者の割合 (1956年)



総理府統計局—就業構造基本調査

女子雇用者の事業場規模別の分布状況をみると、(註1)半数近く(四四%)は三〇人未満の零細事業場に働いており、ついで五〇〇人以上が一六%、三〇—九九人が一%、一〇〇—四九九人が九%の順となっており、(註2)男子の場合も分布傾向はだいたい同じですが、女子の方が幾分、小規模の事業場に多く、大規模の方に少い傾向がみられます。

さらに女子を最も多くとっている三産業についてみると、製造業では三分の一あまり(三五%)が三〇人未満に、四分の一(二六%)が五〇〇人以上の大事業場に働いており、卸小売金融保険不動産業では三分の二にあたる六七%が、サービス業でも五〇%近くが三〇人未満に働いているのと比べると、小規模の製造業に雇われている婦人は比較的少いといえます。このほか官公等への分布割合はごくわずかですが、サービス業では、官公、公共企業体等に働いているものが、三八%に及んでいます。(図16)

次に、一九五六年一年間における常用労働者(註3)の新規に入職した女子について規模別(三〇人以上)の分布状況をみると、(註4)約四分の一(二四%)が五〇〇人以上の大事業場に、あとの四分の三がだいたい一〇〇—四九九人と三〇—九九人とに半々ずつ入職しており(三九%と三七%)、前回調査(註5)にみられる五四年七月—五五年六月の女子新規入職者とくらべて、五〇〇人以上の大事業場が八%増加し、三〇—九九人の小事業場が一〇%減少しています。以上の女子新規入職者にみられる傾向は、すべて男子の場合も同じです。(図17)

註 1. 就業構造基本調査

2. 以上は民間事業場についてのみ。このほかに官、公、公共企業体等に働く者が一九%いる。以下規模別数字は民間事業場についてだけ。

3. 常用労働者とは臨時又は日雇労働者で、三〇日をこえて引き続き同一事業主に雇用された者、及び前二月の各月において一八日以上、又は前六月を通算して六〇日以上同一事業主に雇用された者をふくむ。

4. 毎月勤労統計の附帯調査である労働異動調査にもとづく。

5. 労働省地域別等就業調査

図17 男女別新規入職者の企業規模別構成 (1954—55年, 1956年)

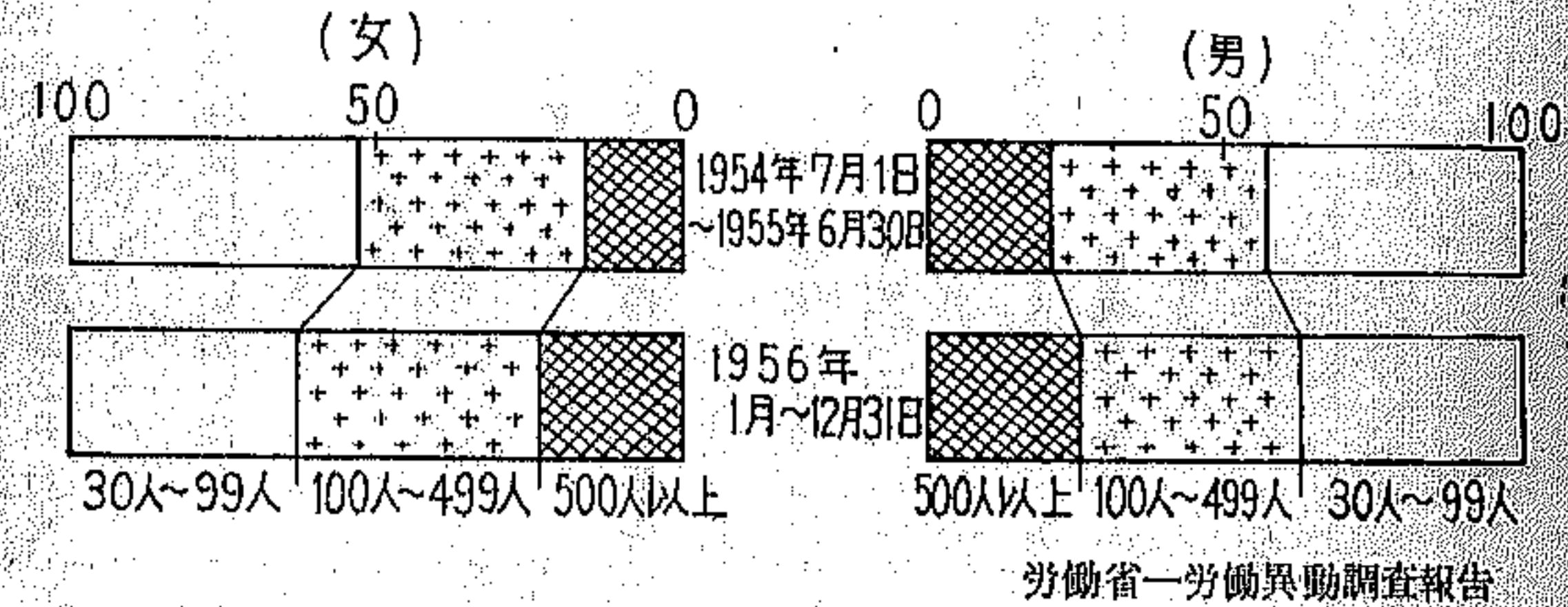
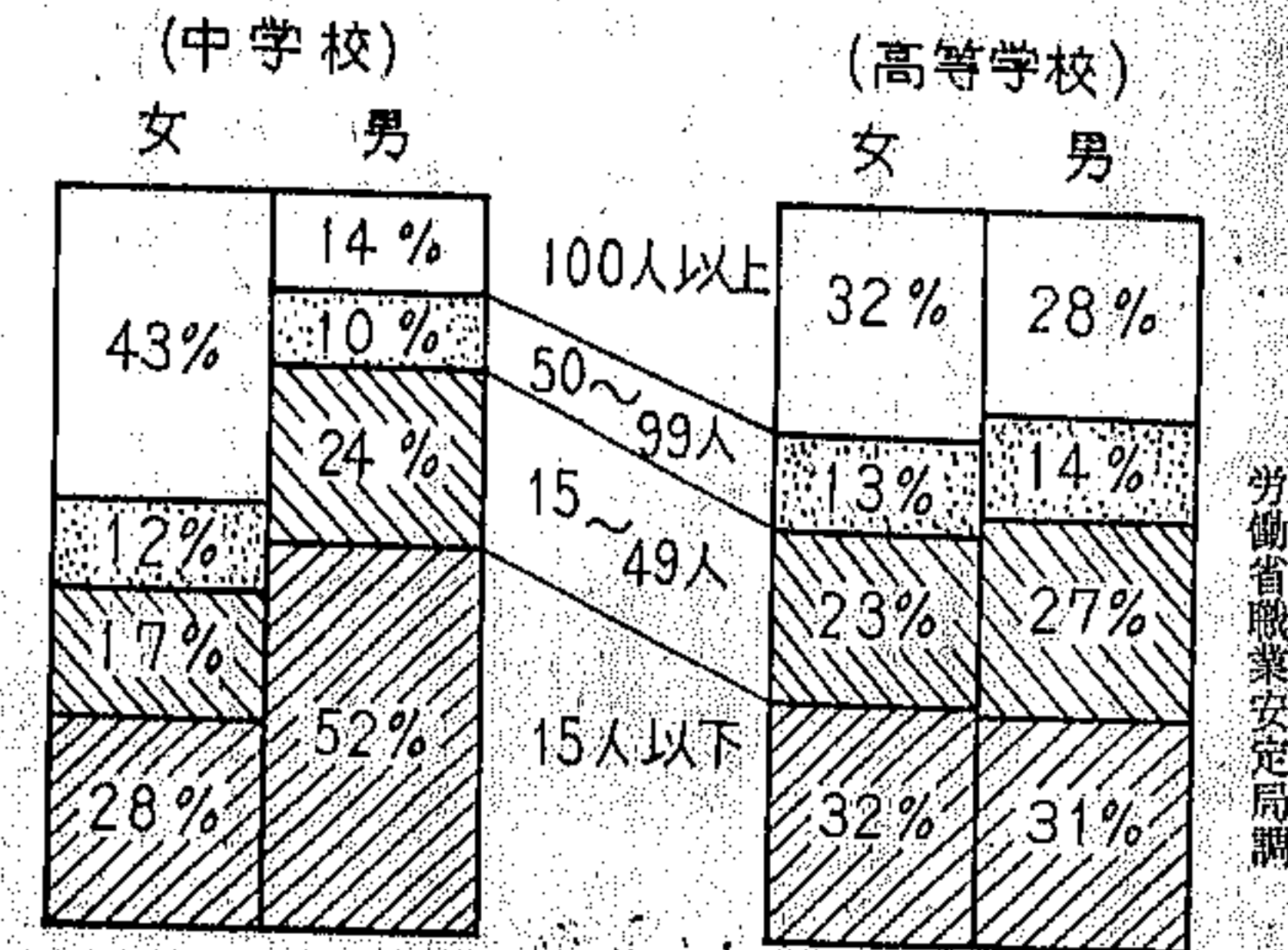


図18 新規学校卒業者の事業所規模別就職状況 (1955年10月—1956年6月末)



—女子雇用者の特性—

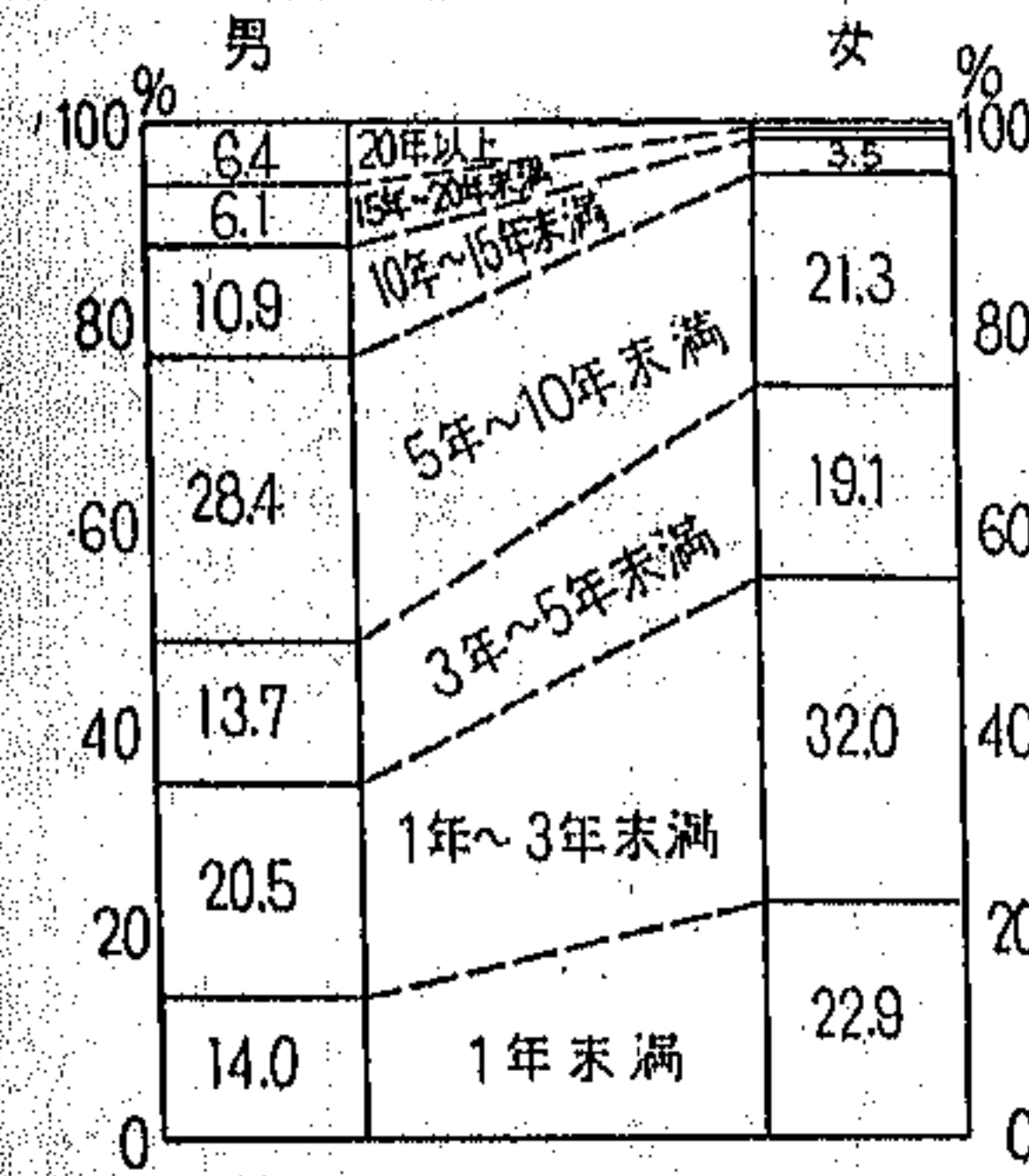
さきに労働力人口の項で、私達は高年令の婦人や既婚の婦人が非常に多く働いている現状をみました。しかし雇用労働者となると様子は大きく異なり、年令の若い未婚者の圧倒的に多いことが、わが国の女子労働者の特色となっています。今日では、学校を出た婦人が職場に出て働くことは全くあたりまえのことになっていますが、この人々の多くは結婚までの数年間を職場で過ごし、やがて若いうちに退職して家庭に入り、他の若い人々と交替します。このような働く婦人のあり方が、男子と異なる婦人労働者のさまざまな特性を生みだし、それが又婦人の労働条件や職場における地位に大きな影響を及ぼしていることはみのがすことができません。次にこれらの特性のいくつかを、一九五四年四月の労働省、個人別賃金調査から拾ってみましょう。この調査は、七大産業部門の規模一〇人以上の事業場を対象として行われたものです。

まず、働く婦人は若いということですが、婦人労働者の平均年令は二五・四才で、男子の三三・二才とはかなりひらきがあります。(表8) 年令別の分布でみると、二〇才未満が三一・八%、二〇—二五才が三四・五%、合計六七・三%が二五才未満の若い婦人によつてしめられています。男子では二五才未満の人は二八・八%にすぎません。(図19) 又配偶関係を、婦人少年局の調べからみますと、(一九五六年、規模三〇人以上事業場について) 婦人労働者中有夫者の割合は一六・二%となっています。

婦人労働者の平均勤続年数は三・六年で男子の七・二年の半分です。(表8) 勤続年数別の分布をみると、勤続三年未満が五四・九%、三年—五年の人が一九・一%、合計七四%が勤続五年未満となっています。男子では勤続三年未満は三四・五%、五年未満があわせて四八・二%です。(図20)

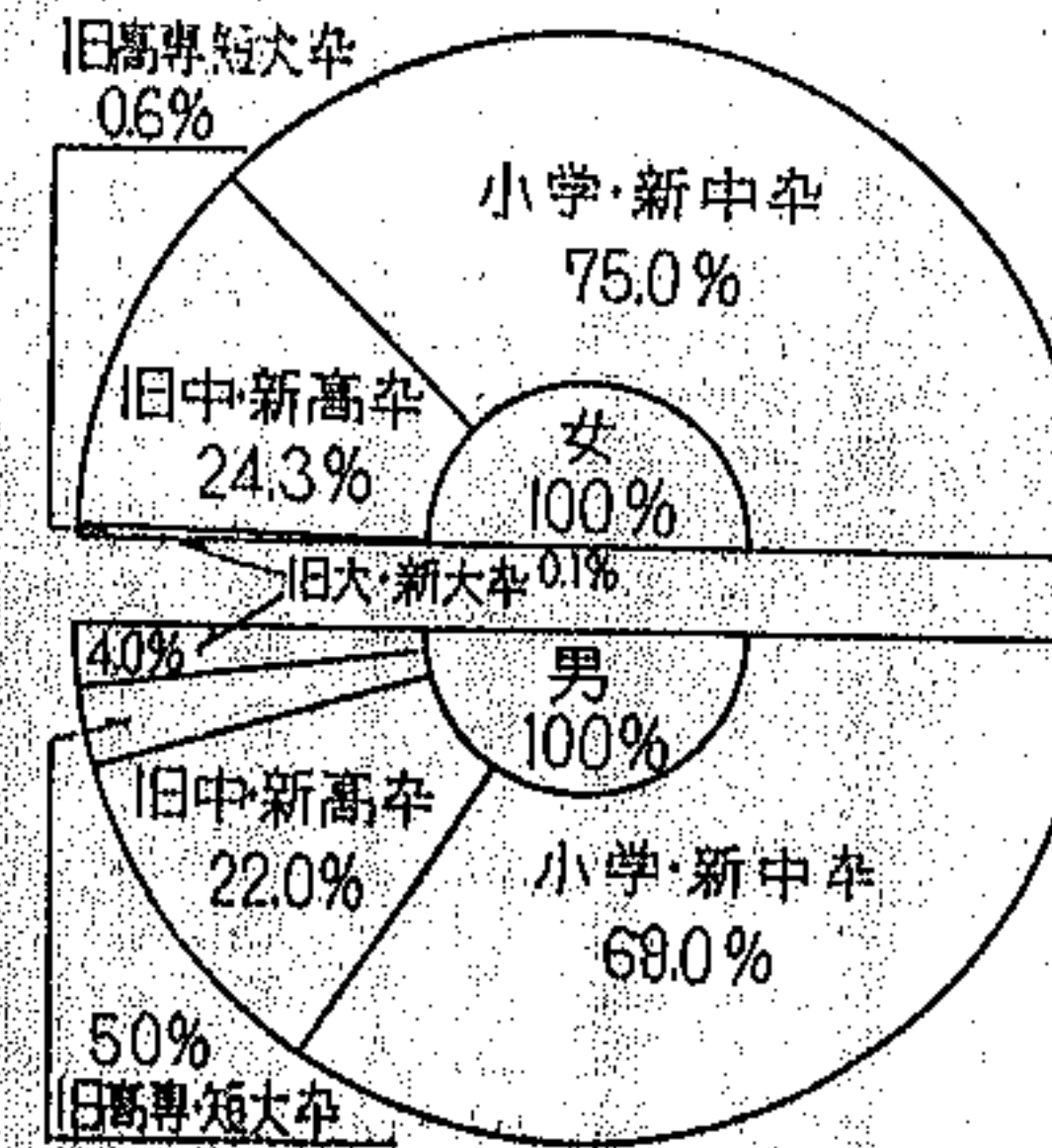
しかしそうはいうものの、最近の女子就業者にみられるような、年令が高くなつてもできるだけ長く働こうとする傾向が雇用労働者の上にもあらわれていることは想像に難くありません。直接比較することはできませんが、一九四

図20 勤続年数別、労働者構成率
(1954年)



労働省一個人別賃金調査

図21 労働者の学歴別構成率
(労働計) (1954年)



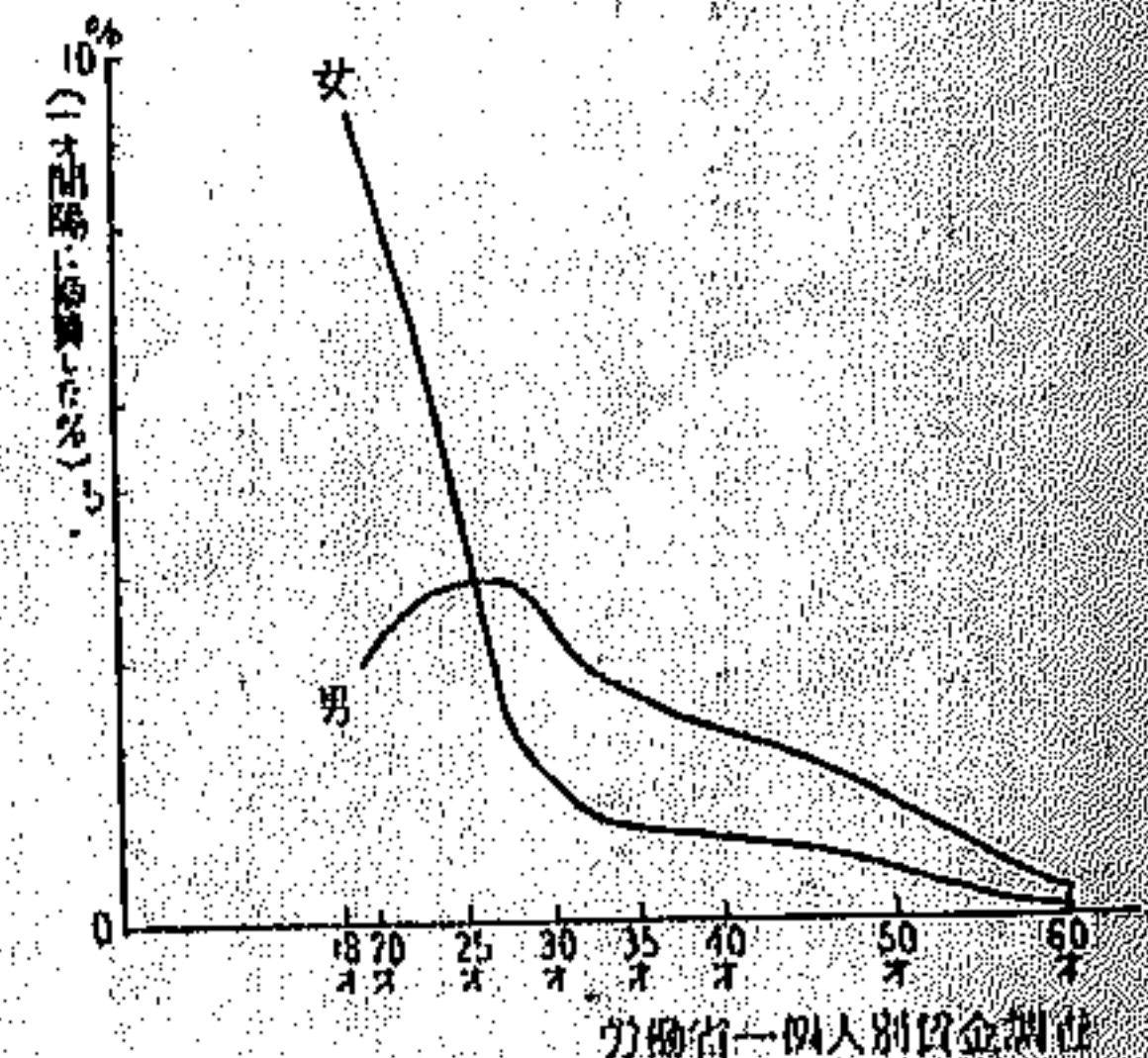
労働省一個人別賃金調査

表 8 産業別平均年令、勤続年数、
扶養家族数
(労務者及職員) (1954年4月)

産業	平均年令		平均勤続年数		平均扶養家族数	
	女	男	女	男	女	男
計	25.4	33.2	3.6	7.2	2.0	2.15
鉱業	31.8	34.7	4.7	7.4	0.54	2.81
建設業	30.8	34.1	2.1	4.1	0.49	1.86
製造業	24.9	32.6	3.4	6.4	0.16	2.04
卸売及び小売業	25.6	31.5	3.0	5.2	0.20	1.69
金融及び保険業	25.3	34.3	4.5	7.4	0.22	2.08
運輸通信その他の公益事業	25.6	33.9	5.2	10.1	0.27	2.48

労働省一個人別賃金調査

図19 年令別労働者の分布
(1954年4月)



労働省一個人別賃金調査

九年十一月に行われた個人別賃金調査(規模三〇人以上事業場を対象とした)では、婦人労働者の平均年令は二三・八才、勤続年数は三・二年となつています。参考までに、さきにあげた一九五四年四月の調査から規模三〇人以上事業場の婦人労働者だけをとつて試算してみますと、平均年令は二五才、勤続年数は三・八年となり、年令、勤続年数ともに次第に高まつているとみてよいでしょう。

又年令や勤続年数は、業種や職種によつて多少差があります。産業別にみると鉱業、建設業は婦人の年令が高く、運輸通信その他の公益事業、鉱業、金融保険業は勤続年数が長くなつています。又一九五六年四月の職種別賃金調査(規模一〇人以上事業場)から比較的婦人の多い職種をひろつて、年令、勤続年数をみると表9の通りです。ただし、一般的にいつて、繊維産業の工員、事務職員、販売店員、バス車掌、電話交換手のように大量の婦人を吸収している婦人の代表的職種は概して年令が若く、選炭婦、機械瓶詰工、罐詰材料調理工、保険外務員のほか、ここには掲げられていない、製紙の手作業調木工、紙工漉工、陶磁器仕上工、鋳物の中子工等、どちらかといえばあまり人数も多くない職種に高い平均年令がみられます。

婦人労働者の場合、扶養家族手当の対象となる扶養家族の数は当然少く、一人平均〇・二人で、男子二・一五人と著しい差があります。(表8) 年令との関係を見ますと、一般に三〇才台の半ば頃から四〇才台の半ば頃の時期に最も重い扶養の責任がかつており、最高の三八・四〇才は平均一・〇二人となつています。

更に、婦人労働者の教育程度の分布状況を男子と比較しますと、図21の通り、実数についてみると小学校、新制中学卒業者と旧中学、新制高校卒業者とは男子二・七人に対して女子は一人の割合ですが、旧高専、短大卒業になると男子二三・五人に対して女子は一人、大学卒業者では男子一一・九人に対して女子一人と、教育程度が高くなるにつれて女子の割合が激減しています。又就職してからの職業教育の一種である技能養成についても、一九五六年十二月現在、女子の技能養成工は三、五二三人、男子は五一、六〇八人で、女子の数は男子の十分の一にも足りません。

表 9 主な職種の平均年齢平均勤続年数平均給与
(1956年4月)

業 種	職 種	平均年齢	平均勤続年数又は経験年数	平均月間きまつて支給する給与額
産 業 計	事務職員	25.0	(勤)年(経)年 — 4.9	10,050
	邦文タイピスト	25.6	5.0 6.1	11,073
	内線電話交換手	26.2	5.3 7.2	11,282
石 炭 鉱 業 食 料 品 製 造 業	手 選 鉱 夫	36.5	5.3 6.2	6,586
	菓 子 包 装 工	21.8	2.9 3.0	6,456
	機 械 瓶 詰 工	29.7	4.3 4.4	7,925
	罐 詰 材 料 調 理 工	29.6	2.7 3.1	4,937
紡 織 業	精 紡 工	20.6	3.4 3.8	7,846
	織 布 工	24.6	3.8 5.6	7,439
衣服身廻品製造業	縫 製 工	22.5	3.1 4.1	6,054
印 刷 出 版 業	製 本 工	25.7	4.0 5.1	7,867
化 学 工 業	小 分 及 び 包 装 工 (薬剤の)	24.7	4.6 4.9	7,719
ゴム製品製造業	ゴ ム 靴 成 型 工	22.9	3.3 3.9	7,865
電気機械器具製造業	捲 線 工	22.6	4.1 4.2	7,767
	電 球 組 立 加 工 工	22.3	4.1 4.4	7,558
小 売 業	販 売 店 員 (百貨店)	23.0	3.7 —	9,206
	販 売 店 員 (除百貨店)	24.4	3.0 —	7,052
保険業 及 道 路 旅 客 運 送 業	飲 食 店 給 仕	25.3	2.2 —	7,628
	保 険 外 務 員	41.9	2.3 —	15,141
地方鉄道及び軌道業	バ ス 車 掌	19.7	2.2 2.2	8,548
通 信 業	バ ス 車 掌	20.1	2.8 2.8	11,632
	普 通 交 換 手	23.4	6.1 6.1	11,182

労働省一職種別賃金調査

製造業の婦人労働者の数が男子の二分の一近いことを考えると、この割合はなんといつても低く、婦人が熟練度の高い優れた労働力となるためには、このような点にまだ問題が残されているようです。

労働市場状況

一九五六年には雇用市場がいちじるしく拡大したために労働力の需給のバランスがかなり緩和され、前年にくらべて大規模事業場への入職割合がふえたことが労働市場状況の特色でした。これから、その間における女子の労働力需給状況をみてゆくわけですが、その前にわが国の女子労働市場の給源と組織についてのべておきましょう。

— 女子雇用労働力の給源 —

一九五五年七月から五十六年六月までの一年間に、新しく就業した女子は九十二万人(男子八六万人。以下()内は男子)、そのうち雇用者は六五万人(六四万)でした。(註)

非農林業に就業した女子七十七万人(七十一万)について、就業した理由をみますと、「失業していた」が四万六千人(一五万五千)、「学校を卒業した」三九万人(四四万七千)、「生活難になつた」一五万五千人(三万五千)、「余暇ができた」七万九千(一万四千)、「学資、小遣をえたい、その他」九万九千人(五万八千)で、男子の失業中から就業した者が女子の三倍強であるのに対して、生活難、余暇ができたからを理由に就業した女子が、それぞれ男子の四―六倍となっています。このことは、さきにのべた女子の労働力化の男子と異なる特性を裏づけるものといえましよう。(図22)

また同じ一年間に転職の経験をもつ女子雇用者について、その数と給源とをみますと、一九万人(五一万)のうち自営業主から雇用者へ転職したものは一人(四万四千)、家族従業者からは二万八千人(五万四千)、雇用者内部の転職は一三万六千人(三七万八千)となっています。(図23)

以上の二現象から、女子雇用労働力の給源の大よその比重をみる事ができるでしょう。

表 10 規模別入職経路別新規就業者、転職者（雇用者）

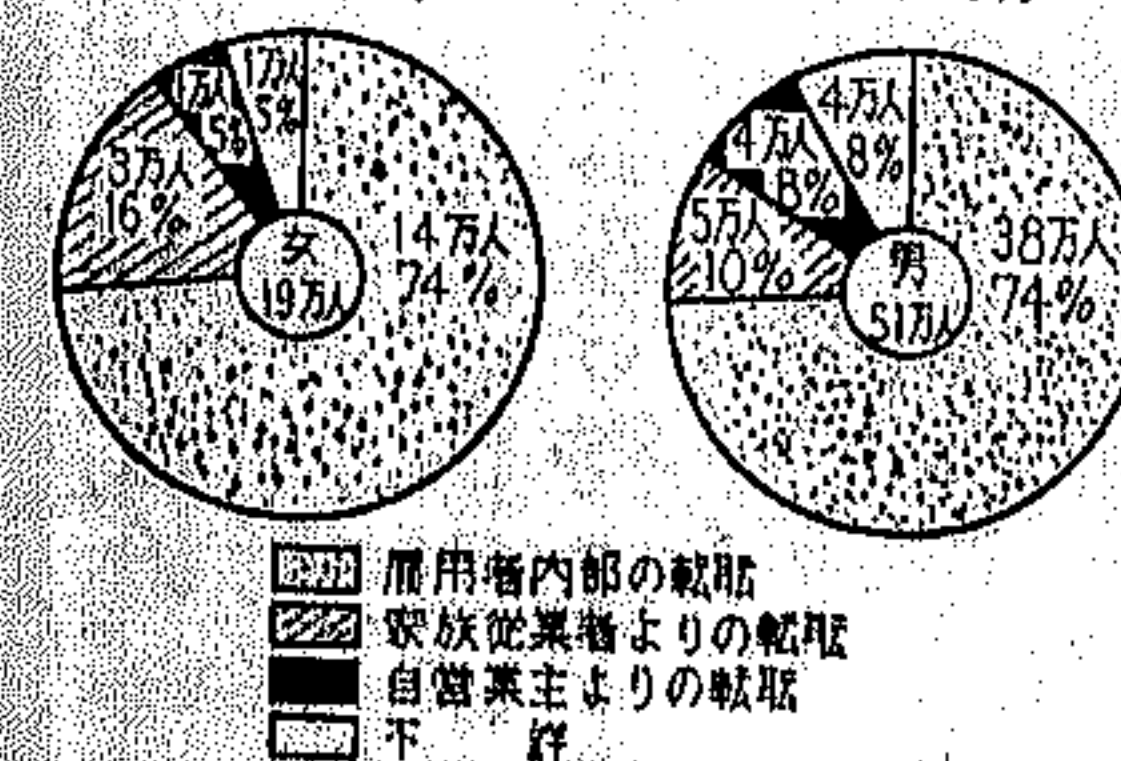
（1955年7月—1956年6月）

単位千人

		新規就業者						転職者					
		総数	職安	学校	縁故	広告	その他	総数	職安	学校	縁故	広告	その他
女	総数	651	80	115	250	17	73	188	19	3	95	8	39
	1～29人	319	17	35	157	8	42	110	7	2	58	5	24
	30～99	86	10	17	34	3	8	23	3	1	12	2	3
	100～499	76	19	19	20	2	6	16	3	0	8	1	3
	500人以上	99	24	29	23	2	6	18	4	0	9	1	3
	官公その他	65	10	14	16	2	9	19	3	0	7	0	5
男	総数	641	55	129	272	11	66	512	60	7	258	17	106
	1～29人	324	21	42	162	4	37	234	14	2	125	6	51
	30～99	94	9	20	41	1	7	80	7	1	45	3	16
	100～499	63	6	19	22	1	5	48	8	1	27	1	7
	500人以上	87	9	29	27	2	7	81	15	1	37	4	15
	官公その他	67	8	19	19	2	8	60	13	1	22	2	14

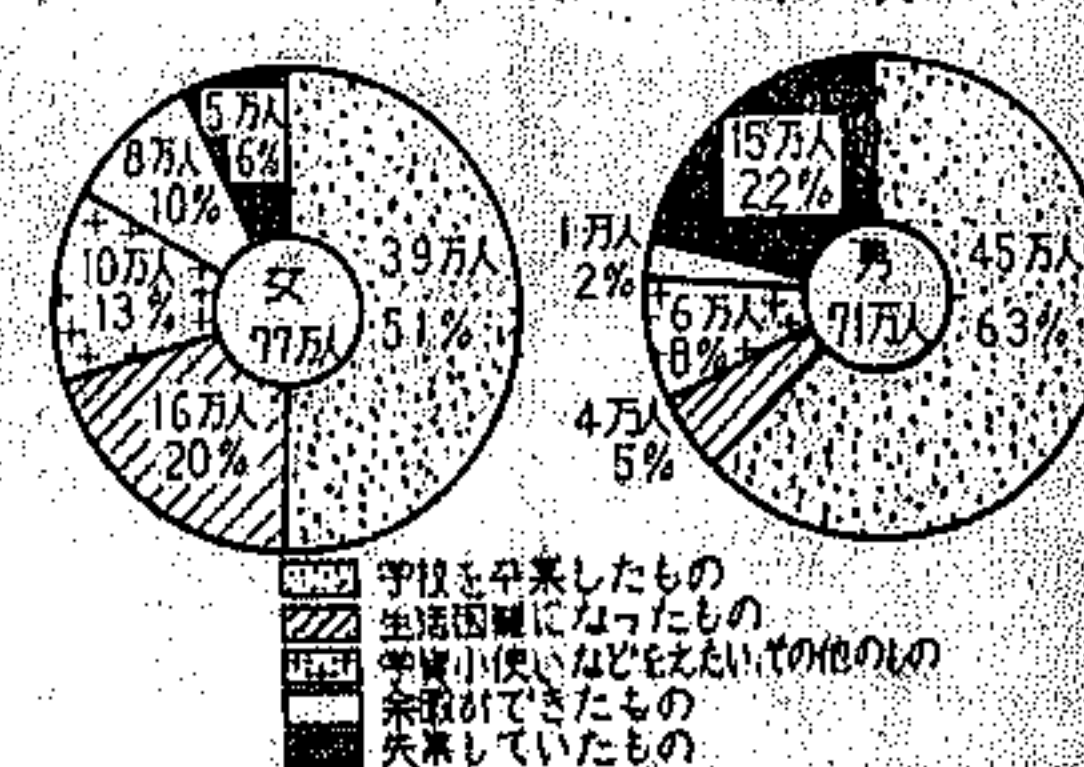
註 総数には不詳の数がふくまれている。従つて各項の計と総数とは一致しない。
総理府統計局—就業構造基本調査

図23前職の従業上の地位別転職雇用者内訳
（1955年7月—1956年7月）



註) 万単位以下は四捨五入
総理府—就業構造基本調査

図22新規非農林就業者の就業理由別内訳
1955年7月—1956年6月



註) 万単位以下は四捨五入
総理府—就業構造基本調査

註 総理府統計局—就業構造基本調査による。

—雇用労働力の入職経路—

全規模事業場について女子雇用者の入職経路をみますと（註1）新規就職者の三八%（男子四二%、以下同じ）、転職者の五一%（五〇%）が縁故によつて就職したものであり、公共職業安定所を経由したものは、新規一二%（九%）、転職一〇%（一二%）、学校の紹介が、新規一八%（二〇%）、転職二%（二%）、あとは広告その他によるものとなつています。

従つて、雇用者全体としてみますと、新規就職者、転職者いずれの場合にも縁故のしめる割合が大きくなつています。（表10）

しかし、別の調査により主要産業の規模三〇人以上の事業場への就職者についてみますと、（註2）安定所経由三九%（二五%）、縁故三二%（四四%）、学校紹介一二%（一二%）、新聞広告門前街頭等の貼紙一二%（九%）、その他八%（一〇%）となつており、全般的に規模の大きい事業場では、安定所を利用する割合が比較的多く、安定所経由率が上昇してきていること、とくに、女子の場合その傾向が目立っていること等がうかがわれます。

註 1. 就業構造基本調査（全規模事業場を対象とする）

2. 労働異動調査—一九五六年による

—職安労働市場状況—

「一般常用および臨時労働者」

公共職業安定所を経由する労働力の需給状況のうち、一般労働者（常用および臨時労働者）は、求人著しい増加によつて、需給バランスがかなり改善されました。

労働省職業安定局の調べによりますと、一九五六年一年間に、公共職業安定所の窓口を訪れる新規求職の女子申込

表12 日雇労働者の需給状況 (1952—56年)

		求 延 数(A)	新 求 人 数	規 数	就 延 数	職 数	不 就 延 数(B)	就 者 延 数(B)	アブレ率	
									B A	%
女	1952年計	28,834,612	22,302,204	人	21,895,314	人	6,284,935	人	22.8	%
	1953年 "	29,441,298	24,199,156		23,732,731		5,286,586		18.0	
	1954年 "	32,858,164	27,275,012		26,510,702		5,704,060		17.4	
	1955年 "	38,527,309	31,276,785		30,371,424		7,295,806		18.9	
	1956年 "	42,123,297	35,228,564		34,053,241		6,950,277		16.5	
男	1952年計	54,945,050	45,548,355		44,339,350		9,571,461		17.4	
	1953年 "	53,690,572	46,698,088		45,670,354		6,858,078		12.8	
	1954年 "	57,378,625	49,951,602		48,175,289		7,630,260		13.3	
	1955年 "	70,663,790	60,117,599		57,824,151		10,613,932		15.0	
	1956年 "	76,914,898	67,458,023		64,542,003		9,508,157		12.4	

労働省—職業安定局調

れぞれ一五%と一一%上廻っているのに対して書記的販売的職業には就職希望者が非常に多く、逆に求職が求人を七五%上廻っています。

「日雇労働者」

一九五六年に入つて、日雇労働者の需給関係にもよくやく好転がみられました。

公共職業安定所の日雇労働者の就労状況をみると、一九五六年一カ月平均の女子就労実人員数は前年より一万二千人余増加して、一四万八千人、又就労率も前年の七九%を上廻つて八一%となりました。男子の場合も同様に前年の八二%から八四%に上昇し、男女とも丁度前々の五四年と、同率を示しています。

この就労率の好転は、求人の対前年増加率が一三%で、求職の対前年増加率の九%を上廻つたことに大きく原因しています。

不就労者—いわゆるあふれの数も、前年にくらべて、女子は四・七%、男子は一〇・四%減少しています。(表12)

—学卒者の就職状況—

表11 一般の職業紹介状況 (1952—56年)

	新規求職申込件数		新規求人数		就職件数		求職に対する就職の割合	
	女	男	女	男	女	男	女	男
1952年計	1,489,725	2,693,105	889,008	1,301,481	636,809	990,892	42.7	36.8
1953年 "	1,424,785	2,561,890	947,032	1,424,234	681,916	1,028,801	47.9	40.2
1954年 "	1,632,932	2,875,840	969,243	1,386,112	709,812	1,044,526	43.5	36.8
1955年 "	1,741,184	2,944,529	1,051,866	1,425,184	789,571	1,111,763	45.3	37.8
1956年 "	1,880,188	2,989,723	1,303,800	1,808,915	957,221	1,319,402	50.9	44.1

労働省—職業安定局調

件数は、前年より八%増(男子対前年増二%)の一八八万件でしたが、新規求人数は、もつといちじるしい増加ぶりをして、前年の二四%(二七%)を上廻つて一三〇万件ありましたので、就職件数も必然的に前年を二二%(一九%)上廻る九六万件となりました。従つて求職に対する就職の割合も男女ともに好転を示し、女子二、〇件につき一件、男子二、三件に一件という割合になりました。参考までに前年の求職件数に対する就職件数をあげると、女子二、二件に一件、男子二、六件に一件でした。

従つて、五六年も、前年と同じように、全般的にみて、女子は男子より幾分就職しやすかつたということになります。

しかし、いまだ少しくみますと、求人数が女子二四%、男子二七%と大巾に延びた割に、就職件数(女子二二%、男子一九%)の延びが、これに伴つておらず、なおいくらかの余地を残していることに気付きましょう。(表11)とくにこの傾向は、男子の方にいちじるしくみられますが、原因としては、求職側と求人側の希望条件が一致しにくいこと(賃金が低すぎる。多くのものの就職希望が同一職種にかたよる。求める技能労働者が足りない等)、地域間の開差に困難があること、主要工業地帯における需要の急増に対してその地帯内部の労働力が不足であつたこと等が考えられます。

以上のことを反映した実情の一つとして、女子の職業別の求職、求人状況をみますと、サービス職業と製造工業及び関連作業の職業では、求人が求職を七

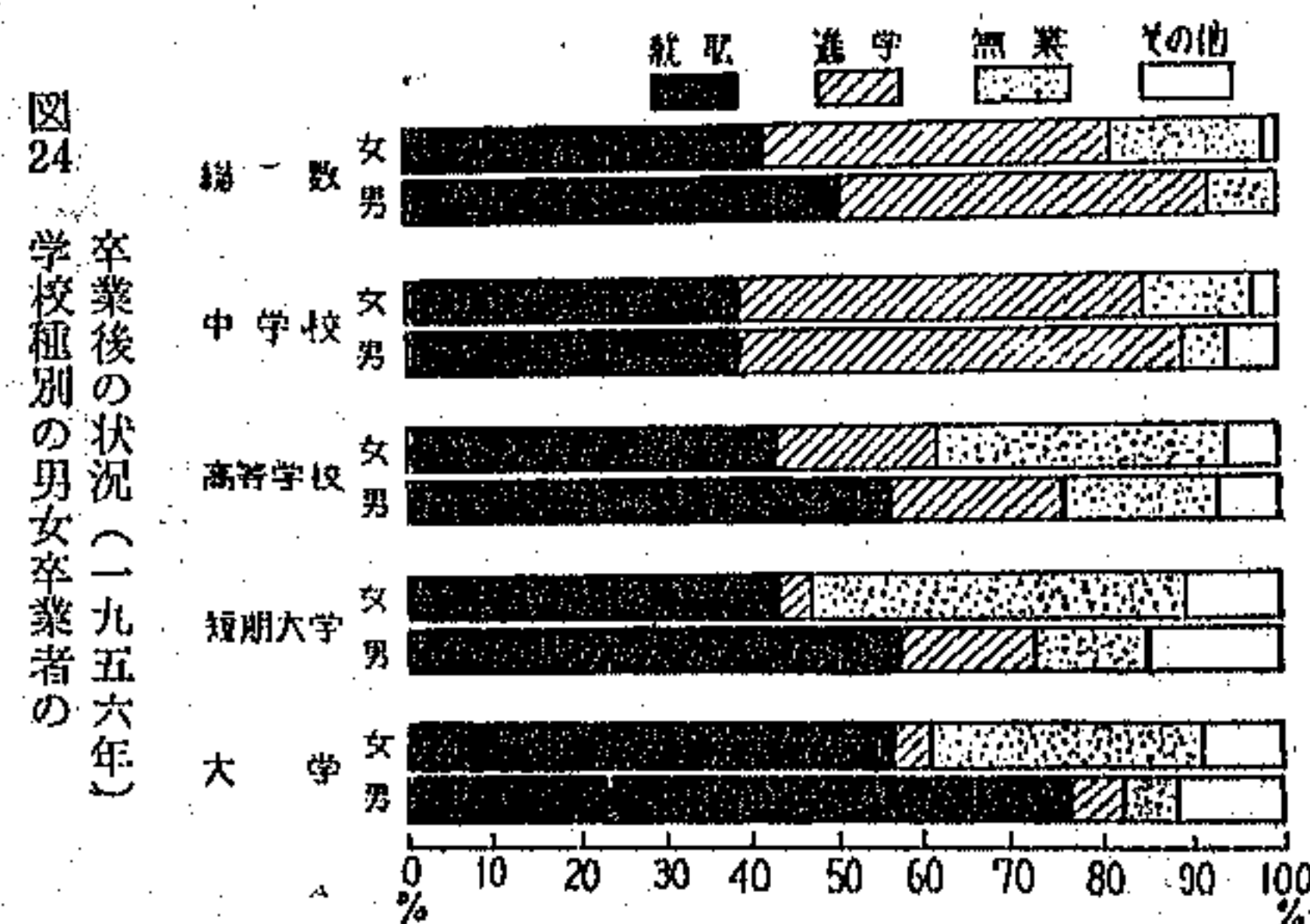
表13 学校種別の男女卒業生の卒業後の状況（割合）

(1953—55年)

		中学校		高等学校		短期大学		大学	
		女	男	女	男	女	男	女	男
総 数	1953年度	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1954年度	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1955年度	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
進学者（就学しているを含む）	1953年度	46.5	55.1	14.7	23.3	3.9	24.6	5.1(2)	7.4(2)
	1954年度	47.4	55.5	14.9	20.9	5.6	20.0	5.1(2)	9.2(2)
	1955年度	47.6	54.9	19.4	21.7	5.2	23.3	6.1(2)	9.2(2)
就職者（就学しているを含む）	1953年度	38.1	41.9	39.6	54.8	49.2	72.3	72.8	81.4
	1954年度	40.9	43.0	38.6	54.1	42.5	66.7	67.5	75.0
	1955年度	41.1	44.0	43.6	57.7	43.7	64.4	56.7	76.0
就職して進学しているもの(1)	1953年度	2.3	5.9	0.4	2.3	0.7	9.5	0.5	0.6
	1954年度	2.2	5.5	0.3	1.8	0.7	5.0	0.3	0.2
	1955年度	1.9	4.9	0.6	1.6	0.9	7.7	0.3	0.5
無 業 者	1953年度	16.3	7.8	41.1	19.6	38.2	5.6	15.2	2.7
	1954年度	12.2	5.7	40.4	21.2	43.0	8.5	19.8	5.3
	1955年度	11.9	4.8	32.1	16.8	42.3	11.8	29.5	5.8
そ の 他	1953年度	1.4	1.1	5.6	4.6	9.4	7.0	7.4	9.1
	1954年度	1.6	1.3	6.6	5.6	10.0	10.0	8.0	9.5
	1955年度	1.5	1.2	5.6	5.3	9.6	8.2	7.7	9.5

註 (1) 再 掲
(2) はインターンを含む

文 部 省 調 査 局 調



就職率が、男女とも中卒生の場合一〇%低下し、高卒生は四%上昇しました。さらに女子雇用労働力の給源の項でものべたとおり、一九五六年における新規就職者の過半数、六〇%（女子新規就職者中の学卒者は五四%、同じく男子は六六%）は学卒者によつてしめられております。（註）そこで、これら学卒者の卒業後の状況を文部省学校基本調査によつてみてみることにしましょう。

一九五五学年度（一九五六年三月卒）の新規学卒者は、中学、高校、短期大学、大学をあわせて女子は一二八万、男子一四九万ですが、そのうち就職者（職場に就職した者ばかりでなく、家業についた者も本業としてつづけて従事する場合は就職者とみなします）は女子四二%（五四万人）、男子五〇%（七五万人）、進学者は女子三九%、男子四二%、無業者は女子一八%、男子八%となつています。

中、高、大学の別にみますと、男子就職者の割合が上級学校ほど高くなつてゐるのに対して、女子の場合は、中、高、短大はあまり変わらず、高校以上は無業者が三〇%以上をしめてゐます（但し女子は各種学校に進む者が非常に多いのですが、これは進学者としてでなく、無業者として数えられています）。（表13・図24）

就職者の数は前年よりも相当ふえています。増加数は、女子七万、男子八万九千で、五五年の女子の対前年増が、わずかながらも男子にまさつてゐるのに対して、五六年は、男子の増加が可成り女子のそれを上廻つております。この間において注目されることは、女子の大学卒の就職者は、前年より四%減少し、短大卒が二〇%増加しているのに対して、男子大学卒は一五%増加、単大卒は二%余減少していることで、その結果卒業生中の就職者の割合が、一般的に男女とも前年より増加しているなかで、短大の男子、大学の女子だけは減少しています。

学校卒業者の就職先は地域等によつて相当異なつてゐると思われ、全体として女子新卒者が多く就いてゐる職業を順にあげてみますと、中学卒では、農業、紡織工、販売従事者、織物製品製造工、家事サービス従事者等、高校卒では事務従事者、販売従事者、農業、短大及び大学では教員が半ば以上をしめ、ついで事務従事者となつてゐます。

註 就業構造基本調査による

次に公共職業安定所を通じた女子の中学、高校新規卒業者の就職状況(註)をみますと、中学、高校とも前年にくらべて求人の増加が大きく、又その率はいずれも男子を上廻っており、とくに中学において顕著です。求人の対前年増加率は中学女子二三% (男子一七%)、高校女子三七% (男子三六%) を示し、これにともなつて就職者数も前年とくらべて、中学で二七% (男子も同率)、高校で四〇% (三二%) 高くなつています。

しかし中学では、求職者が求人の増加率を大きくしのいで前年の四七% (男子も同率) 増加しましたので、就職率は前年より一〇%低下して男子よりわずかに好調を示して六五% (男子も同じく前年より一〇%低下して六三%) となりました。これに対して高校新卒者は、中学の場合とやや異り、男子のほうは可成好調ですが、女子求職者のふえ方は、中学ほどでなく (対前年増加率三一%)、求人の増加のほうがまさつていますので、就職率は前年より三%あまりよくなつて五〇% (男子五九%) となりました。

要するに求職と就職の割合は、中学卒の女子は一・五件に一件、男子一・六件に一件、高校卒の女子は二件に一件、男子は一・七件に一件ということになります。(表14)

註 職業安定法第二五条の三の学校取扱分を含む

失業者

労働市場の状況が好転に移りましたので、全般的にみて、失業の情勢は前年より緩和しました。ここ一、二年完全失業者 (調査期間中一時間も就業しない人の中で、求職活動を行つていない人) は、男女ともに大巾に増加していましたが、一九五六年には労働市場状況が好転しましたので、女子の場合、五年の対前年増加数の四分の一にあたる一万人の増加にとどまり、男子は四万人減少し、又労働力人口中にしめる完全失業者の割合 (失業率) も、女子が前年と同じで千人につき一六人、男子は千人につき一四人 (前年は一六人) となり、全般的には前年より好転したといえます。

しかし、この失業者数、失業率は、水準としてはなお、戦後最高の一九五五年につぐ高いものとなつています。(表15)

五六年三月の労働力調査臨時調査によつて女子の完全失業者の平常の状態をみますと、調査時期が入職期で就業意欲が積極的であつたということも考えられますが、過半数の六六%が、ふだんは、家事に従事しているものでした。

(図25)

なお、非就業者のうちで求職活動はしていないが、就業を希望している人は、非労働力人口の中に数えられているわけですが、その数は女子四三万、男子一三万で、年々の女子の増加ぶりは著しく、もちろん、この人々の中には職に就かなくても生活には困らない人も非常に多いと思われませんが、反面、生活困難などの理由から就業を希望しながら職をえていない完全失業者の性格をもつ人も相当あることが考えられます。(表16)

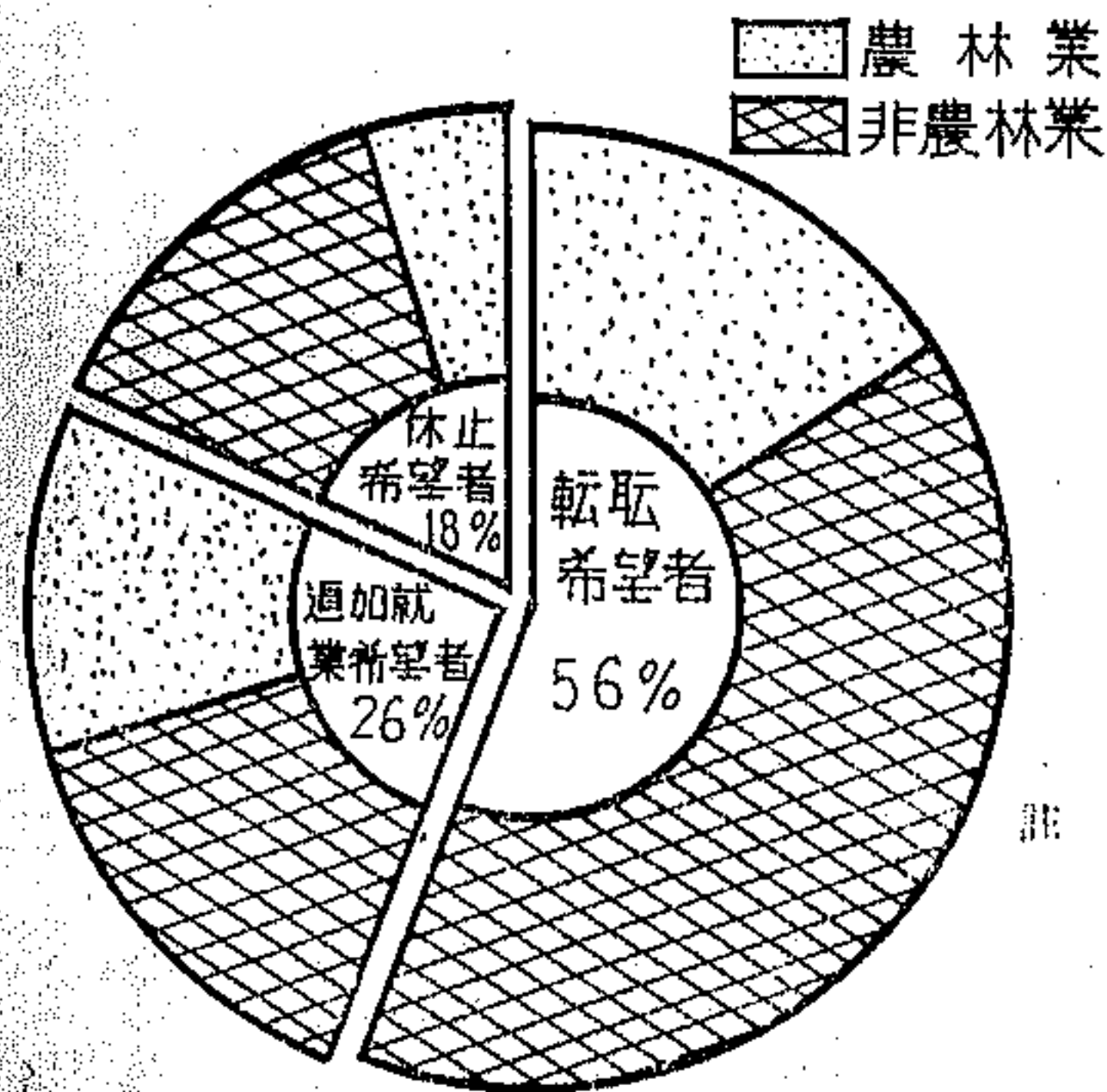
表14 公共職業安定所を通じた中学高校卒業者の需給状況
(1955年, 1956年)

	a 新求職申込数		b 新規求人数		c 就職件数		c/a	
	女	男	女	男	女	男	女	男
中 学 校								
1955年	194,559 (100.0)	195,081 (100.0)	196,899 (100.0)	229,964 (100.0)	146,691 (100.0)	143,055 (100.0)	75.4%	73.3%
1956年	285,572 (146.8)	285,990 (146.6)	241,742 (122.8)	267,892 (116.5)	186,728 (127.3)	181,012 (126.5)	65.4	63.3
高 等 学 校								
1955年	102,671 (100.0)	106,335 (100.0)	63,271 (100.0)	87,653 (100.0)	47,553 (100.0)	58,211 (100.0)	46.3	54.7
1956年	134,020 (130.5)	131,243 (123.4)	86,841 (137.3)	119,472 (136.3)	66,344 (139.5)	76,901 (132.1)	49.5	58.6

註 職業安定法第25条の3の学校取扱分をふくむ

労働省一職業安定局調

図26 農、非農別女子求、非求別転職
追加就業、休止希望者
(1956年) 女子総数=136万人



註 休止希望者とは現在もつ
ている仕事をすつかりや
めてしまつてもう働くつ
もりはない者。
総理府統計局—
就業構造基本調査

表16 非求職の就業
希望者
(1953—56年) (単位万人)

年平均	女	男
1953年	28	9
1954年	29	9
1955年	37	11
1956年	43	13

総理府統計局—労働力調査

表17 失業保険金受給者数 (1952—56年)

年 別	女	男
1952年 平均	110,999	209,747
" 総数	1,331,992	2,516,964
1953年 平均	113,433	236,338
" 総数	1,361,197	2,836,050
1954年 平均	149,198	316,166
" 総数	1,790,379	3,793,995
1955年 平均	149,143	320,139
" 総数	1,789,716	3,841,671
1956年 平均	125,622	205,402
" 総数	1,507,466	2,464,835

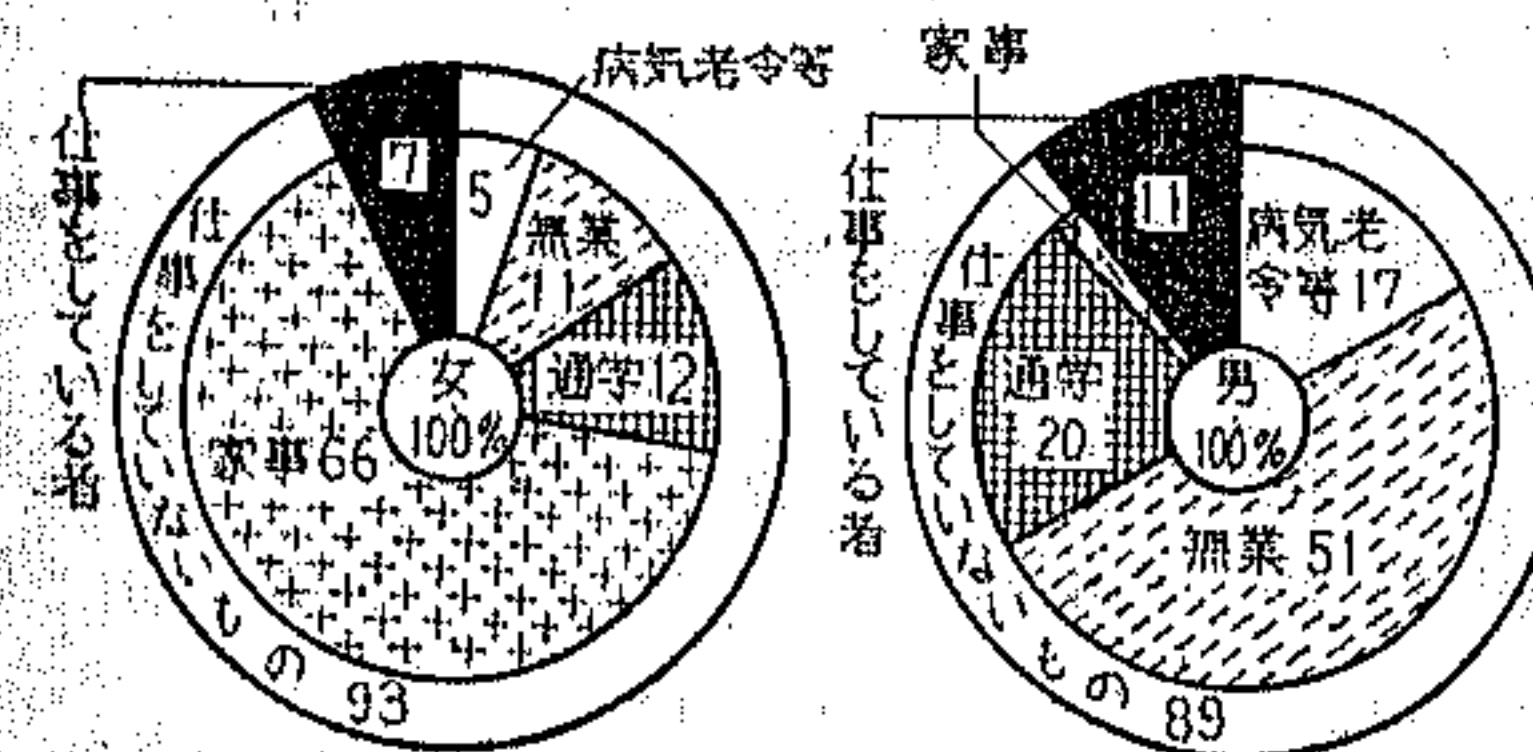
労働省職業安定局調

表15 男女別完全失業者数 (1948—56年)

年 別	完全失業者		失業率 1)		増 加 率	
	女	男	女	男	女	男
1948年平均	9万人	16万人	0.7%	0.7%	100	100
1949年 "	15	23	1.0	1.1	167	144
1950年 "	15	29	1.1	1.4	167	181
1951年 "	15	24	1.0	1.1	167	151
1952年 "	17	29	1.1	1.3	199	181
1953年 "	19	26	1.2	1.1	211	163
1954年 "	24	35	1.5	1.4	267	218
1955年 "	28	40	1.6	1.6	312	250
1956年 "	29	36	1.6	1.4	322	225

註 1) 失業率は労働力人口中の完全失業者の百分率
総理府統計局—労働力調査

図25 完全失業者の平常の状態
(1956年)



総理府統計局労働力調査臨時調査 1956年3月

以上は、完全失業者についての状況でしたが、これらは、わが国の失業問題の一角をしめすだけで、全般の情勢を示すものではありません。そこで次に、いわゆる潜在失業者といわれる人達の状況に少しふれてみましょう。
統計の上で就業者として数えられている人の中にも、就業時間が短かいとか、収入が少いとか、仕事不安定だとかいった理由で、ほかの仕事にかわりたい人(転職希望者)や、現在の仕事のほかに、もつと別の仕事を追加したいと考えている人(追加就職希望者)があり、その相当部分が潜在失業的な性格をもつていと考えられます。

一九五六年において何らかの仕事に就いている女子一三六万人のうち、転職希望者が七六万、追加就業希望者が三六万ありますが、転職希望者は、七〇%あまりが非農林業に、追加就職希望者は農林、非農林にはほぼ半々となっています。(図26)(註)

転職希望者の過半数は雇用者の四二万、さらにその内訳は常用が二七万、臨時、日雇が一六万で、農林、非農林を通じて転職を希望する主な理由としては、「収入が少い」「適していない」が、それぞれ二〇万余、「一時的、不安定な仕事」が一四万、「病氣、老令、停年」三万等がみられます。

失業保険金受給者は、加入事業場を退職した人に限られますので、失業の動きをそのまま反映しているとはいえませんが、参考のためあげてみますと、一九五六年は好況下に、企業整備による離職者が急速に減少したため、失業保険金受給者も減少して、平均女子は前年より二万四千人減の一二万六千人、男子は一二万五千減の二〇万五千人となりました。(表17)

註 就業構造基本調査

二、婦人の賃金と労働時間

賃金

女子の賃金は、前年よりかなり高くなりましたが、男女間の格差は一層大きく開きました。

女子の賃金は、戦後、男女同一賃金の原則や教育の機械均等が法制化され、また生活給に重点が置かれたことなどのために、男子との比較において、漸次男女差をせめて改善されました。しかし、わが国の賃金体系は今日でも、年令、勤続年数、学歴、扶養家族などの要素に重きをおいているため婦人の賃金の上に不利なところはしています。又、最近では経済状況の好転に伴って、従来の生活給本位の賃金から職階給本位へと切りかえられる傾向が強くなり、職務給、役付給(職種の地位名称に支払われる給与)等が基本給にくり入れられるようになってきたため、一九五一、二年頃を頂点として婦人の平均賃金は再び男子との開きを大きくみせはじめました。

一九五六年、規模三〇人以上の事業場における女子の平均賃金は前年より六%増(前年の対前年増加率は二・五%)の一〇、一六〇円で、男子二三、九五四円の四二・四%にあたりますが、この男女間賃金のひらきは前年より一・三%大きくなっています。(表18・図27)

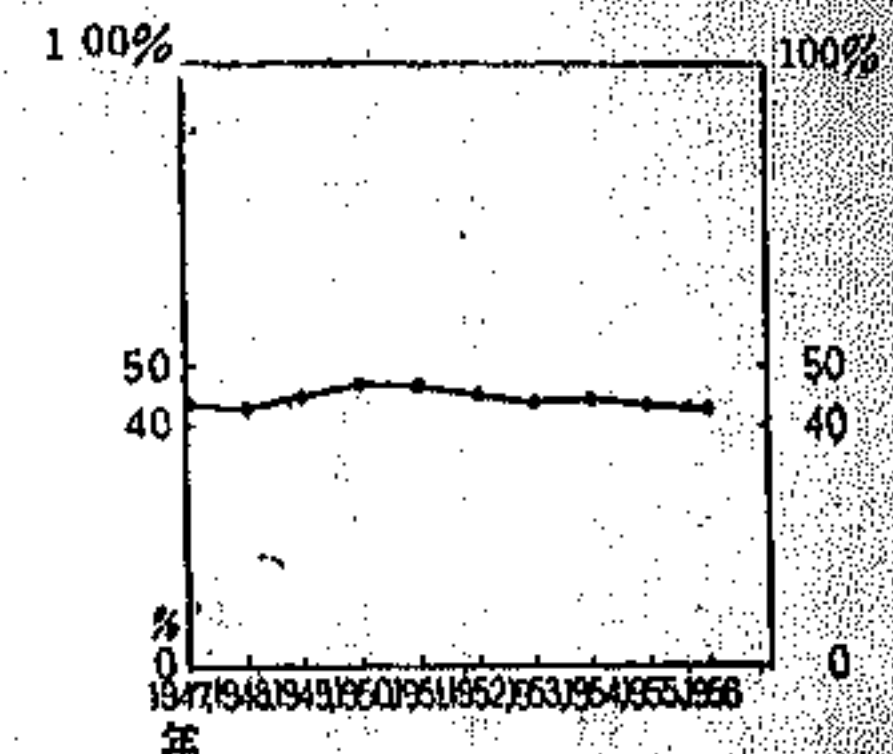
この給与をさらに、きまつて支給する給与(労働協約や事業場の規則などできまつている給与で、超過勤務給などもふくまれる)と、特別に支払われた給与(賞与や結婚資金、給与改訂の差額追給など)にわけてみますと、きまつて支給する給与は前年に比べて、女子が四%、男子七%増、特別に支払われた給与は、女子が二二%、男子二五%と男女とも大巾の増加を示しています。しかしその男女格差は、きまつて支給する給与(四三・一%)より特別に支払われた給与に大きく、三八・八%となっています。一体に特別に支払われた給与が生活補給金的な意味で一時的に支給される形が薄れ、賞与として定期的に支払われる形が強まっている今日、特別に支払われた給与は、今後男女の賃

表18 男女常用労働者一人平均月間
現金給与額及び男女比率
(1947～56年)

年 別	女	男	男子に対する女子の割合
1947 年	円 972	円 2,241	% 43.4
1948 "	2,640	6,133	43.0
1949 "	4,488	9,980	45.0
1950 "	5,184	11,143	46.5
1951 "	6,496	14,051	46.2
1952 "	7,533	16,782	44.9
1953 "	8,617	19,560	44.1
1954 "	9,252	20,825	44.4
1955 "	9,567	21,895	43.7
1956 "	10,160	23,954	42.4

- 註1) 労務者と職員の双方を含めた常用の雇用労働者。
 2) 1950年6.7.9月は男女別がないためこれを除いた9カ月平均。
 3) 1947年～1949年は旧毎月勤労統計調査。1950年～1954年は改正毎月勤労統計調査なので直接には接続しない。
 労働省一毎月勤労統計調査

図27 年次別、男女、常用労働者
1人平均月間現金給与額
の男子に対する女子の割合
(男=100)
(1947～56年)



註 表18の註と同じ
労働省一毎月勤労調査

表19 男女別、種類別1人平均月間給与額
(1955年, 1956年)

年 別	給 与 額		きまつて支給する給与		特別に支払われた給与	
	女	男	女	男	女	男
1955年 平均	円 9,567	円 21,895	円 8,293	円 18,694	円 1,274	円 3,202
1956年 平均	10,160	23,954	8,604	19,946	1,556	4,008
同 指 数						
1955年 平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1956年 平均	106.2	109.4	103.8	106.7	122.1	125.2

労働省一毎月勤労統計調査

金の開きをより大きくする可能性を多分にもつものといえましょう。(表19)

―男女別賃金の格差―

男女賃金の格差が大きい原因については、まえにもふれましたが、一九五六年の調査から考えてみることにしましょう。

一九五六年における全産業の平均月間現金給与総額の対前年上昇率は、女子六%、男子九%で、中でも製造業はとくに男子の上昇ぶりがいちじるしく、女子のそれを平均より大きく上廻りました(対前年上昇率、女子七%、男子一%)。

これは男子の月間平均労働時間の対前年増加数が、女子の場合を上廻ったこと、男子労働者の集中している産業―機械製造業、第一次金属、輸送用機器等―における賃金上昇率が大半であつたこと等が主な原因としてあげられます。

また、事務職員男女について勤続年数別構成をみますと、(註) 勤続年数五年以上のものは女子の三〇%、男子の六〇%をしめ、しかも女子の場合は、これが五―一〇年の層に集中しているのに対して、男子はその約半数が一〇年以上の各層にわたつている状態で、勤続年数の長いものに高給者が多いということと考えあわせると、ここにも男女賃金格差を生じる一因があることがわかります。(表20)

結局、一般に男女別賃金格差は、労働時間の差異、学歴、年令、勤続年数、仕事の種類、責任度、熟練度、社会的慣習等いろいろの要因によつて生じますが、そのうち労働時間による影響をのぞくため、「一時間当りのきまつて支給する給与」についてみますと、男女別格差は現金給与総額の場合よりも縮少し、労働別には、一、二の産業をのぞいて労働者よりも職員に男女格差は大きく、又製造業においては、煙草製造をのぞき、女子労働者が多く働いている産業(紡織、衣服身廻品、ゴム製品、食料品等)に男女の賃金格差は比較的大きく、男子にくらべて女子が少い産業

表20 事務職員勤続年数別労働者構成の変化（製造業）

(1955年, 1956年)										(単位 %)	
性 別		計	6カ月 未 満	6カ月 ～1年 未 満	1年～ 2年 未 満	2年～ 3年 未 満	3年～ 5年 未 満	5年～ 10年 未 満	10年～ 15年 未 満	15年～ 20年 未 満	20年 以 上
事務職員	1955年	100.0	8.8	5.8	19.6	15.4	21.2	23.6	4.7	0.7	0.2
(女子)	1956年	100.0	10.6	5.9	14.3	16.1	21.5	24.1	6.3	0.9	0.3
事務職員	1955年	100.0	3.9	2.7	10.5	9.7	17.3	32.4	12.7	6.9	3.9
(男子)	1956年	100.0	4.7	2.9	7.5	9.4	16.2	32.2	14.9	7.9	4.3

労働省一職種別等賃金実態調査

表21 男 女 別 賃 金 格 差
(1956年平均) (男子=100)

産 業	1カ月当り現金給与総額	1時間当りきまつて支給する給与		
		計	労務者	職 員
調査産業総数	42.4	45.6	—	—
鉱業	43.5	44.9	43.8	39.8
製造業	38.2	42.3	44.6	42.5
食糧	36.6	42.4	46.3	40.8
繊維	63.4	71.2	73.8	69.2
化学	40.3	46.2	57.0	41.6
金属	38.4	42.1	51.8	41.6
窯業	47.4	51.6	55.0	41.5
窯業	45.1	49.0	50.9	40.4
窯業	34.2	40.7	42.6	38.9
窯業	49.6	54.5	57.5	52.6
窯業	43.6	46.3	48.9	42.5
窯業	37.3	43.2	38.2	45.3
窯業	39.4	44.4	49.9	41.1
窯業	45.2	48.0	51.6	38.6
窯業	37.1	42.6	44.2	40.0
窯業	46.8	51.8	51.0	43.2
窯業	46.7	50.2	51.9	43.4
窯業	45.2	49.9	51.0	41.7
窯業	41.3	45.9	50.0	42.8
窯業	46.1	50.9	48.5	44.5
窯業	46.9	49.7	53.5	44.0
窯業	45.2	49.3	55.0	40.9
窯業	45.1	46.6	—	—
窯業	48.1	51.4	—	—
窯業	58.3	63.7	—	—
窯業	53.3	57.7	—	—
窯業	60.3	64.5	—	—
窯業	57.1	59.9	—	—

註 「昭和31年労働経済の分析」より転載

労働省一毎月勤労統計調査

(第一次金属、輸送用機器等)に男女格差が小さいという傾向がみられます(次項産業別にみた賃金参照)。(表21)

(註) 職種別賃金実態調査—一九五六年

—産業別にみた賃金—

産業別にみて一九五六年の女子の賃金が前年より一番上つたのは鉱業で、八・〇%の増、ついで建設業(対前年増率、七・二%)、製造業(七・〇%)、運輸通信及びその他の公益事業(六・五%)、金融業及び保険業(六・二%)、卸売及び小売業(二・六%)の順に上昇していますが、鉱業、建設業、製造業の生産部門(第三次産業)がサービス部門(第三次産業)より相対的に高い上昇率を示したことは男子の場合にも同じ傾向がみられ、特徴的でした。

次に女子の平均月間現金給与額をみると、高いのは金融業及び保険業の一五、八九三円、運輸通信及びその他の公益事業の一四、五四八円、低いのは建設業の七、七七一元、製造業の八、八四五円です。しかし製造業では、煙草製造業の一六、二九九円のように高いものから、木材及び木製品製造業の六、二八〇円のように低いものまで、産業によつて相当のひらきがあり、女子の多い紡織業も八、一二六円で平均以下になっています。(表22)

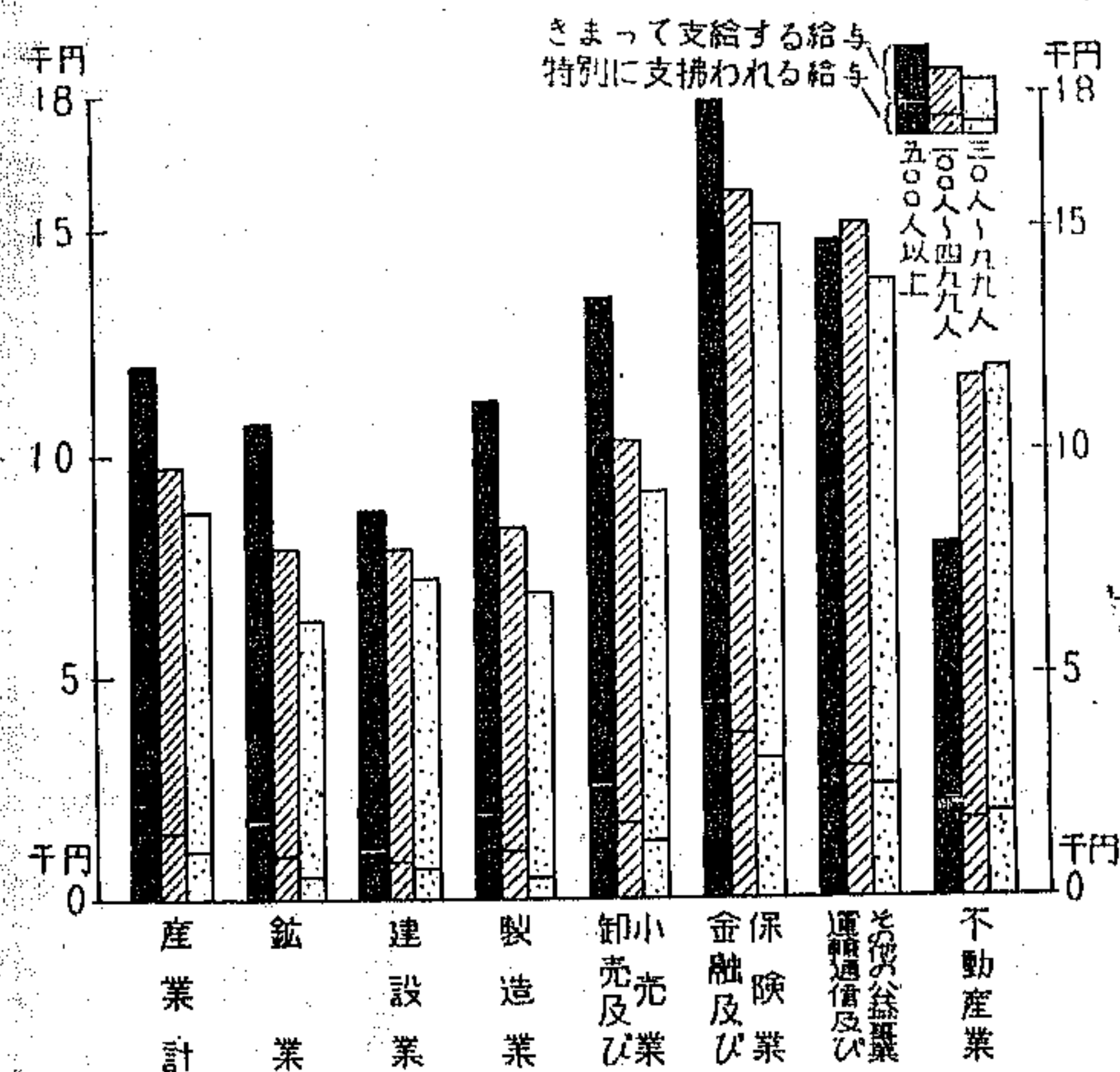
—事業場規模別にみた賃金—

女子の賃金を事業場の規模別にみますと(註) 規模五〇〇人以上の事業場の女子賃金を一〇〇とした場合、一〇〇—四九九人の事業場は八一・二、三〇—九九九人は七二・二となり、一般に大規模事業場にくらべて、中小規模の事業場ほど賃金は低くなっています。

事業規模の間の女子賃金差がわりあい少い産業は、総平均賃金の最も低い建設業(五〇〇人以上の平均賃金に対する三〇—九九九人の平均賃金が八三%)と最も高い金融及び保険業(同上八四%)で、差が大きいのは鉱業(五九%)、製造業(六一%)です。

またこのべたとおり一九五六年は、男女とも前年より現金給与額が増加し、なかでも経済の好況を反映して「特別

図28 産業大分類別、規模別女子常用労働者の給与内訳別
1人1月平均現金給与総額 (1956年)



労働省—毎月勤労統計調査

に支払われた給与」の増加率がいち
じるしかつたのが特色でしたので、
とくに「特別に支払われた給与」を
とり出して規模間の状況をみてみま
すと、「きまって支給する給与」よ
りも規模間の格差が大きく、全産業
では、五〇〇人以上を一〇〇とした
場合、一〇〇—四九九人が七二・
二、三〇—九九人は五二・五、中
も格差がとくにいちじるしい産業は
鉱業と製造業で、三〇—九九人の事
業場の特別に支払われた給与額は、
どちらも五〇〇人以上事業場の四分
の一（二七％）にすぎません。（図28）

註 毎月勤労統計調査による

—労働者、職員別にみた賃金—
次に、女子の労働者（ここでは生
産労働者のこと）と職員（管理、事
務及び技術労働者のこと）とは給

表22 産業別一人平均月間現金給与総額
(1955年、1956年)

産 業 別	1956 年 平 均		1955 年 平 均	
	女	男	女	男
総 数	10,160	23,954	9,567	21,895
製造業	9,227	21,197	8,450	19,409
武器製造業	8,845	23,156	8,266	20,929
食料品製造業	8,801	19,722	8,200	19,440
煙草製造業	7,834	21,428	7,712	20,805
紡織業	16,299	25,706	15,556	24,567
衣服及び身廻品製造業	8,126	20,164	7,503	18,228
木材及び木製品製造業	6,338	16,501	6,261	15,598
家具及び装備品製造業	6,280	13,249	5,966	12,459
紙及び類似品製造業	6,309	13,987	6,247	13,333
印刷出版及び類似産業	9,504	27,806	9,332	26,310
化学工業	11,474	23,129	10,842	21,228
石油及び石炭製品製造業	11,119	25,514	10,187	23,410
ゴム製品製造業	10,761	28,880	10,148	27,235
皮革及び皮革製品製造業	8,408	21,362	8,113	20,461
ガラス及び土石製品製造業	8,188	18,109	7,642	16,669
第一次金属製造業	8,258	22,260	7,881	21,073
金属製品製造業	12,961	27,712	11,443	23,880
機械製造業	9,202	19,707	8,669	18,128
電気機械器具製造業	9,266	20,518	8,457	17,559
輸送用機械器具製造業	9,756	23,626	9,112	21,341
医療機械、理化学機械、 写真機、光学機械器具及 び時計製造業	11,725	25,425	10,814	22,381
その他の製造業	10,388	22,145	10,149	20,462
卸売及び小売業	7,289	16,109	7,143	16,089
金融業及び保険業	10,513	23,325	10,251	22,254
不動産業	15,893	33,064	14,965	31,301
運輸通信及びその他の公 益事業	11,303	27,165	12,415	29,040
建設業	14,548	24,953	13,665	22,980
	7,771	16,868	7,252	15,543

労働省—毎月勤労統計調査

表23 男女別労働別規模別常用労働者の給与内訳別
1人1月平均現金給与総額（製造業）
（1956年平均）

	規 模 計			500 人 以 上		
	現金給与 総 額	きまつて支 給する給与	特別に支払 われた給与	現金給与 総 額	きまつて支 給する給与	特別に支払 われた給与
女						
製 造 業 計	円 8,845	円 7,682	円 1,163	円	円	円
生産労働者	8,257	7,245	1,012	10,456	8,810	1,646
管理事務及び 技術労働者	12,196	10,176	2,020	14,618	11,862	2,756
男						
製 造 業 計	23,156	19,556	3,600			
生産労働者	20,419	17,660	2,759	25,339	21,228	4,111
管理事務及び 技術労働者	31,214	25,127	6,087	36,017	28,170	7,847
100 人 ～ 499 人						
30 人 ～ 99 人						
	現金給与 総 額	きまつて支 給する給与	特別に支払 われた給与	現金給与 総 額	きまつて支 給する給与	特別に支払 われた給与
	円	円	円	円	円	円
製 造 業 計						
生産労働者	7,770	6,850	920	6,418	6,008	410
管理事務及び 技術労働者	12,064	10,031	2,033	9,255	8,193	1,062
男						
製 造 業 計						
生産労働者	18,863	16,505	2,358	14,234	13,208	1,026
管理事務及び 技術労働者	30,675	24,630	6,045	23,702	20,579	3,123

労働省—毎月勤労統計調査

与額がどうなっているかを、女子の労働者、職員ともに多数をようしている製造業についてみることにしましょう。
職員の給与が労働者より高いという一般的な現象はこの場合も同じで、一九五六年平均女子の月間現金給与額は、職員一二、一九六円（男子三一、二二四円）、労働者八、二五七円（男子二〇、四一九円）で、これは職員の六七・七％（男子六五・四％）にあたり、この傾向は規模のいかんをいみません。
さらに、もつとくわしく給与の内訳をみますと、「きまつて支給する給与」とくらべて「特別に支払われた給与」における労働間の格差の方が大分大きく（女子七一・二％と五〇・一％、男子七〇・三％と四五・三％）賞与等の支給は職員に厚いといえましょう。そして、この「特別に支払われた給与」の労働間の格差は、事業場規模が小さいほど大きく開いています。

事業場規模間における労働者と職員の賃金の状況は、職員の場合より、労働者の方に、その差は大きくなっています。すなわち五〇〇人以上をそれぞれ一〇〇としますと、職員は、一〇〇—四九九人が八二・五、三〇—九九九人が六三・三、労働者は、七四・三と六一・四となります。（表23）

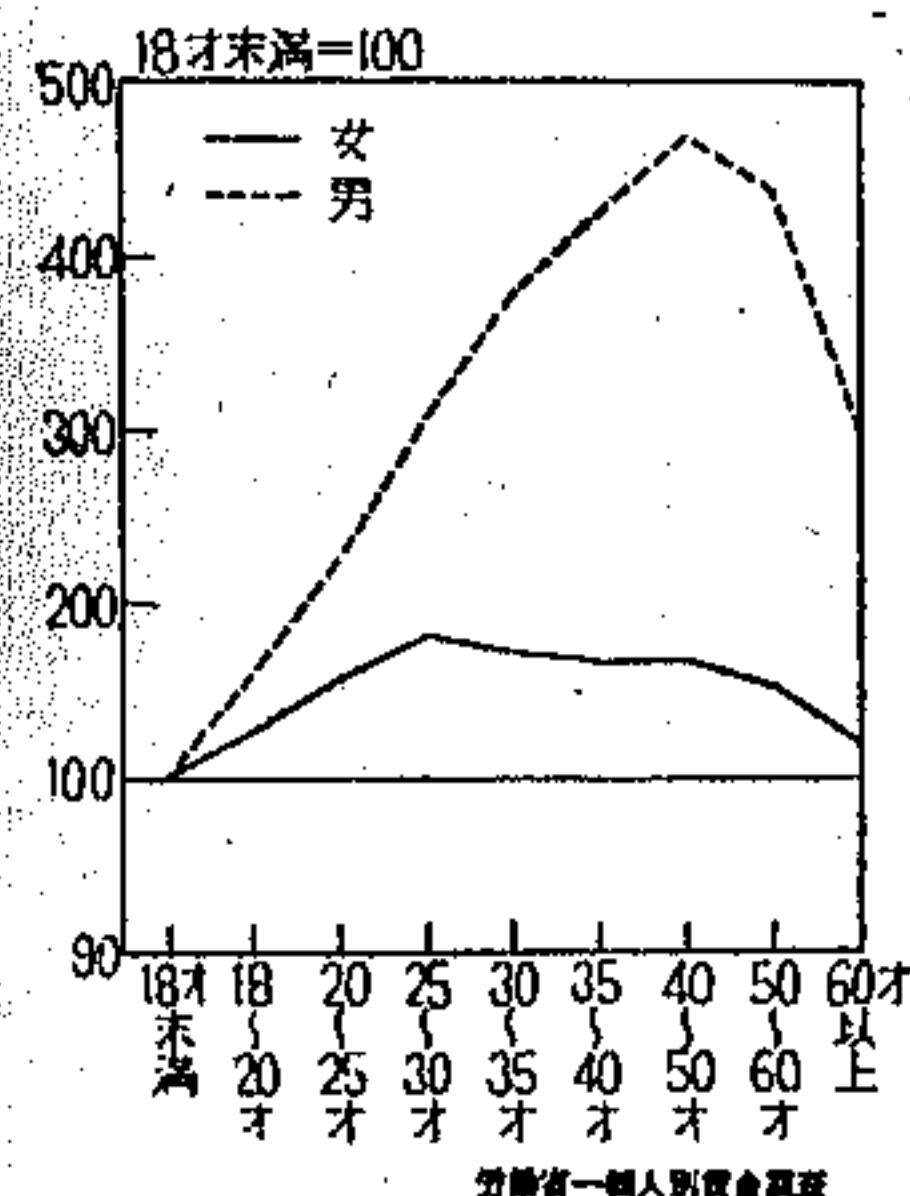
—年令、勤続年数と賃金—

少し古い資料になりますが、一九五四年の個人別賃金調査によりますと、女子の賃金は一般に個人差が少く、比較的低い賃金層に大多数が密集しているのに対して、男子は最低から最高までのへだたりが大きく、その間にわたってかなり中の広い分布がみられます。（図29）

この現象は、男子の賃金が一般的に、その年令、勤続年数が高まるにつれて上昇するのに対して、女子の場合は必ずしもそうでないことによるもので、次に同調査結果にもとづいて、女子の年令、勤続年数と賃金の状況についてくわしくみることにしましょう。

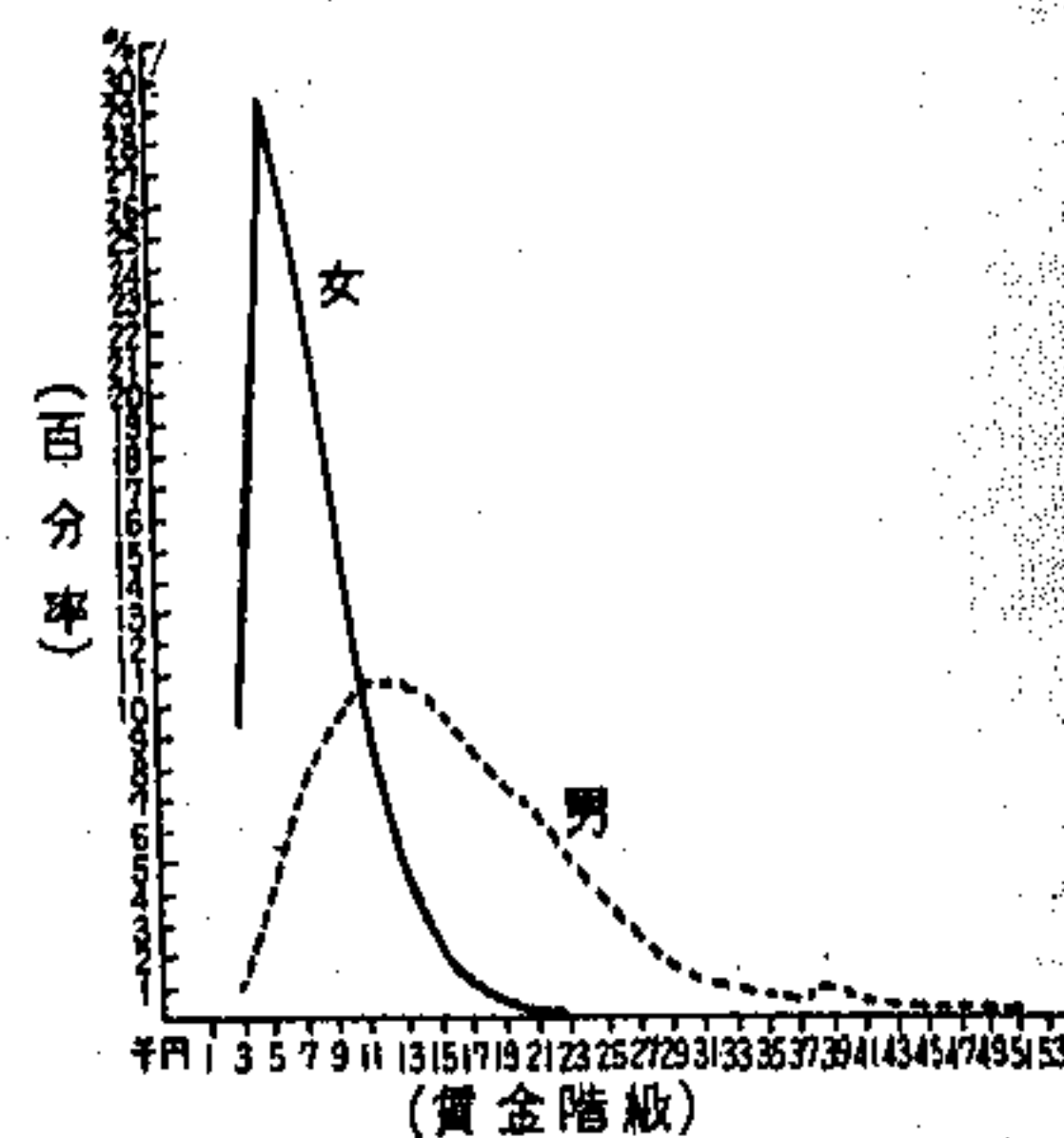
年令と賃金の関係の場合、一八才未満の賃金は男女がほとんど同額ですが、年令が高まるにつれてひらきが大きく

図30 男女及び年齢階級別1人平均
月間給与指数 (1954年4月)(労職計)



労働省一個人別賃金調査

図29 男女別賃金階級別労働者分布
(1954年4月)



労働省一個人別賃金調査

表24 男女別年齢別賃金格差 男子=100
(労職計) 産業計 (1954年4月)

						女	男	男子に対する 女子の割合
計						7,637 ^円	16,937 ^円	45%
18歳未満	18歳以上	20歳未満	20歳以上	25歳未満	25歳以上	5,107	5,002	102
20歳未満	20歳以上	25歳未満	25歳以上	30歳未満	30歳以上	6,554	8,019	32
25歳未満	25歳以上	30歳未満	30歳以上	35歳未満	35歳以上	8,112	11,427	71
30歳未満	30歳以上	35歳未満	35歳以上	40歳未満	40歳以上	9,409	15,397	61
35歳未満	35歳以上	40歳未満	40歳以上	50歳未満	50歳以上	8,891	18,890	47
40歳未満	40歳以上	50歳未満	50歳以上	60歳未満	60歳以上	8,612	21,254	41
45歳未満	45歳以上	55歳未満	55歳以上	65歳未満	65歳以上	8,640	23,349	37
50歳未満	50歳以上	60歳未満	60歳以上	70歳未満	70歳以上	7,840	21,801	36
55歳未満	55歳以上	65歳未満	65歳以上	75歳未満	75歳以上	6,128	15,119	41

労働省一個人別賃金調査

なつてきます。そして男女のおのの十八才未満の賃金を一〇〇とすると、女子は二五—三〇才が最高で一八四、男子は四〇—五〇才が最高で四六七に達しています。(表24・図30) 一方、勤続年数との関係をみますと、勤続六ヵ月未満の賃金がすでに男女によつて相当ひらいていますが、その後の上昇率はあまり大差なく、勤続二〇年以上で、男女とも六ヵ月未満の三倍余に達しています。(表25・図31)

これをあわせて考えますと、年齢の高い婦人が必ずしも勤続年数が長いというわけではなく、むしろ中年になつてあまり賃金も高くない職種に入つていく婦人の多いことが察せられます。

また勤続年数による賃金の上昇率を、学歴別にみますと、男子は学歴が高くなるほど、賃金の上昇率がよくなるのにひきかえ、女子は学歴が高くなるほど、賃金の上昇率が鈍く、大学卒、勤続二〇年以上の男子の給与が、勤続六ヵ月未満の給与の四・四倍になつてゐるのに対して、女子ではそれが二・一倍にしかありません。このことは学歴の高い婦人が長く勤めた場合でも職場の中でもあまり高い地位は与えられていないことを示しています。

労働時間・日数

労働時間は、ここ数年のうちに、一番大きく増加しました。

一九五六年、規模三〇人以上事業場の女子労働者の実労働時間は、一ヵ月平均一九一・二時間、男子労働者は二〇二・三時間で、一日平均にしますと、それぞれ八時間と、八・三時間となります。女子は男子にくらべて、一ヵ月一・一時間少なくなつています。

又前年とくらべると女子は一ヵ月三・七時間(対前年増加率は二・〇%)、男子は四・九時間(二・五%) 長くなつており、この対前年増加率は、前年のそれ(女子〇・九%、男子〇・六%)より相当上廻つています。

これを所定内労働時間(事業場の就業規則で定められた正規の就業時間内の労働時間)と所定外労働時間(早出、残業、休日出勤等の時間)にわけてみますと、所定内労働時間は女子のほうがかえつて二・二時間長く、所定外労働時間では男子が一三・三時間長くなつていますがこの傾向は例年の通りです。(表26)

表26 男女別1人1ヵ月及び1日実労働時間数と出勤日数
(1952~56年)

年 別	月間実労働時間数						1日平均実労働時間数		出勤日数	
	総労働時間数		所定内		所定外		労働時間数		日 数	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
1952年平均	184.4時	195.5時	176.9時	175.1時	7.6時	20.7時	7.7時	7.9時	24.0日	24.6日
1953 〃	186.0	197.6	178.0	176.3	8.0	21.3	7.9	8.3	23.4	23.9
1954 〃	185.8	196.3	179.1	177.1	7.1	19.2	7.9	8.2	23.4	23.8
1955 〃	187.5	197.4	179.4	178.0	8.1	19.4	8.0	8.2	23.5	24.0
1956 〃	191.2	202.3	181.7	179.5	9.5	22.8	8.0	8.3	23.8	24.3

労働省一毎月勤労統計調査

表27 産業別1人平均月間総実労働時間数所定内所定外別労働時間数
(1956年)

産 業 別	総実労働時間数		所定内労働時間数		所定外労働時間数	
	女	男	女	男	女	男
総 数	191.2時	202.3時	181.7時	179.5時	9.5時	22.8時
鉱 業	185.1	194.5	174.7	172.5	10.4	22.0
製 造 業	194.6	209.3	184.9	180.6	9.7	28.7
卸売及び小売業	194.5	194.4	186.0	180.9	8.5	13.5
金融及び保険業	175.1	180.1	164.0	166.7	11.1	13.4
不動産業	180.7	197.8	170.0	180.4	10.7	17.4
運輸通信及びその他の公益事業	178.7	197.2	171.2	181.3	7.5	15.9
建設業	187.0	202.4	180.2	183.4	6.8	19.0

労働省一毎月勤労統計調査

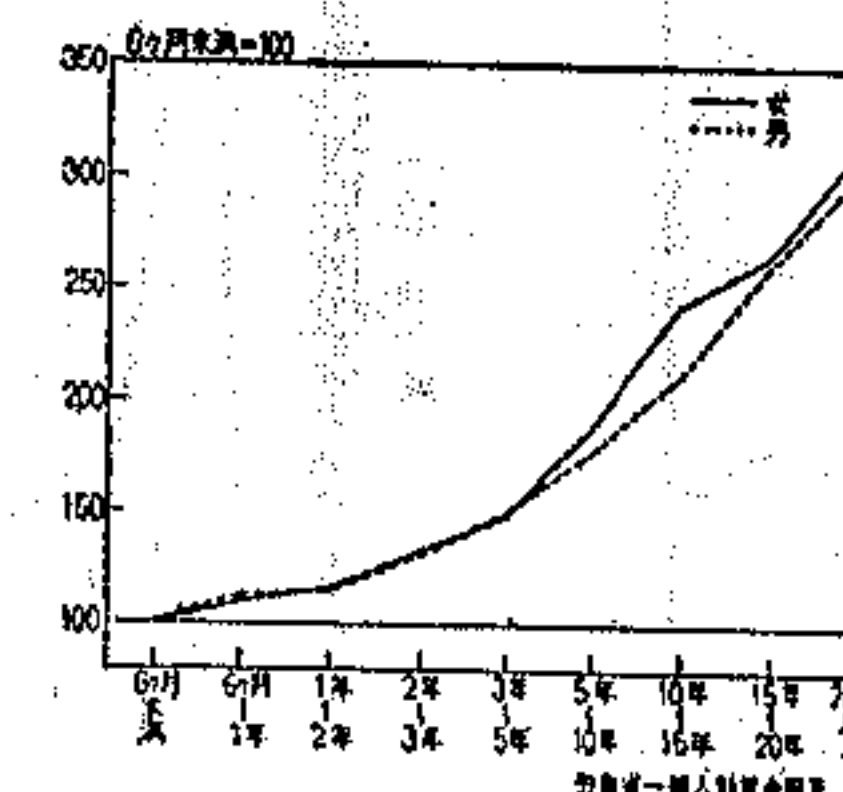
表28 製造業における労働別1人平均月間労働時間数及び出勤日数
(1956年)

	総実労働時間数		所定内労働時間数		所定外労働時間数		出勤日数
	女	男	女	男	女	男	
計	194.6時	209.3時	184.9時	180.6時	7.9時	28.7時	23.7日
生産労働者 (労)	195.1	212.1	185.2	179.9	9.9	32.2	23.7
管理事務及び技術労働者 (職)	191.7	201.4	183.0	182.8	8.7	18.6	24.3

労働省一毎月勤労統計調査

図31 男女別、勤続年数別1人平均月間現金給与指数
(1954年4月) (労職計)

6ヵ月末満=100



労働省一個人別賃金調査

表25 男女別勤続年数別賃金格差
産業計 (労職計) (1954年4月) (男=100)

	実 数		男子に対する女子の割合
	女	男	
総 数	7,637円	16,937円	45.1%
6ヵ月末満	5,283	9,955	53.1
6ヵ月以上1年未満	5,854	11,251	52.0
1年以上2年未満	6,207	11,551	53.7
2年以上3年未満	7,080	13,127	53.9
3年以上5年未満	7,907	14,985	52.8
5年以上10年未満	9,969	17,714	56.3
10年以上15年未満	12,883	21,200	60.8
15年以上20年未満	14,069	26,117	53.9
20年以上	16,482	30,778	53.6

労働省一個人別賃金調査

産業別にみると、製造業（女子一九四・六時間、男子二〇九・三時間）、卸売及び小売業（女子一九四・五時間、男子一九四・四時間）は比較的女子の労働時間が長く、金融保険業（女子一七五・一時間、男子一八〇・一時間）は短くなっています。（表27）

又、労務者と職員では、一般に男女とも労務者の労働時間のほうが長く、製造業の女子についてみますと、労務者は一九五・一時間（男子二二二・一時間）、職員は一九一・七時間（男子二〇一・四時間）となつています。

出勤日数も、男女ともに前年より一カ月平均〇・三日ずつ増加して、女子二三・八日、男子二四・三日となつています。（表28）

三、婦人の労働保護状況

労働基準法 における婦 人の保護

労働基準法の中には婦人の労働条件をまもるため、特に次のような定めが設けられています。

男女同一賃金の原則……女子であることを理由に、賃金に差別をつけることを禁ずる。

労働時間及び休日……原則として女子の時間外労働を一日二時間、一週六時間、一年一五〇時

間以内に制限し、休日労働を禁ずる。

深夜業……原則として午後一〇時から午前五時までの間、女子の使用を禁ずる。

危険有害業務の就業制限……女子に運転中の機械や動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査、修繕を行わせること、運転中の機械や動力伝導装置のベルトのかけはずしを行わせること、動力による起重機を運転させること、その他の危険な業務につかせることを禁じ、女子の取扱う重量物を制限するなど、

坑内労働……鉱山における、女子の坑内労働を禁ずる。

産前産後の休業……六週間以内に出産予定の女子が請求によつて休暇をとることを保障し、産後六週間の就業を禁じている。ただし、産後五週間を経過した女子が請求した場合は、医師が支障がないとみとめた業務につかせてもよいことになっている。

妊婦の軽易業務への転換……妊娠中の婦人が請求した場合は、軽い業務に転換させなければならない。

育児時間……乳児（生後一年以内）を育てる婦人に、休憩時間のほか、一日二回、各三〇分以上の育児時間をとることを保障する。

生理休暇……生理日の就業が著しく困難な婦人や、生理に有害な業務についている婦人が、休暇を請求することを保障する。

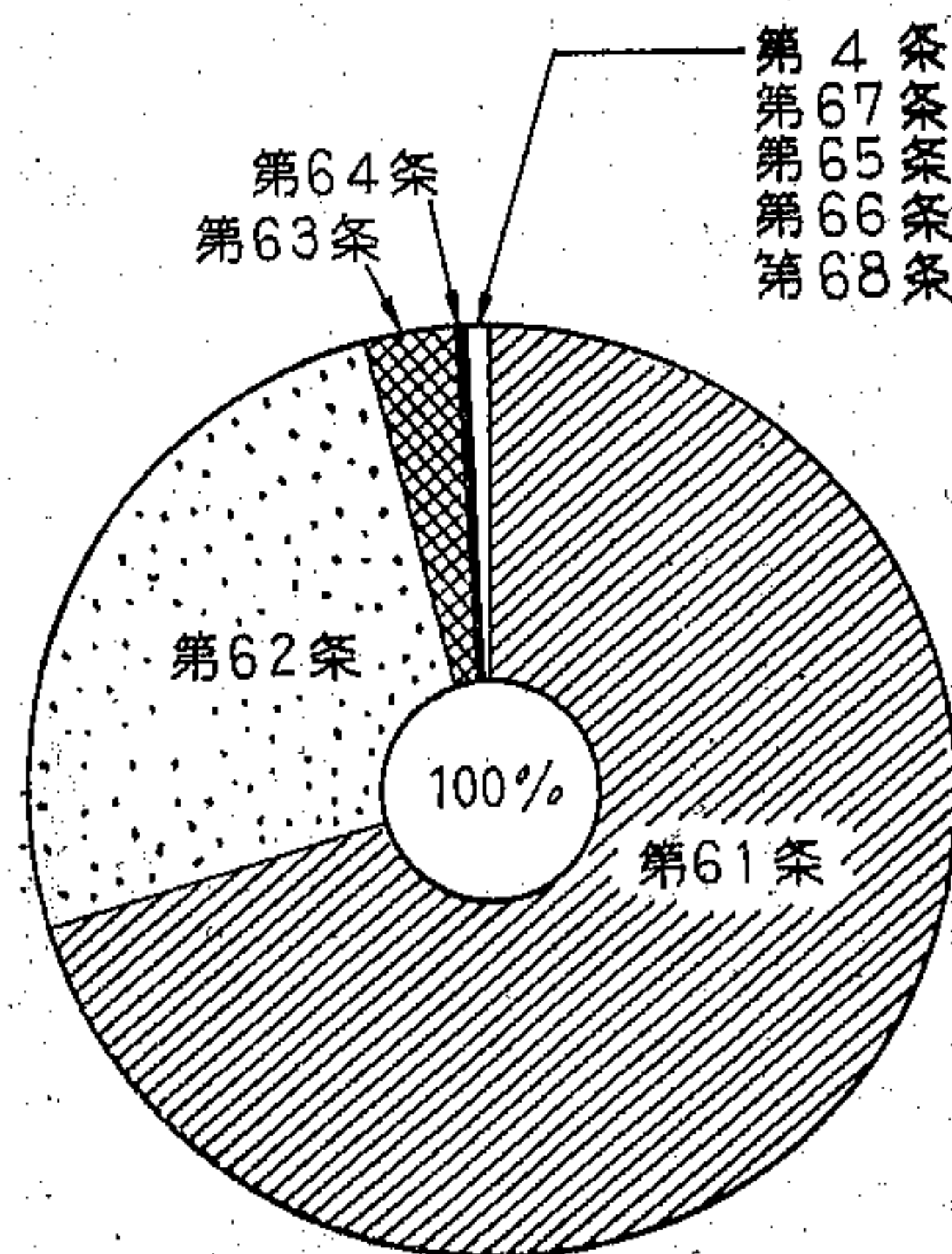
表29 労働基準法女子関係条文違反件数
(1951～56年)

年 別	第4条 男女同賃金	第61条 女子の労働時間及び休日	第62条 深夜業の禁止	第63条 危険有害業務の制限	第64条 坑内労働の禁止	第65条 産前産後の休業	第66条 育児時間	第67条 生理休暇	第68条 婦旅費	女子関係条文違反件数累計
1951 年	130	16,686	2,849	997	89	31	11	161	25	20,979
1952 "	95	15,805	2,799	759	132	29	13	31	15	19,728
1953 "	110	22,882	3,781	664	148	28	10	91	13	27,727
1954 "	53	18,191	2,533	496	74	19	2	64	17	21,449
1955 "	50	14,815	2,978	496	62	15	5	32	12	18,465
1956 "	44	9,869	3,644	421	64	14	2	28	2	14,088

註 第62～64条並びに第68条においては男子年少者関係をふくむ

労働省労働基準局調

図32 労働基準法女子関係条文違反件数（割合）
(1956年)



資料出所：上に同じ
註：上に同じ

帰郷旅費……解雇された女子が、一四日以内に帰郷する場合は、原則として使用者が旅費を負担する。
以上が主だったものですが、このほかにも出産前後の解雇制限、出産のための賃金の非常時払、強制労働の禁止、中間搾取の排除、前借金相殺の禁止、寄宿舎生活の自治など、女子に関係の深い規定があつて、働く婦人をまもつています。

労働基準法中 女子に関する 条文の違反

一九五六年、一カ年間に於ける労働基準法中の女子に関する違反件数の計は一四、〇八八件、そのうち一番多いのが労働時間及び休日に関するもので、七〇%をしめています。ついで深夜業の禁止二六%、危険有害業務の就業制限三%、坑内労働の禁止、男女同一賃金、生理休暇、産前産後休業の順となつていますが、この傾向はだいたい例年同じです。ただし、深夜業の禁止と危険有害業務の就業制限に関する違反には、年少労働者に対する件数もふくまれています。(表29・図32)

右のうち男女同一賃金に関する違反は四四件で、基準法施行当初にくらべますと、ずっと減少していますが、違反の内容例には、年令、経験の同じ中学校卒業者の初任給に二〇〇円の男女差をつけている、皆勤手当(就労日数同じ)、出勤手当、物価手当、時間外労働への割増賃金率等に男女差をつけていたなどがあげられます。

母性保護規定 の実施状況

あらましを述べてみましょう。

この調査は常時三〇人以上を使用する事業場に対して行われ、その中、回答のあつた三〇一六事業場について全数に対応するものとして推計したものです。

―有夫者と出産状況―

図33 規模別、女子労働者の中に占める有夫者の割合 (1953~56年)

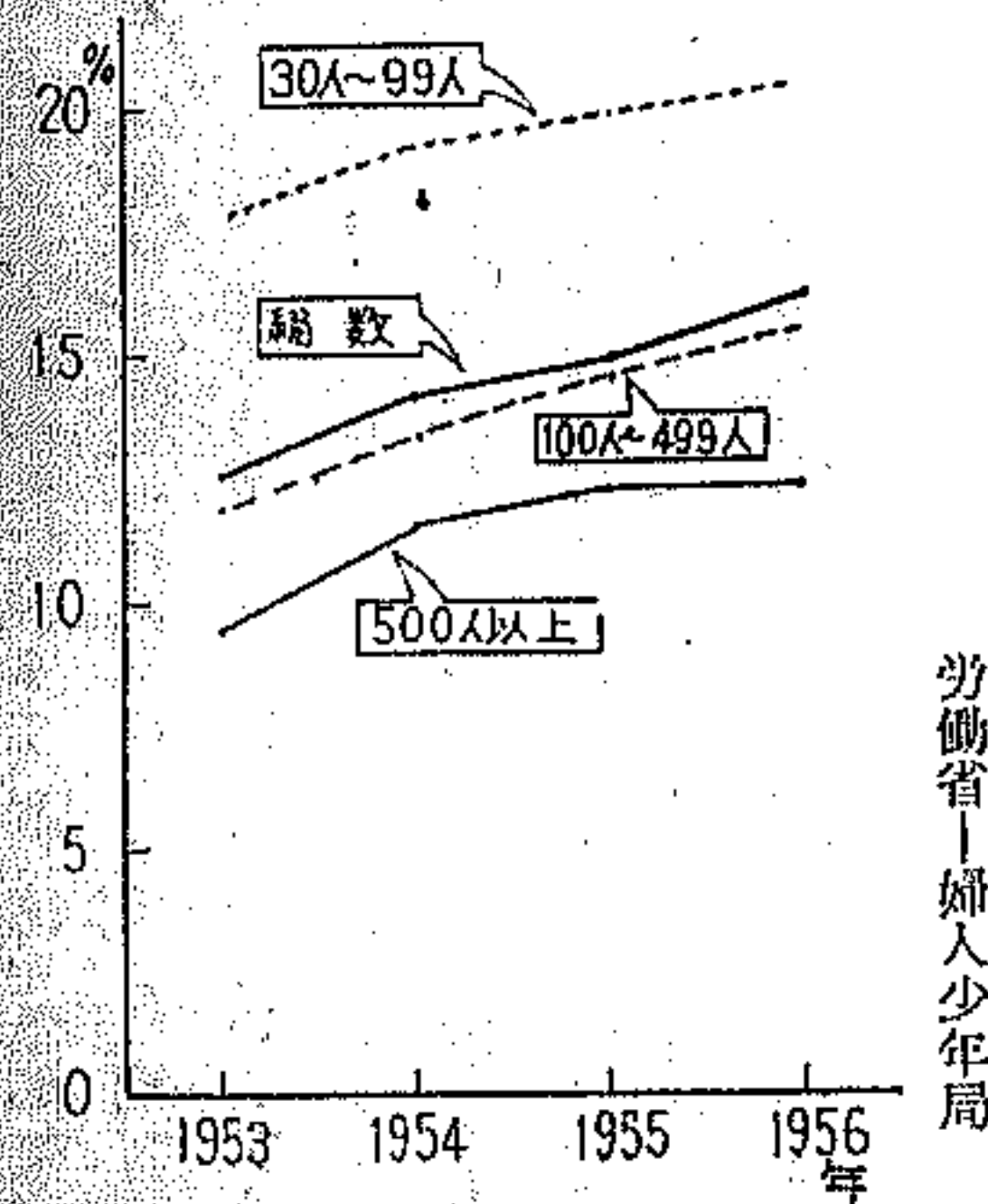


表31 規模別、妊娠又は分娩を理由とする退職者の割合 (1954~56年)(妊娠婦数=100)

規模別	年 別	1956年	1955年	1954年
総 数		34.0%	39.4%	40.6%
30人 ~ 99人		41.6	47.0	45.8
100人~499人		34.6	39.8	41.3
500人 以上		28.6	34.2	37.3

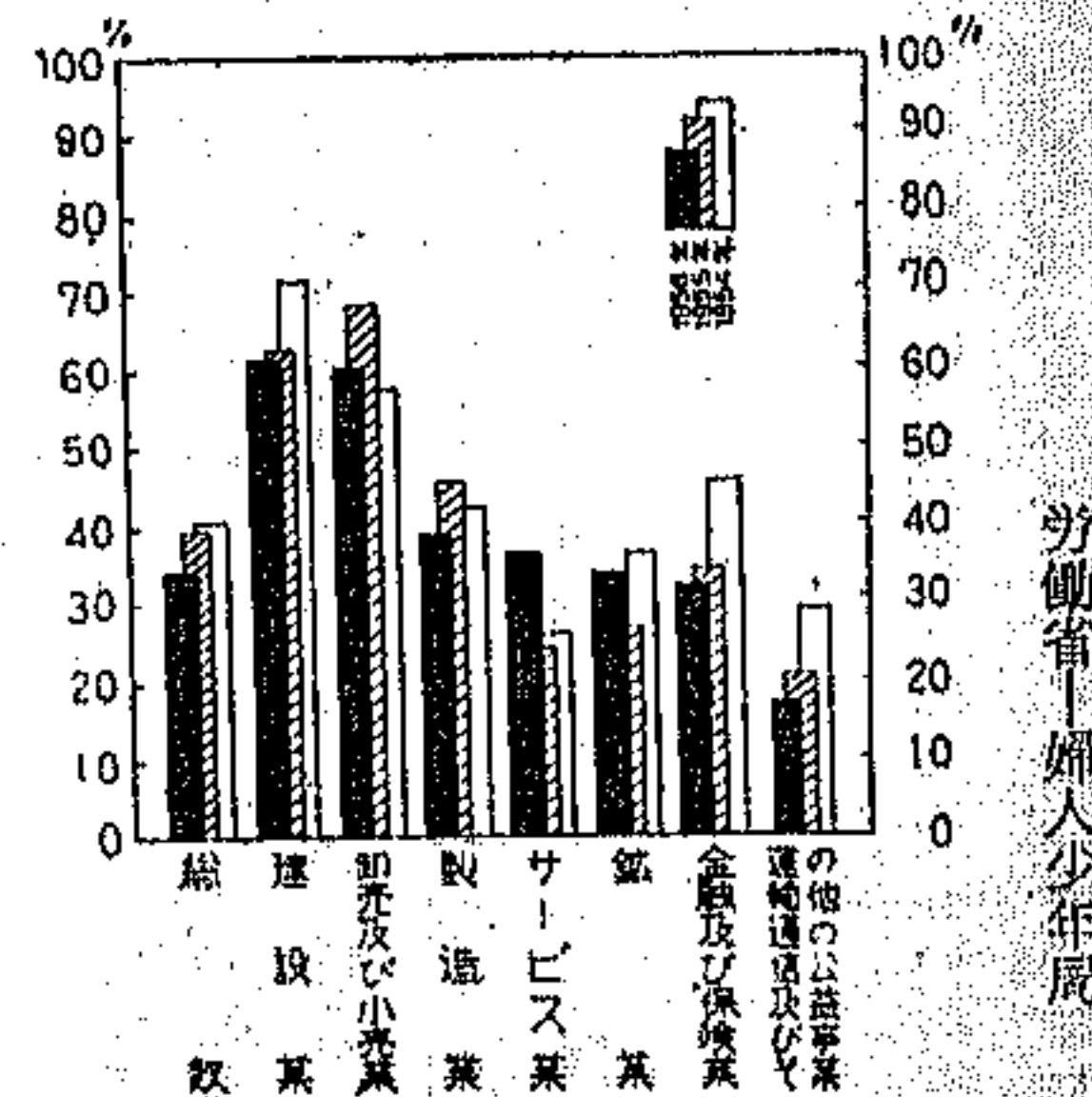
労働省—婦人少年局

表30 産業別女子労働者の中に占める有夫者の割合 (1954~56年)

産業別	年 別	1956年	1955年	1954年
総 数		16.2%	15.0%	14.2%
建設業		33.0	31.3	29.7
運輸通信及びその他の公益事業		31.7	21.5	18.4
サービス業		22.9	20.6	17.5
金融及び保険業		21.1	21.1	17.8
製造業		18.1	15.0	11.7
卸売及び小売業		13.7	13.5	13.4
		9.6	8.1	8.3

労働省—婦人少年局

図34 産業別、妊娠又は分娩を理由とする退職者の割合 (1954~56年)(妊娠婦数=100)



労働省—婦人少年局

まず、有夫者と出産者の状況からみますと、この調査で女子労働者中にしめる有夫者の割合は、一六・二%で、一九五三年の一二・六%から逐年増加を続けてきています。

産業別では有夫者の割合の多いのは前年と同様煙草製造業で四二・一%、次いで鉱業(三三・〇%)、建設業(三一・七%)、食料品製造業(三〇・〇%)等で、有夫者の割合の少ないのは、紡織業(七・九%)、衣服及び身廻品製造業(九・〇%)、卸売及び小売業(九・六%)等となっています。(表30) 又企業の規模別に女子労働者中にしめる有夫者の割合をみますと三〇人—九九人の事業場では二〇・五%となつていゝのに対し、一〇〇人—四九九人では一五・八%、五〇〇人以上では一二・三%と依然規模の小さな事業場に有夫者が多いことがみられます。特に五〇〇人以上の大きな事業場では前年と比率に変更がなく、中小規模の事業場で夫々比率が増大していることはこの傾向が強くなつていゝことを物語つていゝます。(図33)

一九五六年一カ年間に出産した女子(産前休暇者数)は、女子労働者の二・二%で、これは有夫者数からみると一四・一%に当ります。結婚しても退職せず、続けて働く婦人が年を逐つて増していることは最近の傾向ですが、妊娠又は分娩を期として退職する人は可なり多くありました。ところが、今回の調査によりますと、妊娠又は分娩を理由に退職した者は妊娠婦の三四・〇%で、前年の三九・四%、五四年度の四〇・六%に対して、大巾な減少をしめていゝます。このように妊娠婦の退職者が少なくなつていゝことは、前述の女子労働者の中に占める有夫者の割合が逐年増加しつゝあることとともに、特に注目されなければならいことといえましよう。さらに妊娠婦退職者を企業の規模からみますと、三〇人—九九人の事業場では四一・六%、一〇〇人—四九九人では三四・六%、五〇〇人以上では二八・六%で、小規模の事業場ほど退職する者の割合が多く、五四年、五五年と全く同じ傾向を示していゝます。(表31) 産業別では、建設業の退職率が最も高く、六一・七%、次いで卸売及び小売業六〇・三%、製造業三八・九%の順となつており、低いものとしては運輸通信及びその他の公益事業一七・二%、金融及び保険業の二二・三%があげられま

すが、その割合は何れも全般的に減少する傾向を示しています。(図34)
 なお妊産婦の退職者を退職の時期別にみますと、産前休暇前の退職者は三五・四％、産前産後休暇中の退職者一・七％、産後休暇後の退職者五二・九％となつています。

―産前産後の休暇―

産前産後の休暇の請求状況をみると、一人平均の休暇日数は産前三三日、産後四四・六日で、前年(産前三三・四日、産後四四・〇日)より産前は少し少く、産後は多くなつています。これを産前産後それぞれ六週間以内休んだ人と、六週間以上休んだ人とに分けてみますと、産前では六週間以内が七三・五％、六週間以上が二二・一％、産後では五週間以上六週間未満が六二・五％、六週間以上が二九・〇％といずれも六週間未満の人が多くなつています。

(表32)

産前産後休暇中の賃金については、基準法には特に規定がありませんから、各事業場で、契約・協約・規則等によつて労使の間できめられるわけですが、一九五五年の調査によりますと(五六年には、この項について調査しませんでした)労働協約又は就業規則中に産休中の給与について定めているのは、調査事業場の七割でした。さだめのある事業場のうち最も多かったのは(四三％)、出産の前後各六週間は有給で、一〇〇％の賃金を支給するというもので、これについて、休業中は無給で健康保険法による出産手当金が支払われるというものが三九％と丁度五四年とは順序が逆になつており、(一九五四年、六週間一〇〇％支給―三三％、無給、健保による―四七％)、出産者数の増加とみあつて注目されます。

―産前における軽易業務転換―

妊娠中の女子のうち軽い作業にかわる措置をうけたのは一〇・六％で例年とほぼ等しい割合でした。産業別にみてサービス等が二三・二％で最も多く、製造業二二・一％、運輸通信及びその他の公益事業一一・八％の順となつてい

労働省一婦人少年局

表32 産前産後休暇者(割合)
(1954~56年)

		1956年	1955年	1954年
産前休暇	数のものもの	100.0%	100.0%	100.0%
	者以内のもの	73.5	74.6	75.0
	6週間を超えるもの	22.1	22.0	22.7
	6週間不明のもの	4.4	3.4	2.3
	1人平均休暇日数	33.0日	33.4日	34.0日
産後休暇	数のものもの	100.0%	100.0%	100.0%
	者以内のもの	62.5	68.3	67.7
	6週間を超えるもの	29.0	25.1	27.1
	6週間不明のもの	8.5	6.6	5.2
	1人平均休暇日数	44.6日	44.0日	45.3日

ます。かわる仕事の内容は職種によつてさまざまですが、大抵筋肉労働から事務労働へ、立作業から坐作業へ、交替制勤務を昼間勤務にする等が主なものです。又仕事をかわった時期は産前六週間より前にかわった人が八四・八％、六週間目以後にかわった人が一五・二％でした。(図35)

―育児時間及び施設―

出産者のうち育児時間を請求した人は四四・七％で、事業場の規模別からみますと、三〇人―九九人のところでは四〇・三％、一〇〇人―四九九人では四四・七％、五〇〇人以上では四七・二％となつており大規模の事業場ほど請求者の割合が多くなつていますが、給して、育児時間を請求した人の割合は前年より少なくなつております。与えられた時間を超え、一日二回各三〇分を与えられた人が七六・三％、一日二回各三〇分を超える時間を与えられた人が二三・七％でしたが、基準法を上回る時間を与えられた人の割合が著しく多くなつて注目がされます。

(表33)

参考までに育児時間中の賃金についてみますと、最近の資料(一九五五年)では、労働協約、就業規則中に育児時間中の賃金についてさだめである事業場は四二・八％で、五四年の七〇％より減少していますが、そのうち、有給とする事業場は九三・三％に及び、五四年の八〇％より

割合が増えています。

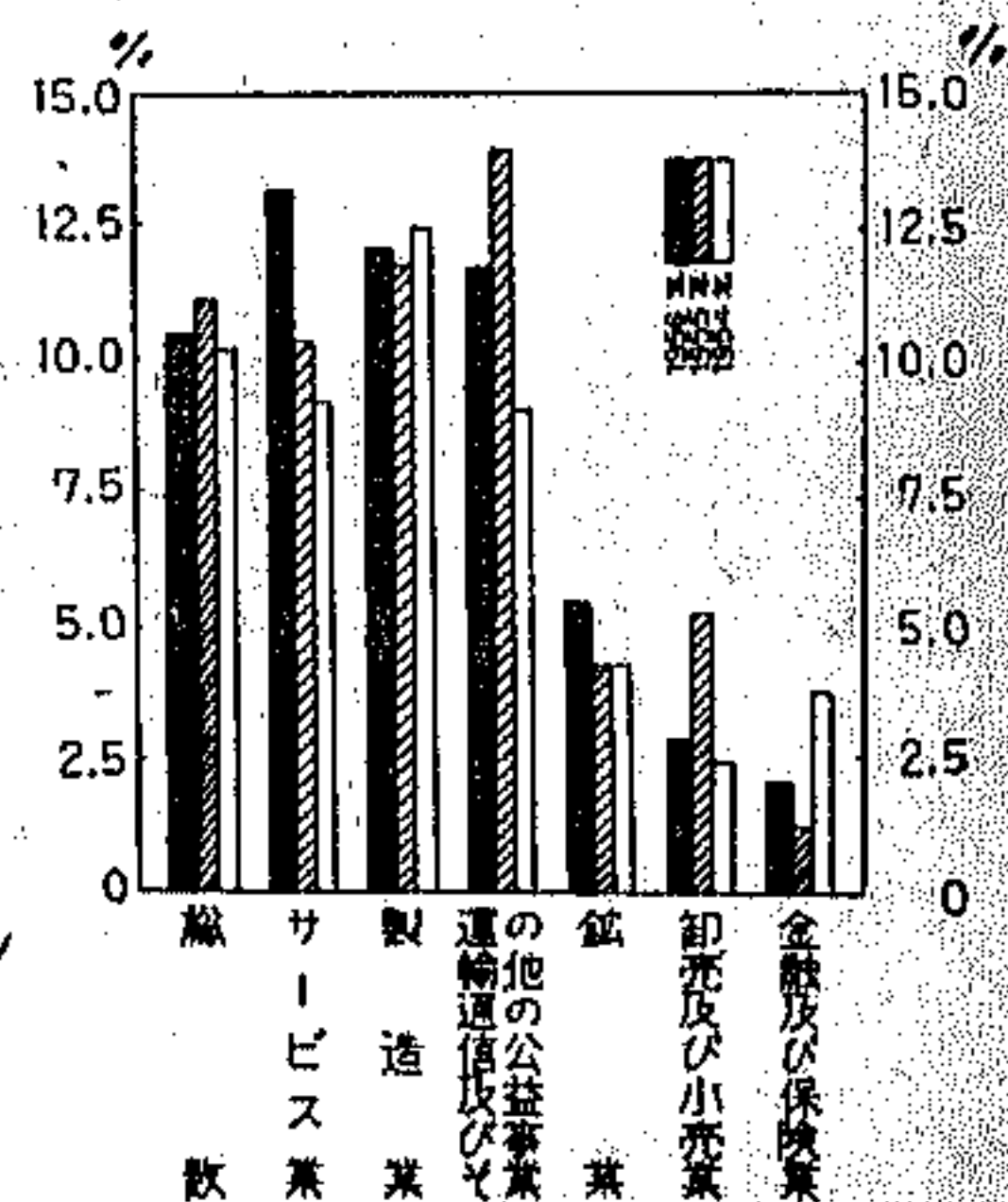
このように年々出産者が増加し、又その半数が育児時間を利用する現状からみて、授乳を行う婦人労働者のために、授乳施設や託児施設が設けられることがのぞまれますが、調査事業場のうち専用の授乳施設をもっているものは〇・四％にすぎませんでした。しかし、休憩室、面会所、医務室、宿直室等と兼用の施設をもっている事業場が二二・五％あるので、これを併せると約二三％が授乳のための施設をもっているわけです。規模別にみますと大きな事業場に多く設けられており、五〇〇人以上では四六％であるのに対し、三〇人―九九人では一四・四％、一〇〇人―四九九人では二六・七％となっています。

託児施設をもっている事業場はさらに少く、専用、兼用をあわせても三・〇％、五〇〇人以上の事業場でも六・二％にすぎません。

女子労働者のうち、年間一回でも生理休暇を請求した人は二三・五％で、例年この割合はほぼ同じです。つまり約四分の一の女子労働者が、生理休暇を少くとも一回以上とつたことになります。事業場の規模別にみますと、三〇人―九九人の事業場では一三・一％、一〇〇人―四九九人では二二・三％、五〇〇人以上では三二・四％でやはり大きな事業場の方が生理休暇をとる人が多くなっていますが、前年と比べて、小規模の事業場にとる人の割合が多くなっています。産業別にみますと、煙草製造業は依然とる人が多く、五七・七％、次いで運輸通信及びその他の公益事業（四六・七％）、第一次金属製造業（製鉄製錬等、四二・二％）、が、多く、建設業（二・三％）、サービス業（五・三％）などは少くなっています。（図36） 又、一年間にとつた生理休暇の日数を全女子労働者の一人当りにすると年間一・七日となります。

生理休暇について、労働協約又は就業規則にさだめている事業場をみますと（一九五五年調査）、六五・四％で、

図35 産業別、軽易業務に転換した者の割合
(1954～56年)



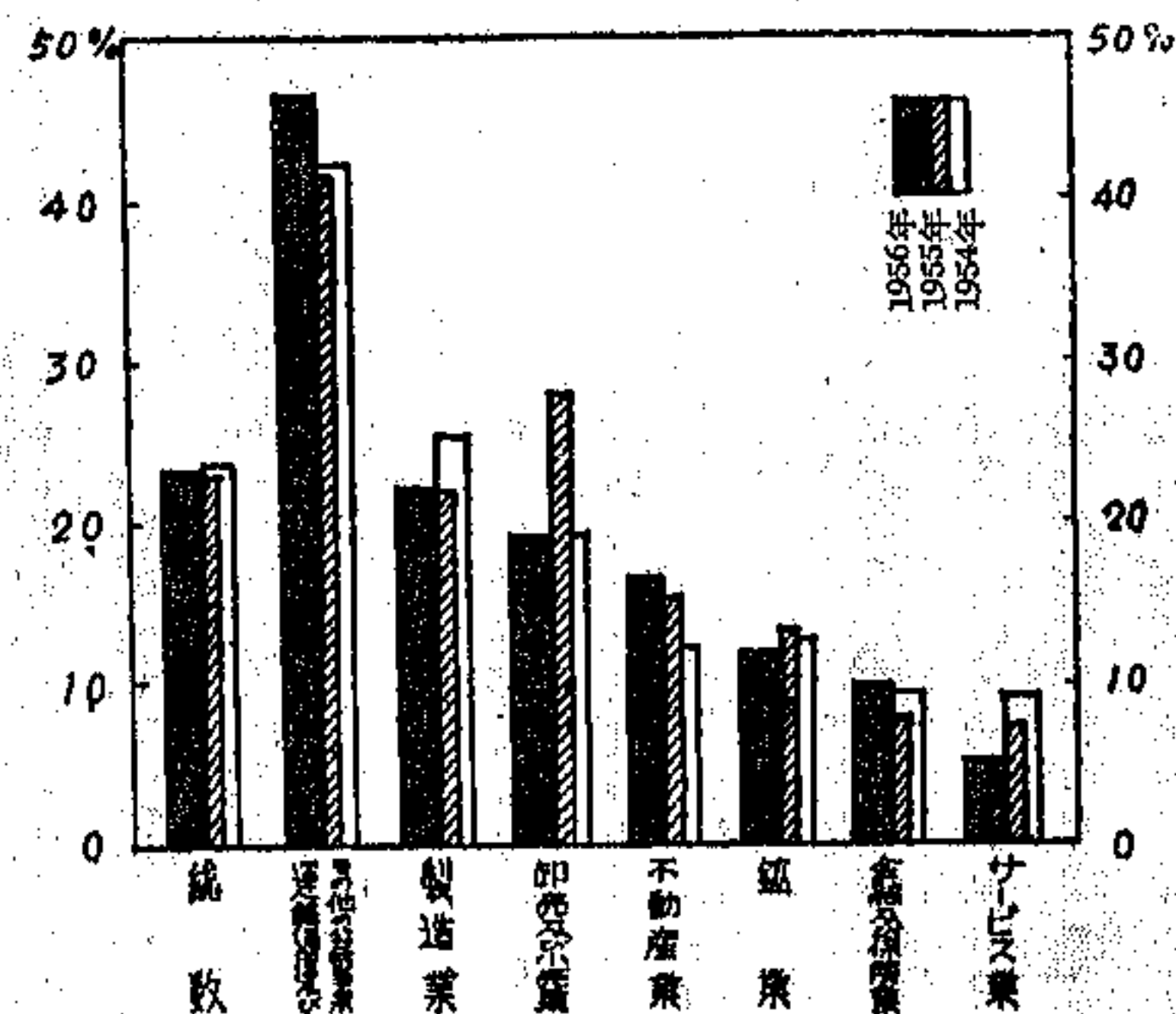
労働省―婦人少年局

表33 規模別、育児時間を請求した者の割合
(1955年, 1956年)(産婦数=100)

規模別	年 別	1956年	1955年
総 数		44.7	46.8
30 人 ～ 99 人		40.3	40.9
100 人 ～ 499 人		44.7	46.6
500 人 以 上		47.2	50.4

労働省―婦人少年局

図36 産業別、女子労働者のうち生理休暇を請求した実人員（割合）
(1954～56年)



労働省―婦人少年局

五四年の八二・九％よりはるかに減少しています、しかしこのうち生理休暇を有給とする事業場は七七・六％で、前年の七一・八％より多く、さらに有給とする事業場のうち、休暇日数を二日とするところが四一・六％、次いで三日が、一三・五％、「必要日数」というのが一二・四％となつています。

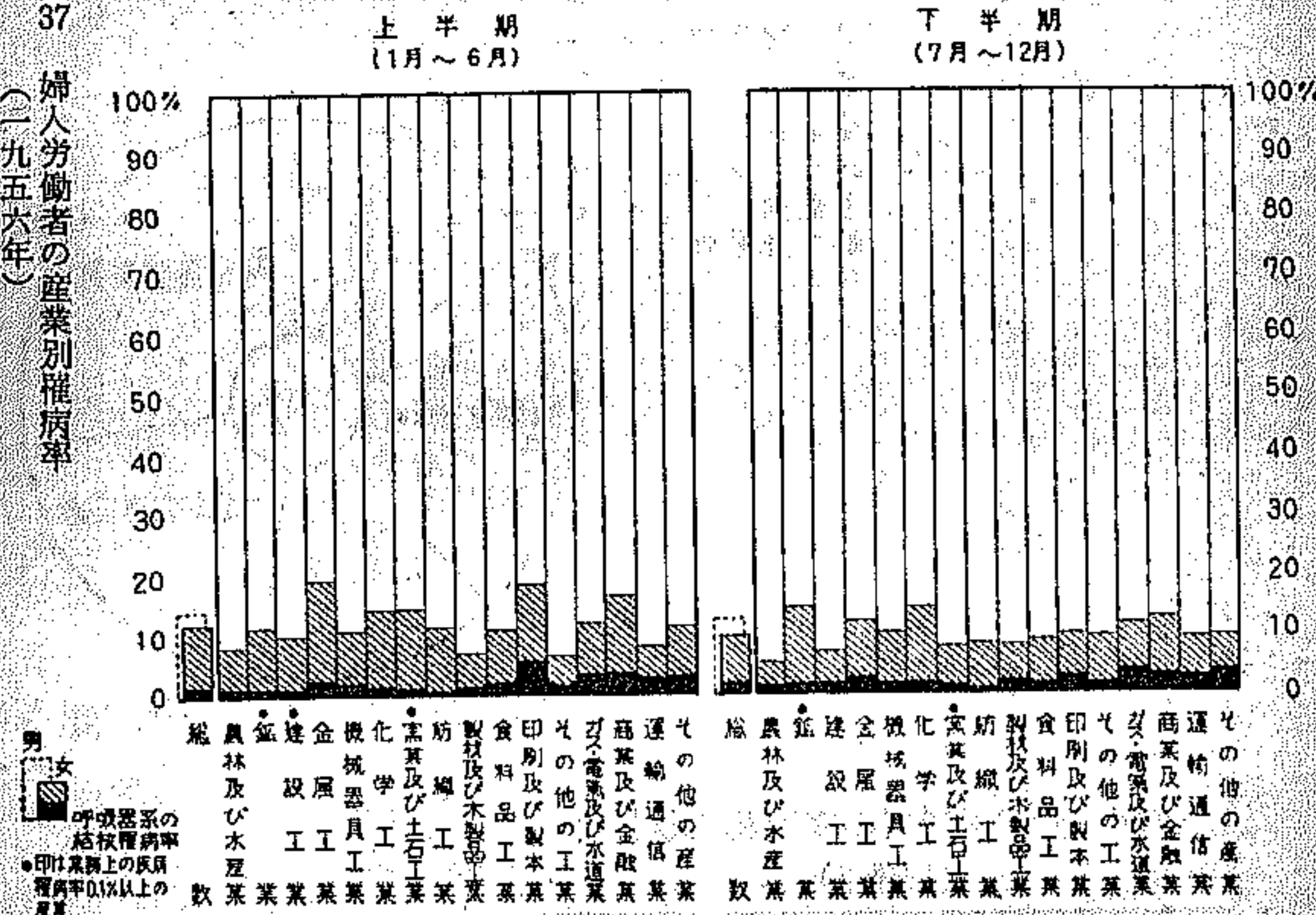
婦人と労働衛生

労働基準法のさだめにより、労働者を使用する事業場は、特殊の例外を除いて、労働者に年一回、又は業務の種類により年二回の定期健康診断を受けさせなければならないことになつています。この定期健康診断の結果報告をみますと、女子は労働基準法の女子保護規定によつてとくに保護されているためか、例年、男子にくらべて罹病率は低く、一九五六年上半期は、女子一二・一％、男子一四・四％、下半期は、女子九・八％、男子一二・五％となつています。

産業別の罹病状況については、健康診断の実施項目は法律に定められていますが、方法、精密度等は産業や規模や、さらに個々の事業場によつて差異があることが考えられますので必ずしも同一条件にもとづく診断結果とはいえませんし、又、上下半期の産業別一般罹病率及び呼吸器系の結核罹病率を併せみても、とくに目立つ傾向はみとめられません。従つてとりたてて追究することは困難と思われれます。

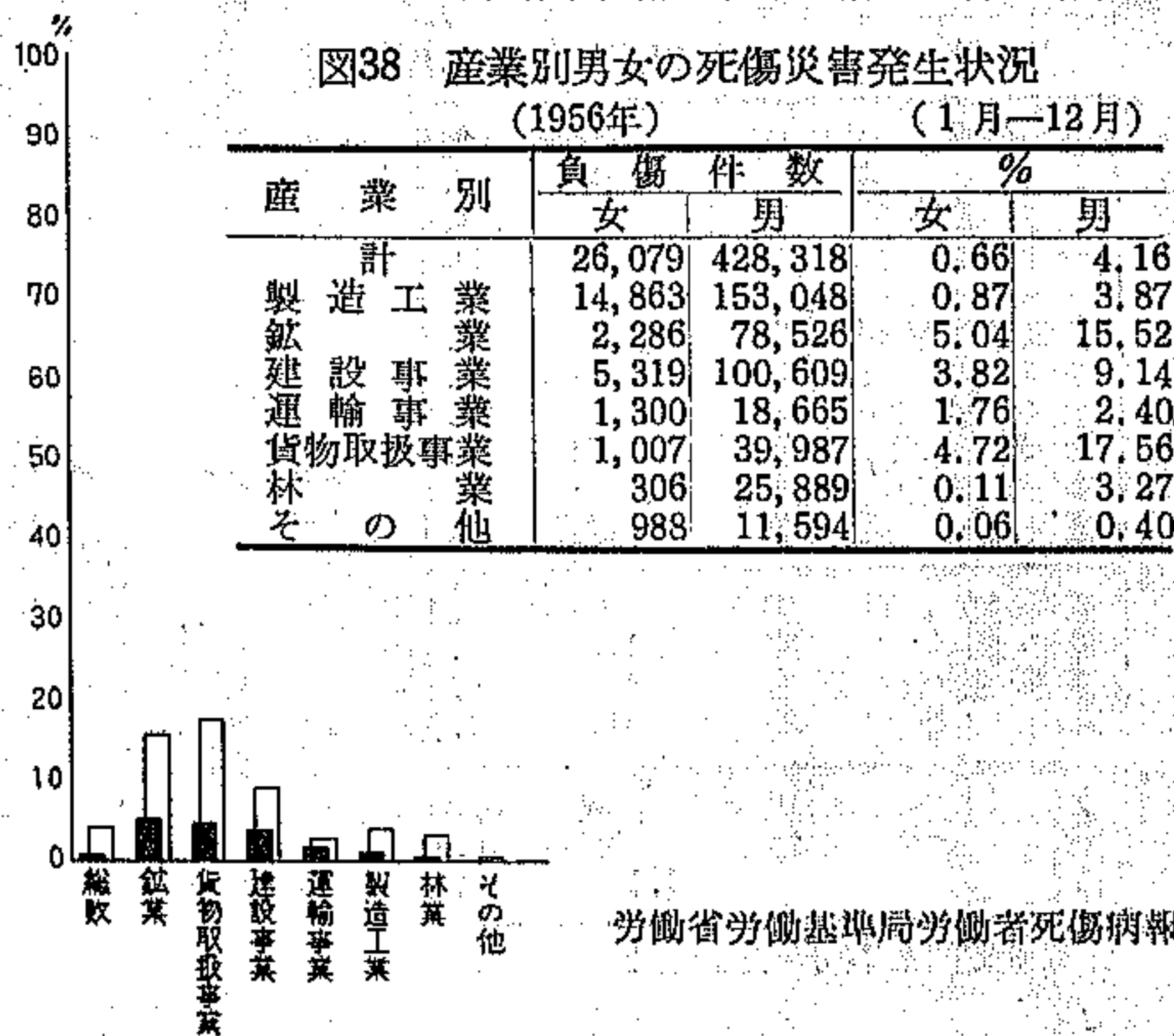
ただ、大きな数字ではありませんが、業務上の疾病についてみますと、女子の場合、全産業平均罹病率が上半期〇・〇二％、下半期〇・〇三％となつていますが、そのうち鉱業と窯業及び土石工業は両半期とも〇・一％を上廻つています。(図37) 病名ははつきり分りませんが、一九五六年度労働省労働基準局の「業務上疾病及び食中毒調査」を参照しますと、どちらの産業も、負傷に起因する疾病、高熱刺激性のガス若しくは蒸気、有害光線又は異物に因る結膜炎その他の眼の疾患が、その多くをしめることが推定され、又紡織工業に働く女子の業務上の疾病は罹病率はわずかですが(上半期〇・〇二％、下半期〇・〇三％)、その多くが製糸又は紡績等の業務に因る手指の蜂窩織炎及び皮膚炎であることが考えられます。

図37 婦人労働者の産業別罹病率
(一九五六年)



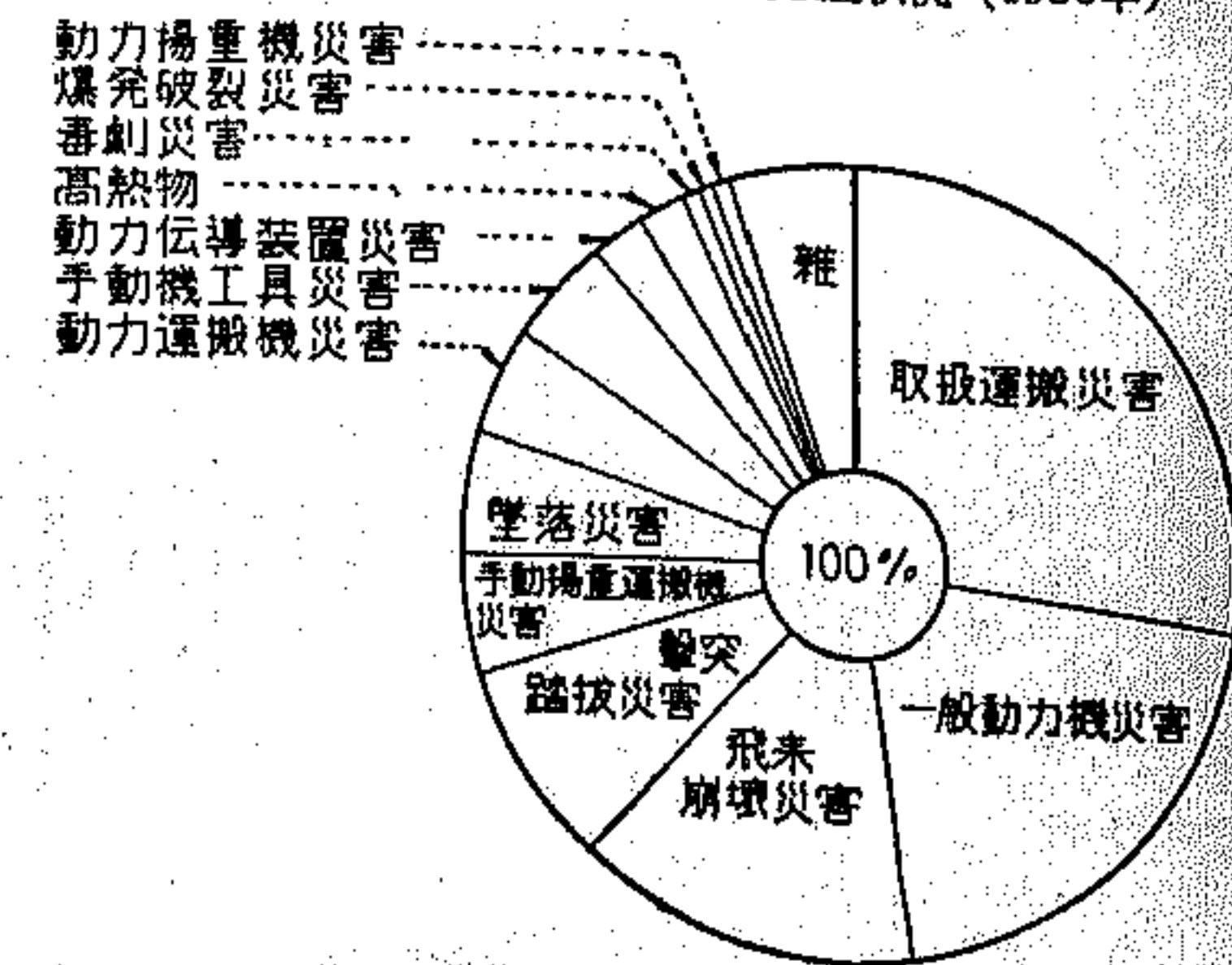
労働省労働基準局定期健康診断結果報告調

図38 産業別男女の死傷災害発生状況
(1956年) (1月-12月)



労働省労働基準局労働者死傷病報告ヨリ

図39 女子労働者の原因別死傷災害発生状況 (1956年)



労働省労働基準局労働者死傷病報告

表34 女子労働者の原因別死傷者数 (1956年)

原因		人数	%
計		21,547	100.0
動力運搬災害	動力伝導装置災害	548	2.5
	動力揚重機災害	97	0.5
	動力運搬機災害	980	4.5
	一般動力機災害	4,397	20.4
作業行動災害	手動揚重運搬機災害	1,009	4.7
	手動搬運機災害	955	4.4
	手取飛撃墜	5,853	27.2
	手動搬運機災害	3,031	14.2
	手動搬運機災害	1,780	8.3
	手動搬運機災害	986	4.6
特殊危険災害	電毒爆高	22	0.1
	毒劇災害	174	0.8
	爆発災害	119	0.5
	高熱物災害	411	1.9
原因不明災害	火災	6	0.03
	火倒雑	32	0.1
	雑	1,147	5.3

労働省労働基準局労働者死傷病報告

婦人と労働災害

一九五六年における労働災害の概況を、労働省労働者死傷病報告によつてみますと、労働者の総負傷件数は昨年より約九%増加していますが、労働者数の増加がこれをはるかに上廻つていますので、災害発生率は前年より、やや低くなつています。

同じ産業の中でも、婦人は男子とかなり異つた作業についている場合が多く、又労働基準法でも女子が坑内労働、重量物運搬、その他一定範囲の危険有害業務につくことを制限又は禁止していますから、婦人労働災害は件数からいっても、災害発生率からみても、男子にくらべてはるかに少なくなつています。

一九五六年一カ年間の労働災害件数は女子が二六、〇七九件、男子が四二八、三一八件で、ざつと毎日七一人の婦人労働者と一、一七三人の男子労働者がどこかの職場で災害をうけていることになり、又、女子の労働災害発生率は、男子の四・二%の六分の一を下廻つて〇・七%弱となつています。勿論産業によつて差があり、図38に掲げた業種はいずれも災害のおこりやすい業種ですが、なかでも鉱業、貨物取扱事業、建設業、運輸事業における災害発生率は男女ともに高い方で、女子の場合それぞれ一〇〇人中五人から二人が罹災していることになつています。

女子の災害発生件数を原因別にみますと、(一九五六年 労働省労働者死傷病報告) 物の取扱運搬によつておこる災害、一般動力機による災害、物の飛来崩壊による災害の率がそれぞれ二七%、二〇%、一四%で高く、ついでものに撃突したり、釘等を踏抜いてけがをする災害、手動揚重運搬機による災害、墜落災害、動力運搬機災害、手動機工具災害の順となつています。(表34・図39)

四、労働組合の中の婦人

組合加入状況

戦後、婦人労働者の組合組織率（雇用者数に対する組合員数の割合）は、男子労働者とともに非常な勢で上昇をみせて、一九四九年には五〇％を超えました。併し間もなく経済安定計画にともなう事業場の休廃等から組合員数は相当減少し、一時急激に低下しました。

そしてその後、一九五二、三年頃から組合員数は、再び徐々に増加しはじめ、その傾向は一九五六年現在なおつづき、前年にくらべて十八万増の六三五万人に達しました。これは各産業を通じて既設組合の新組合員が増加したこと、新たに設立された組合の組合員数が加つたこと、とくに中小企業における未組織労働者の組織化が進んだことに原因しているといわれています。

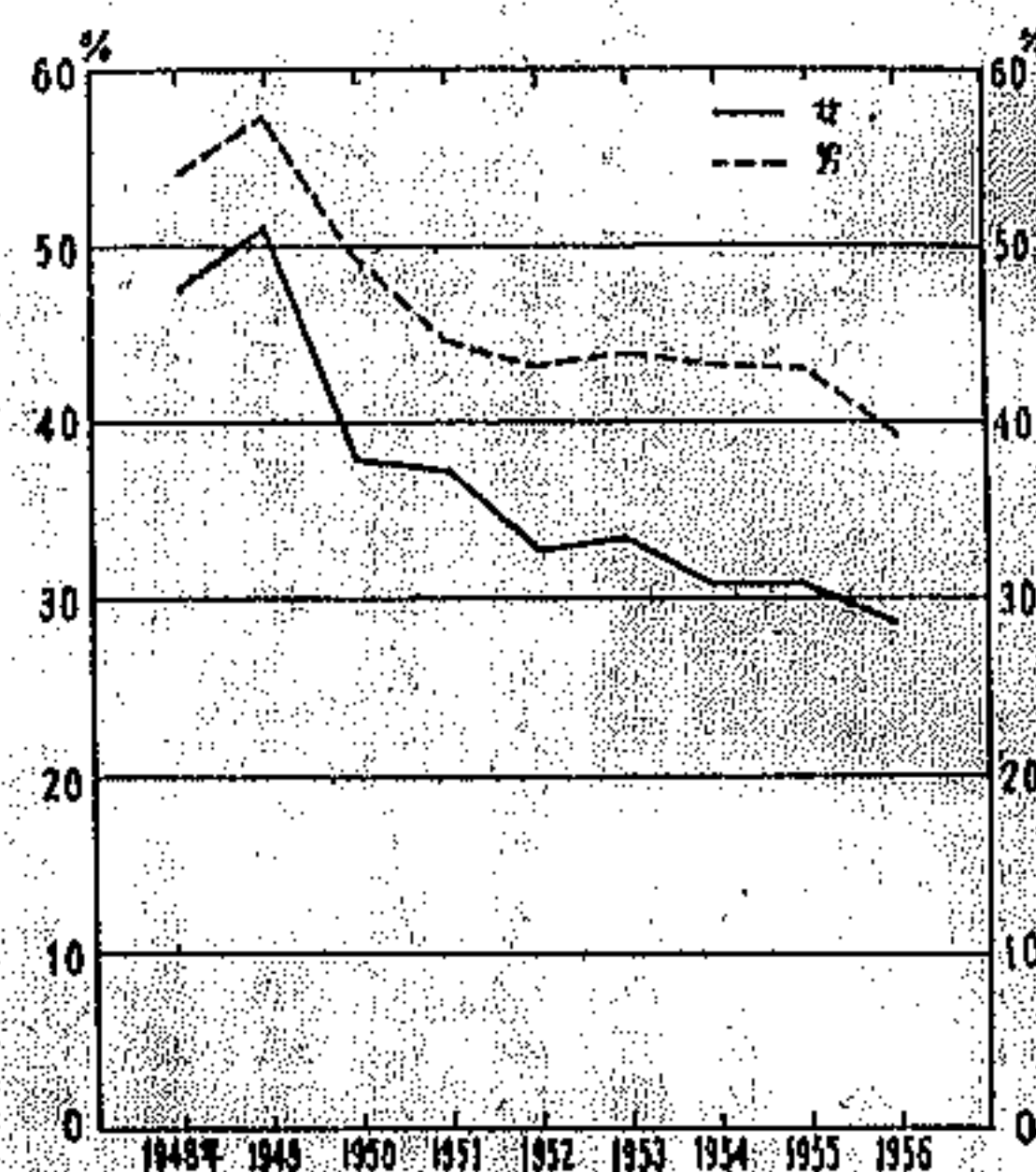
しかしこれに対して、ここ数年來の雇用者数の増加はさらにいじめるしく、しかもその多くが未だ組織をもたなかつたり、従来から組織化の遅れている産業や小規模企業に増加したため、組合組織率はむしろ低下の傾向を示して、一九五六年には前年に比べ女子は三〇％から二九％、男子は四三％から四〇％となりました。（図40・41）

一九五六年六月現在、労働省の労働組合基本調査によりますと、全国の単位労働組合数は三万四千をこえ、これに加入している女子労働組合員数は、五五年の一、四七三、七三四人にくらべて四・二％増加して一、五三五、〇三四人となり、この数は組合員総数（男女計）の二四％にあたります。（図42）

なお前年にくらべて女子組合員数が一万人以上と大巾に増加した産業は、製造業、建設業、公務、サービス業でした。

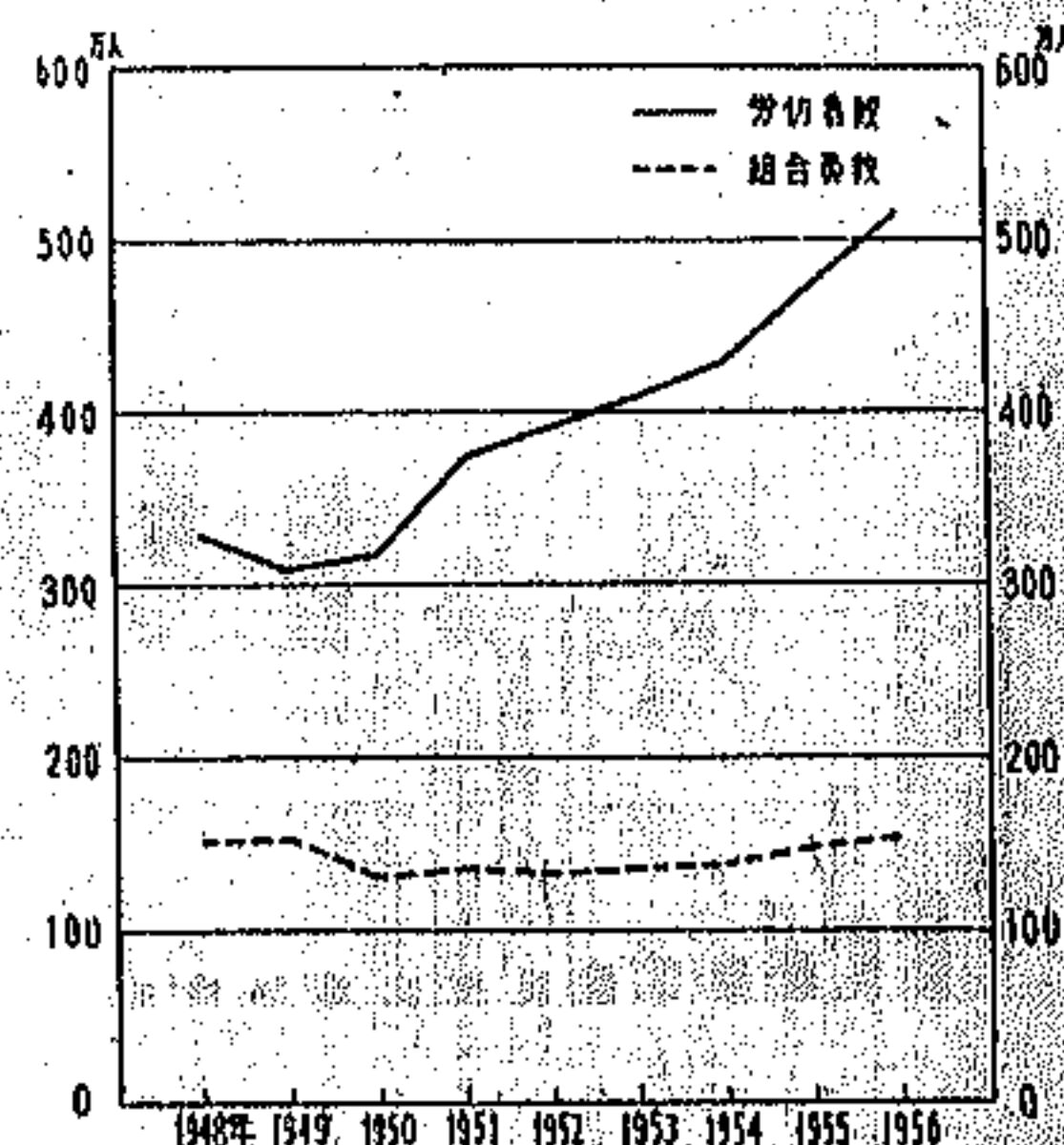
産業別に婦人組合員の分布状況をみると、婦人組合員が最も多く属している産業は製造業で、全産業婦人組合員数の三九％をしめています。そのうち半数は紡織業に属しています。ついでサービス業が二二％、このうち三分の

図40 全産業における年次別男女別労働組合推定組織率の推移（1948～56年）



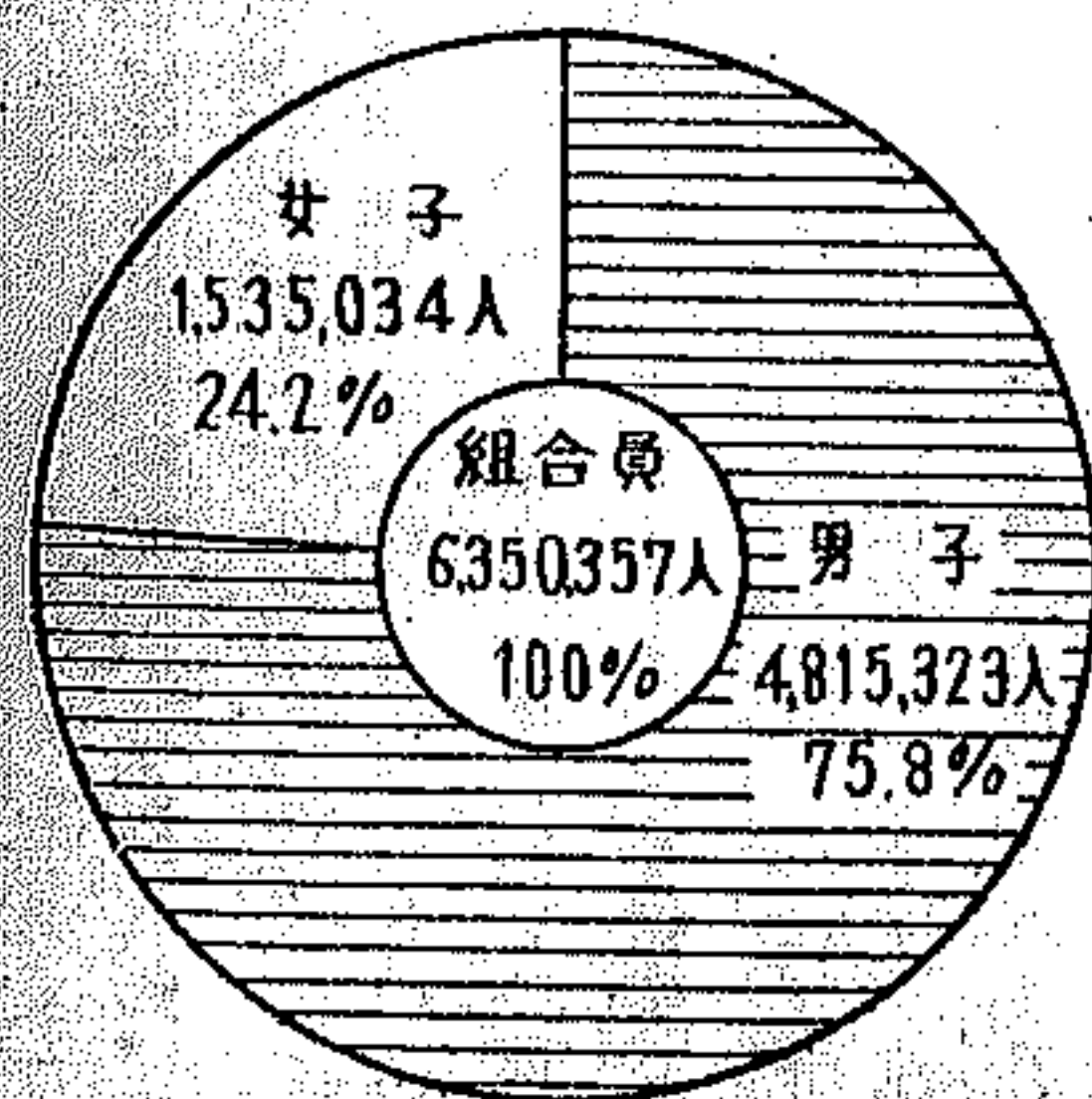
労働省労働統計調査部労働組合基本調査及び総理府統計局労働力調査による

図41 全産業における年次別女子労働者数並びに労働組合員数の推移（1948～56年）



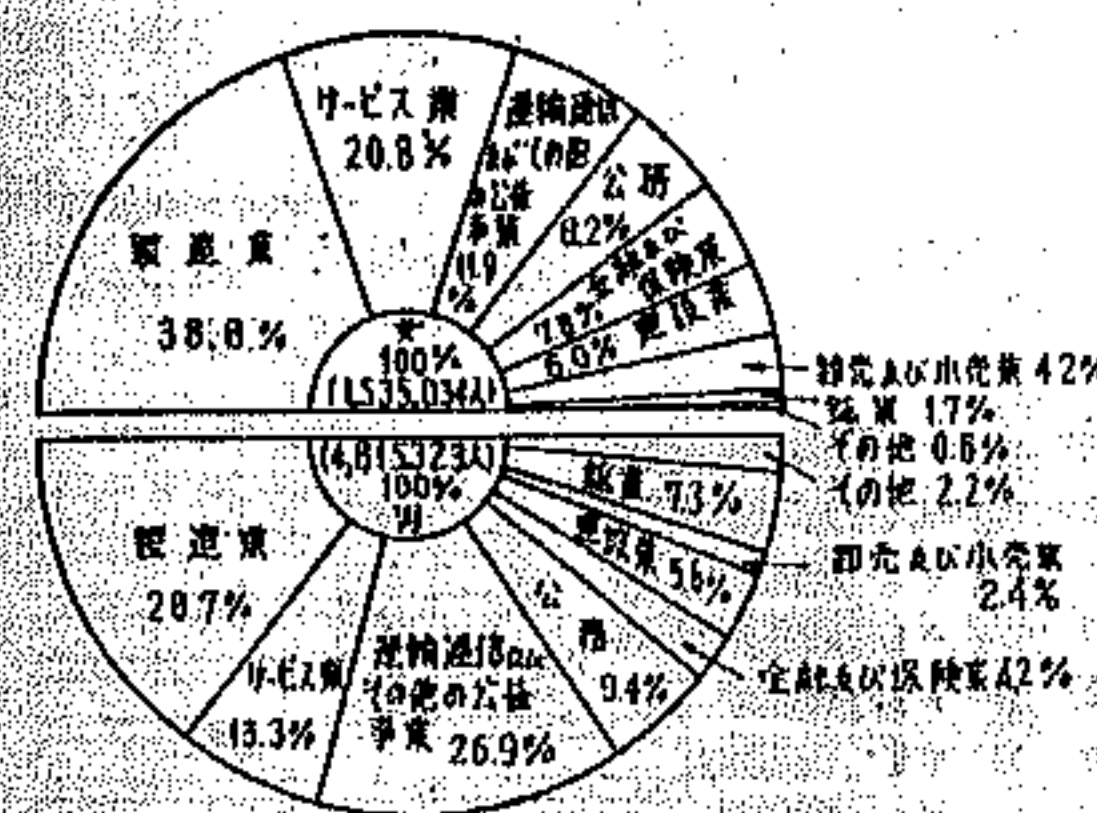
資料出所＝上に同じ

図42 全産業における男女別労働組合員数（1956年6月）



労働省労働統計調査部労働組合基本調査

図43 産業別男女別労働組合員分布状況（1956年6月）



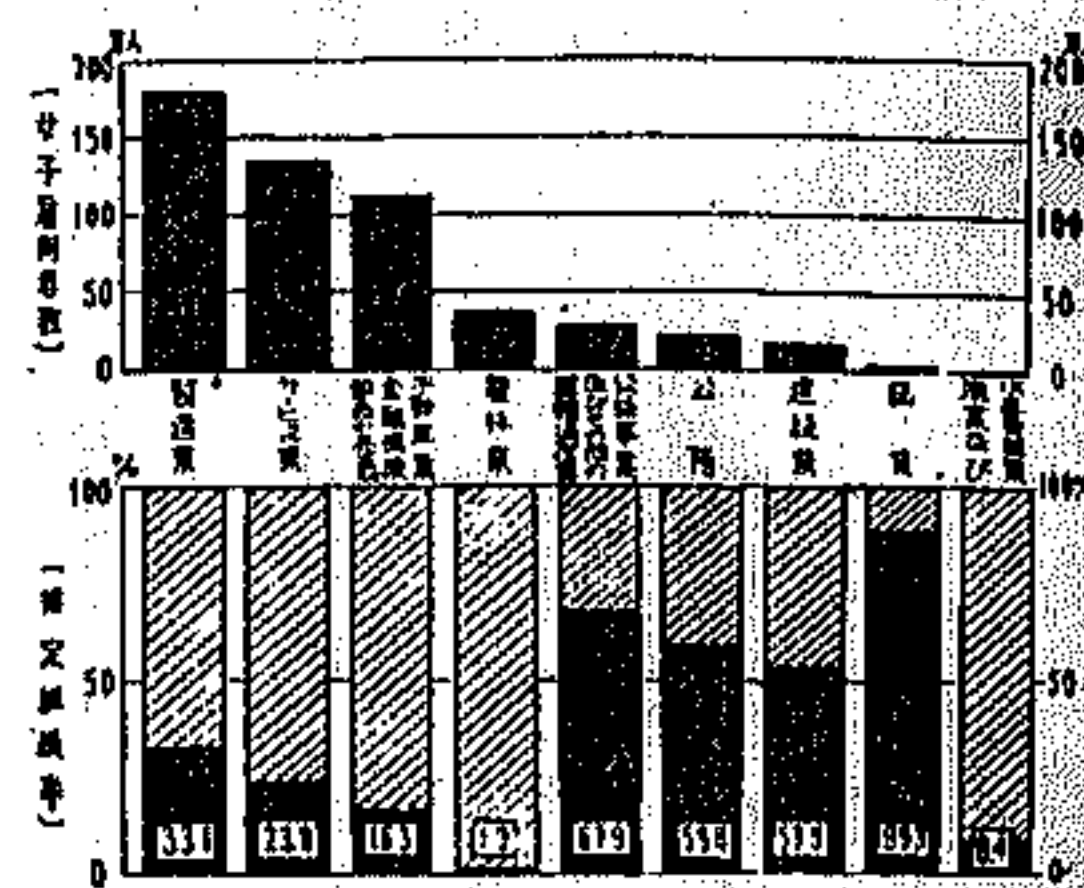
資料出所＝上に同じ

表35 産業別婦人労働者の推定組織率
(1955年, 1956年)

産業別	1956年	1955年
全産業	28.7	30.8
農業	1.9	2.0
林業	8.4	4.5
漁業及び水産養殖業	89.3	55.4
鉱業	53.9	42.4
建設業	33.1	33.9
製造業	16.3	18.0
卸売・小売業及び金融業	67.9	80.8
運輸・通信業及びサービス業	23.8	27.5
その他	59.8	76.7

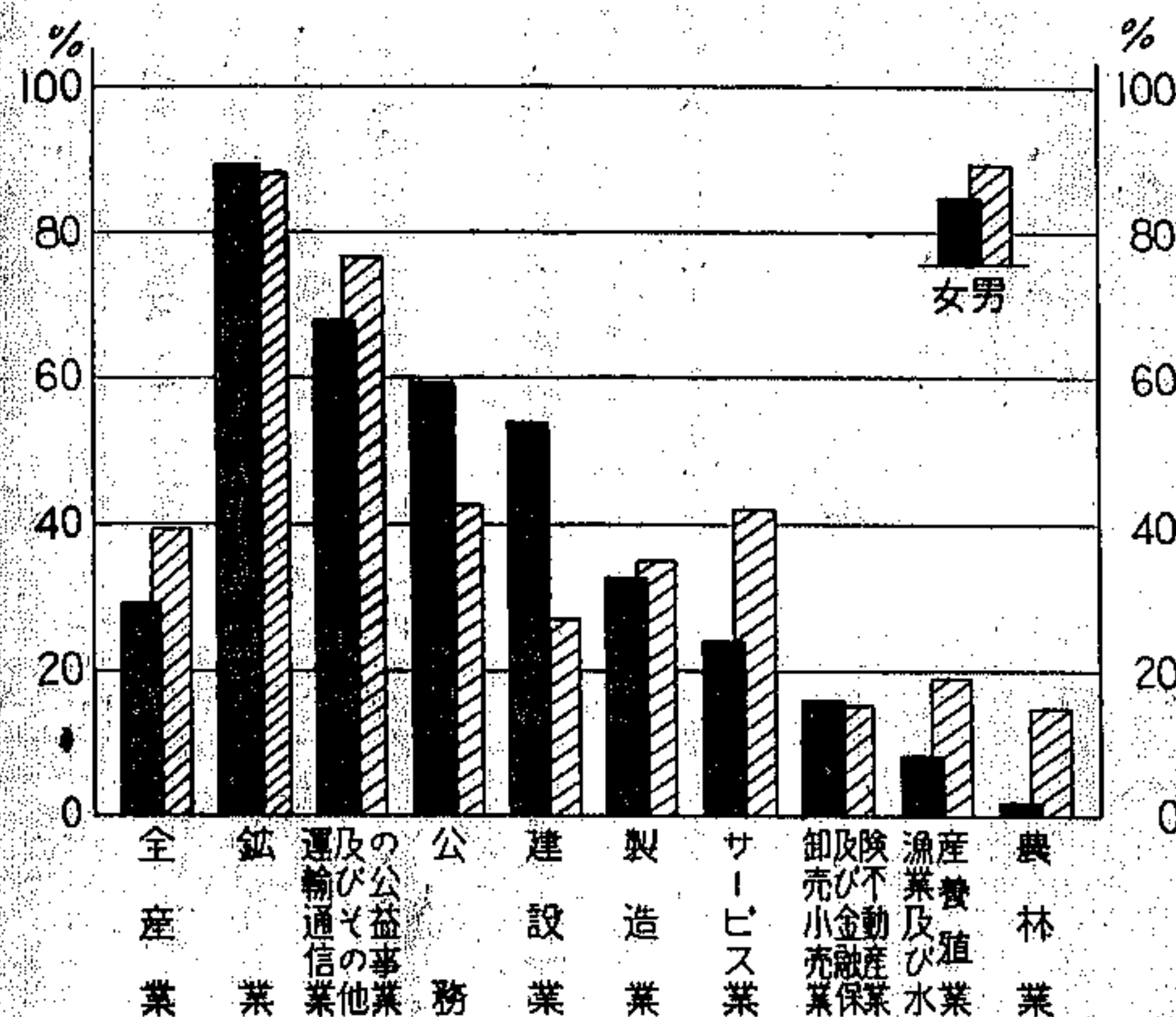
註 下記に同じ

図46 産業別婦人労働者数に対する
婦人推定組織率の比較
(1956年6月)



註 下記に同じ

図47 産業別男女別労働組合推定組織率 (1956年6月)



- 注 1) 組合員数は労働省労働統計調査部一労働組合基本調査による。
2) 雇用者数は総務府労働力調査による。
3) 産業は日本標準産業分類大分類別。

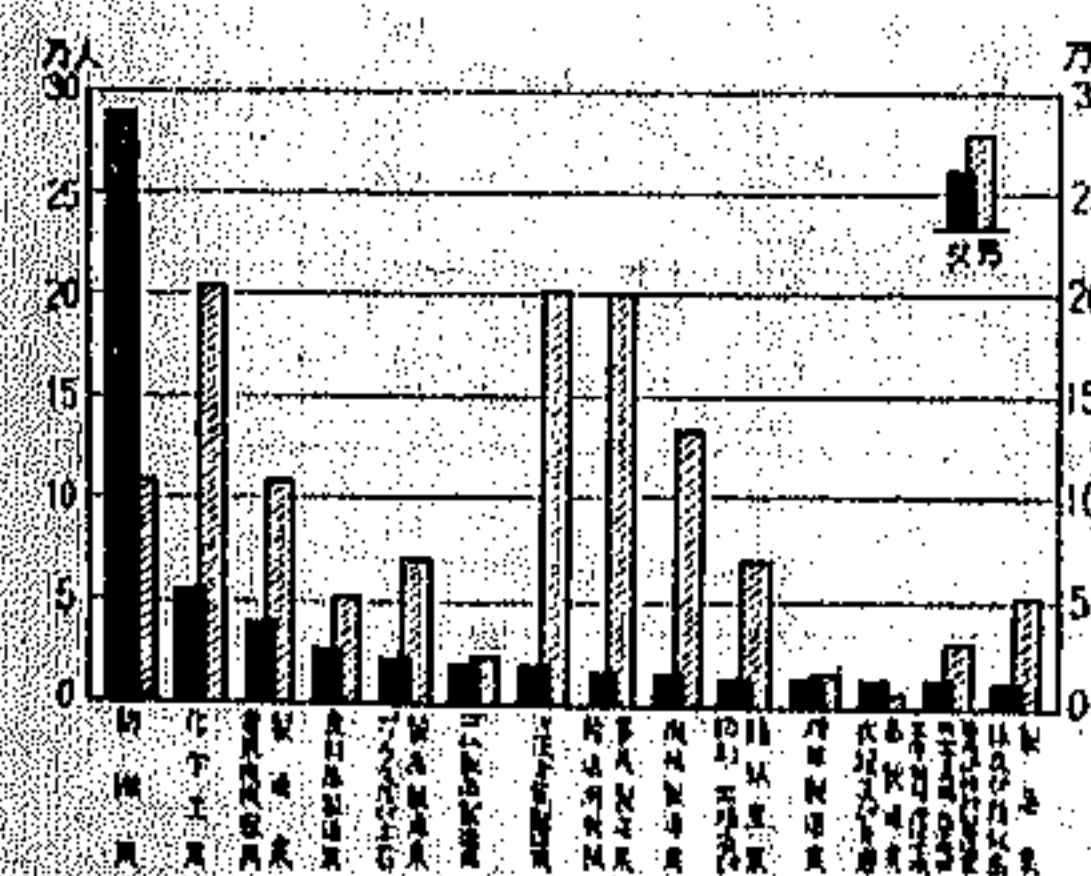
二は教育、運輸通信及びその他の公益事業二二%、このうち過半数が通信業、公務と金融及び保険業がそれぞれ八%、建設業六%、卸売及び小売業四%、鉱業二%となっています。(図43)

次に、各産業毎の婦人組合員の勢力状況(組合員総数に対する婦人組合員の割合)は、概して婦人雇用率の高い産業ほど大きいといえますが、金融及び保険業、卸売及び小売業、不動産業、サービス業は組合員総数の三分の一乃至それ以上が婦人となっており、製造業はそれらよりやや下廻り、建設業、公務がこれに次いでいます。(図44)

製造業について、さらにその内訳をみますと、婦人労働者の多い繊維産業では、紡織業、衣服及び身廻品製造業とも七〇%以上が婦人組合員によって占められており、煙草製造業、ゴム製品製造業は約半数が婦人となっています。これに対して、婦人組合員が一〇%以下しかない産業は輸送用機械器具製造業と第一次金属製造業でした。(図45)

しかし婦人労働者の組織率は、婦人労働者の多い産業に必ずしも高いというわけではなく、一九五六年においては、婦人労働者の少ない鉱業が、前年の五五%を大きく上廻って八九%となり、全産業中第一位をしめました。ついで運輸通信及びその他の公益事業が六八%、公務六〇%、建設業五四%、製造業三三%、サービス業二四%、卸売及び金融保険不動産産業一六%となっています。(表35・図46・47)

図45 製造業における男女別労働組合員数
(1956年6月)



註 右に同じ

図44 産業別女子組合員数の組合員総数
に対する割合 (1956年6月)



労働省労働統計調査部一労働組合基本調査

労働組合には、一つの会社や工場の労働者によって組織される企業別組合、同じ産業、あるいは同じ職業の労働者が職場を超え、横のつながりをもつて全国的な組織をつくる産業別組合、職業別組合などの形がありますが、わが国では企業別組合の形をとるものが圧倒的に多く、その多くは産業別の連合体をつくつています。

そしてこれら企業別組合の全国組織や連合体は、さらに集つて、上部連合団体を形成しています。

上部連合団体としては、総評（日本労働組合総評議会、傘下組合員数三二四万人）、全労（日本労働組合会議、六六万人―総同盟二四万人をふくむ）、新産別（全国産業別労働組合連合、三万六千人）、産別（全日本産業別労働組合会議、一万二千人）がありますが、その他以上の団体のどれにも加入しない三五の全国組合（組合員数計一〇八万人）もあります。

各団体のなかで婦人の割合をみますと、全労の三五%（大部は全職同盟）が最も多く、次いで総評二五%、総同盟二四%、産別二〇%、新産別五%となつています。

以上の上部団体の傘下組合中、主なものについて婦人組合員のしめる割合を次にかかげましょう。

(全 労)	
全職同盟	七五%
造船総連	六%
(総 評)	
全医労	六〇%
全日自労	四〇%
全専売	三〇%
自治労	二〇%
化学同盟	六〇%
全電通	三七%
全 通	二八%
全国金属	二〇%
日教組	四八%
全印刷	三五%
私鉄総連	二五%
都市交通	一七%
全炭鉱	九%

合化労連	二二%	全日通	六%	炭 労	五%
鉄鋼労連	四〇%	国 鉄	三〇%		
(その他)					
全蚕労連	八五%	全百連	六〇%	ホテル・レストラン従連	六〇%
全生保	四九%	市銀連	四四%	全印総連	三五%
地銀連	三三%	全損保	二九%	電機労連	二四%

註 上部連合団体組合員数は一九五六年労働省労働組合基本調査。
婦人組合員割合は一九五六年労働省婦人少年局調。

組合活動状況

―婦人の役員―

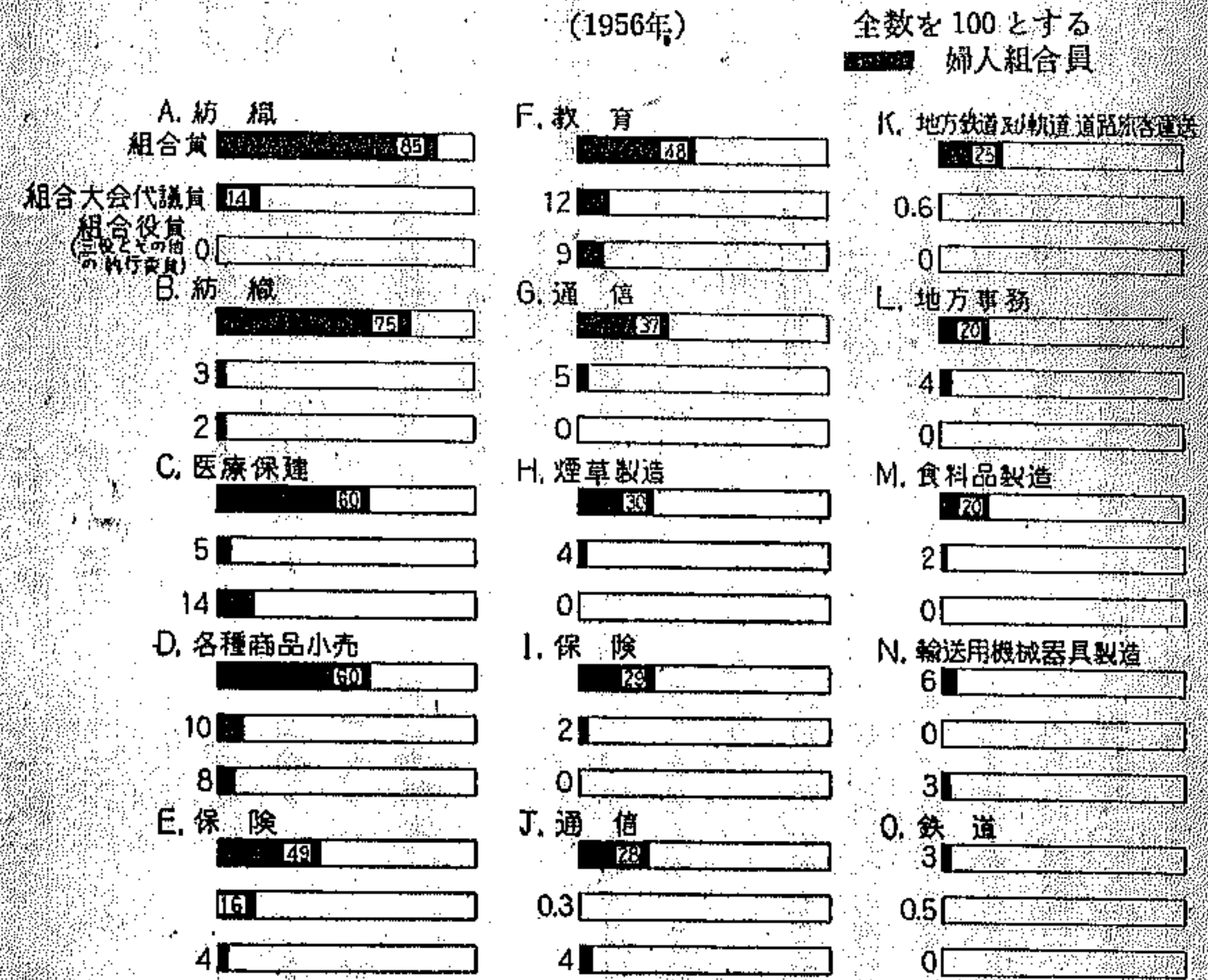
組合や職場における婦人の問題を、婦人組合員自体の問題であると同時に組合全体の問題としてとりあげて、研究、努力を行つていく組合は少くありませんが、これを強く推進するためには組合の決議機関や執行機関に婦人を多く送り出すことが必要でありましょう。

婦人少年局が主要な全国組合本部に回答を求めて得られた一五組合本部の例について、一九五六年の婦人組合員の組合大会代議員ならびに組合役員（三役とその他の執行委員）への選出状況をみますと、婦人の代議員、役員は非常に少ないといえます。すなわち、全体を通じて三役にえらばれている婦人は一人もなく、その他の執行委員に婦人が一人も出ていない例も珍らしくなく、数十人乃至数百人によつて構成される大会代議員に婦人が一人も選出されていなかったり、あるいは選出率が一%に満たないケースもみられる状況です。（図48）

これに対して、地方の支部や単組の場合の傾向は、一九五六年間の諸組合機関紙誌等によりますと、婦人の組合役員への進出状況がよいといえますが、諸条件の違いはあるでしょうけれど中央の場合程淋しくはありません。必ず

図48 全国組合本部における婦人の代議員と役員

(見出しは所属産業中分類)



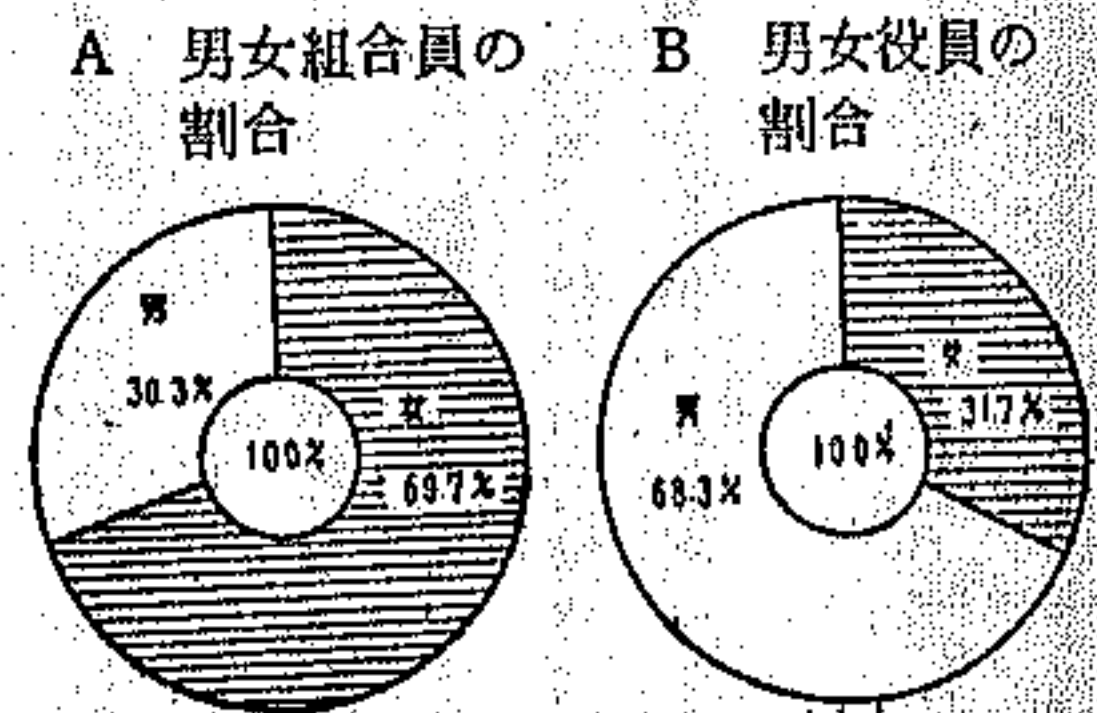
労働省—婦人少年局調

表36 繊維産業単組における男女
役員の割合
(1956年12月)

性別	計	女	男
役員別			
計	100	31.7	68.3
委員長	100	5.1	94.9
副委員長	100	20.6	79.4
書記長 (又は事務局長)	100	20.2	79.8
その他の執行委 員	100	38.6	61.4

労働省婦人少年局調

図49 繊維産業単組における婦人役員
の選出状況 (1956年12月)



労働省婦人少年局調

しもとくに婦人の多い職場でなくとも、婦人の執行委員長、副執行委員長、書記長がほつぽつみられますし、その他の執行委員、婦人部以外の専門部部長、副部長の役をつとめている例がかなり目につきます。とくに婦人の多い支社や単組においては、この傾向がいちじるしくなっています。

次に婦人少年局が、一九五六年十二月末日現在で蒐集した各都道府県の繊維産業単組五九〇(組合員総数二六万人、そのうち七〇%が婦人)の役員名簿からとりまとめた結果を参考までに紹介しますと、婦人役員は役員(三役とその他の執行委員)総数の三二%をしめており、そのうち婦人の執行委員長は委員長総数の五%、副執行委員長二一%、書記長(又は事務局長)二〇%となっています。(表36・図49)

—婦人部等—

多くの組合では、いろいろの形で婦人対策機構をもっていますが、執行機関としては専門部又はこれに準ずるもの—婦人部、婦人対策部又は婦人こんだん会等—を、又最高協議機関としては年一、二回開催される婦人部大会等から構成されている場合が多いようです。

しかしこれらの機構の運営にも時の移りともいろいろの問題があるらしく、ここ数年間にもその存廃、名称、性格の変更、青年部との合併、独立等幾多の変遷をへている組合が可成みられます。

一九五五年から五六年にかけてみられる主な傾向としては、婦人対策強化の必要を再認識して傘下組合に対して婦人部等を新設するよう指導を行ったり、本部に婦人対策専門機関のほかに諮問機関、もしくは協議機関(婦人対策協議会又は婦人こんだん会)を常設したり、選挙による婦人対策常任委員又は婦人対策担当者を常設させたりしている組合がふえてきていることです。

以上のことから各組合が婦人対策について研究努力を重ねていることは察せられます。次に一九五六年間における婦人部等の活動概況を全国主要労働組合の資料にもとづいてみましょう。

一般に婦人部の活動は、組織、教育啓蒙、文化、調査の分野に分けて企劃されているようです。組織活動と教育啓蒙、文化活動とは表裏一体のかたちで活発に行われていますが、対象をだいたい三段階——一般婦人組合員、婦人指導者や向上意欲のある婦人、婦人の組合幹部——に分けてこんだん会、研究会、組合学校、講座等がもたれているのが最近の傾向としてうけとれます。しかし一番重点がおかれているのは第一の場合で、最近行われた規模の大きなものは婦人月間、婦人週間、母体保護運動、みんなが組合を知る運動等のキャンペーンがあり、また小グループによるこんだん会、研究会、レクリエーション等に年々工夫案が加えられていることも目立ちます。

多くの婦人部が独自の機関紙誌を発行するようになったのも最近のいちじるしい傾向の一つといえましょう。調査活動はここ二、三年急速な進展をみせておりますが、本年もまた多くの婦人部が婦人対策組織の実情、婦人組合員の生活実態、福祉施設、職業に対する意識等の調査を行っており、その企劃、実施とりまとめに一段の進歩のあとがうかがわれました。「婦人対策が上滑りをせぬように先ず問題の実態を把握して活動に移る」というのがほとんどの婦人部の調査実施の動機といわれています。

このような婦人部の活動のテーマには、一九五六年の運動方針にもとづいて、例年通りいろいろのことがとりあげられていますが、とくに目立つたとみられる問題は、結婚や既婚婦人に関連した雇用問題と母性保護のための福祉対策でした。

1957年11月10日 印刷

1957年11月20日 発行

1956年

婦人労働の実情

婦人労働資料 No. 60

編集者 東京都千代田区大手町1の7
労働省婦人少年局
印刷所 東京都新宿区榎町1番地
成和印刷株式会社

